

第37回部落解放・人権徳島地方研究集会

男女平等(ジェンダー)報告書

と き:2017年2月17日

ところ:徳島グランヴィリオホテル

LGBT
とは?

SOGI
とは?

差別
禁止

当事者の
苦悩

自治体の
課題

目次

「性的志向および性自認に関する差別禁止」に向けた取り組みについて	1
連合本部総合男女平等局長 富高 裕子 氏	
徳島県男女参画基本計画と女性支援の仕組み	27
徳島県県民環境部男女参画・人権課 刈谷 広恵 氏	
当事者として生きる今	39
元小学校教諭 加藤 圭 氏	
「LGBT」について 性の多様性をめぐる人権課題	63
大阪府立大学人間社会システム科学研究科/地域保健学域教育福祉学類教授 東 優子 氏	
対 談	87
東 優子 氏 × 加藤 圭 氏	
編集後記	

1. 「性的志向および性自認に関する差別禁止」に向けた取り組みについて

連合本部総合男女平等局長 富高裕子氏

私からは、性的志向および性自認に関する差別禁止に向けた取り組みについてお話させていただきます。実は昨年、連合としてLGBTに関連する調査を実施させていただきました。その内容を公表したところ、非常に関心が強い方がいらっしやり、ヤフーニュース等でもトップニュースに出るといふ、組合のニュースとしては結構珍しい状況になりました。それだけ昨今このような内容に対する課題意識を持っている方が多くいらっしやるのだな、ということ改めて認識した次第です。

本日はその調査内容を中心に、連合の取り組みや考え方についてご紹介できればと思います。

まず初めに、おそらくご存知の方のほうが多いかと思いますが、いくつかこの後出てくる用語も含め、あらためて共有を図っておきたいと思います。まず、「LGBT」という言葉はかなり色々なところで使われておりますが、皆さんご存知のように性的マイノリティーの頭文字をとっており、性的少数者の総称として使われていることが多いのではないかと思います。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど大体皆さんお聞きになったことがあるかと思いますが、この方たちだけではなく、他にも沢山の性的少数者が存在しています。たとえば「エックス(X)ジェンダー」といふ、心の性が男女どちらでもない、また、どちらでもある中間の人や、「エイ(A)セクシュアル」、無性愛者といふ、好きになる性を持たない性、また「パンセクシュアル」は好きになる性が男性・女性にとらわれないことを言います。また、「ノンセクシュアル」、非性愛者は、恋愛感情があっても性的欲求を持たない人を言います。今日、東先生の資料にも同じような記載がありますが、色々な種類が書いてあり、今どちらかわからない方も含め、本当に性的マイノリティーの呼称は色々あります。そのような意味で、「LGBT」とは言いながらも、様々な性的マイノリティーの方たちがこの中に含まれる形で呼ばれているかと思ひます。

LGBTの方たちがどれくらいいらっしやるかといふと、一般的に3~10%程度と言われていふます。電通や博報堂の調査、後程ご紹介する連合実施の調査の中でも、大体8%程度という結果が出ております。連合の調査の中では、いわゆるLGBTという方が約4%、先ほどご紹介したような様々な性的マイノリティーの方々を含めると、8%くらいと出ております。職場で働いていふれば、だいたい一人はいらっしやるというふうなことではないかと思ひます。

性のあり方ですが、3つの要素で表せるのではないかと説明してあります。まずは「体の性」、生物学的性といふことで生殖器、また「心の性」といふことで性自認、ご自分がどの性別と認識しているかといふこと、それから「性的志向」、つまり好きになる性別がどちらなのかといふことで、「体の性」、「心の性」、「好きになる性」の3つです。そのうち、性的志向と性自認、これは「セクシュアルオリエンテーション」と「ジェンダーアイデンティティ」といふことですが、この頭文字を取って「SOGI(ソギ)」とも言われまふす。日本で言われているLGBTの課題、特に差別禁止に関する法律を作る際、「SOGI」といふのが大きな考え方になるのではないかと我々は考えていふます。「体の性」、「心の性」、「好きになる性」は誰もが持っていることで、誰もが自分の意志で変えることができないことではないかと思ひます。実際にいくつのパターンがあるか、



資料の図に記載しておりますので見て頂きたいのですが、レズビアンの方の場合、「体の性」、「心の性」、「性的志向の性」の3つで表現をすると、「体の性」については女性、「性自認」については女性、そして「性的志向」も男性ではなく女性に向いているという形で表されると考えています。これが、次のページのゲイの場合ですと、「体の性」は男性、「性自認」は男性、「性的志向」は男性となり、ゲイの方の場合は反対側に寄っている形です。バイセクシュアルの場合、「体の性」が男性の場合ですが、「性自認」も男性、「性的志向」についてはどちらもという形になっています。これがトランスジェンダーの方の場合、「体の性」は男性、「性自認」は女性、ここで変わるということです。「性的志向」については、この場合は男性というパターンです。この場合は体が男性に対して、女性の性自認ですので、「Male to Female」トランスジェンダーということですね。「男性から女性へ」という意味でのトランスジェンダーになります。呼称を詳しく学ぶということではないので、こういったパターンがあるということをご紹介させていただきます。

次のページですと、いわゆるマジョリティーと言われる「シスジェンダー」、心と体の性が一致している人々で「異性愛者」、「ヘテロセクシュアル」の男性のパターンで記載すると、「体の性」が男性、「性自認」が男性、「性的志向」が女性という形です。このように表にするとイメージがわきやすいと考えます。

先ほど「LGBT」と「SOGI」の話を致しましたが、我々は今、連合の中で運動を進める時に、基本的にはLGBTという言葉を使いながら運動を進めております。国際的には、「SOGI」を使い、特に法律的側面では動きが進んでおります。では、なぜ「LGBT」ではなく「SOGI」という言葉で進んでいるのかという点は後程少し触れていきたいと思います。

次のページですが、なぜ「SOGI」で考えるのか。当たり前といえば当たり前ですが、「LGBT」というのは、いわゆる性的マイノリティーの方たちを表す言葉ですが、「SOGI」は、先ほど言った「性的志向と性自認」のことで、全ての方が持っている属性ということになります。LGBTの方については、「当事者」と言いますが、「SOGI」というのは全ての方が持っているもので、「当事者」という言葉は使いません。異性愛や心と体の性が一致している人すべてが「当事者」であり、誰かがマイノリティーということではないので、法を策定するときには「SOGI」という考え方のほうがふさわしいため、「SOGI」が使われています。

次のページに記載していますが、今お話したように、「LGBT」を使うと対象が限定されてしまい、課題を捉える視野が狭くなるのではないかと考えられます。特に法制度で言うと、「LGBTへの差別を禁止します」という話になると、まず「誰がLGBTなのか」となります。しかし、言いたくない方が当然いらっしゃいます。そうすると、「誰がそうなのか？」という「探し」の話になってしまうため、「誰がLGBTであるか」ということは決められません。過去には「LGBT」とのレッテルを貼られ虐殺されてしまった歴史もありますし、レッテルを貼ることでいじめにつながるとも考えられます。やはり、マジョリティーとマイノリティーを分ける、という問題もあるかと思えます。

3つ目に記載しておりますが、例えば「LGBT」への差別を禁止するとなると、LGBT当事者ではないけれども、「お前はホモだろう、オカマだろう」とか、「レズ」、「オトコオンナ」という言葉でいじめることもあると思いますので、それをどうするのかという課題にもつながることがあります。そういったことから、「LGBT」ではなく「SOGI」という言葉の方が良いのではないかということになります。次のページに記載しておりますが、冒頭に言った通り、誰が「SOGI」であるか、「SOGI」の有無、という言葉は出てきません。なぜならば、皆さんが性的志向、性自認を持っているからであり、やはりこの言葉を使って考えることが望ましいと我々は考えています。「じゃあ、連合の取り組みも「SOGI」を使えばいいじゃないか」と思われる方もいらっ

しやると思いますが、我々もこの取り組みに着手したばかりで、「LGBT」という言葉がやっと認知されてきた状況であると考え、まずは「LGBT」を使って周知を図りつつ、考え方としては「SOGI」の精神で活動していくということで、我々も試行錯誤しながら進めている最中です。

国際社会における「SOGI」の取り組みで申し上げると、オリンピック憲章の中に根本原則として、オリンピック憲章が定める権利、自由は人種、肌の色、性別、これに加えて性的志向、言語、宗教、政治的なものなど、いかなる種類の差別も受けることなく確実に享受されなければいけない、と明確に記載されております。また2011年の国連人権理事会では、6月に性的志向や性自認に焦点を当てた初めての決議を採択し、日本もこの賛同国になっております。オリンピックが2020年に来るわけですが、当然こういったところにも対応した対策をするということで、我々もしっかりと取り組みをしていかなければいけません。今、企業も様々なところで対応を進めているとも伺っております。日本でも当然、各政党や政府が動いており、「今年の国会」と書いてありますが、昨年の国会から続いております。最近の動きとしては、2015年3月に超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」が発足し、自民党の馳浩会長をトップに動いておりました。その後、この中でずっと活動をされているということですが、「LGBTの差別解消法」のたたき台をまとめられており、昨年の途中あたりから自民党では、「差別禁止ではなく、理解促進を浸透させていく方がよいだろう」ということで、自民党が性的志向、性自認の多様な社会を目指す考え方を取りまとめるということで政府に要請しました。それとは別の形で5月には、民進、共産、社民、生活の4党で「LGBT差別解消法」を国会へ提出しており、現在継続審議となっておりますが、実際のところなかなか動いていないというのが現状のようです。

我々はこの考えも含め、法律の早期成立を掲げようということで、少し前の参議院選で各政党がマニフェストや公約の中に入れておりますので、いくつかご紹介いたします。

民進党は、「LGBT差別解消法などをつくりまします」。カッコ書きで、性的志向や性自認で差別されない法律、とあります。自民党は、先ほど申しあげました通り「理解の促進」。公明党も少し自民党寄り、「性的マイノリティへの理解の促進を図る」。共産党は「差別解消法の速やかな成立のために全力を尽くす」。社民党は、「同性婚の実現」等の記載がされております。

先ほど、ヤフーのニュースになったという話もしましたが、単純に興味があるということだけでなく、既に職場の中でも色々トラブルも出てきており、訴訟等も起きているのが現状です。ここに裁判例・訴訟等を少し載せておりますが、1つ目のS社、これは出版社だと思いますが、身体的男性が女性として勤務したことを理由に解雇された、ということで裁判になった例で、既にこの解雇を無効とする判決が出ています。もう1つの訴訟は、ある省庁が2015年に、戸籍上男性であることを理由に女性用トイレの使用を禁じたり、人事上不利益を被ったとして提訴した事件です。これは、もともと上司と相談の上、「誰でもトイレ」のようなものを使わせてもらっていたのですが、その後異動がありそれができなくなった、また、その他の不利益な取り扱いがあったため提訴されたということです。

それから昨年6月、大手の企業ですが、性同一性障害の診断を受けた会社員が全従業員へのカミングアウトを強要されたということで提訴されたという、ニュースになった件です。仕事をすすめる上で必要がないのに、無理やりカミングアウトを強要されたため、提訴されたと言われております。後ほど出しますが、私どもの調査の中で、労働組合が今後どのように対応するかという点も考えながら活動していかなければなりません。しかし、非常に相談しにくいのではないかと、実際に働いている人もカミングアウトができず悩みながら働いている方が多いのではないかと、労働組合としても、組合員から相談があった際に適切に対応できる体制整備、相談しやすい環境整備をしていく必要があると考えております。

職場における具体的な課題を「諸課題」として挙げておりますが、まずハラスメントがあります。先ほども申し上げましたが、ホモ、レズ、オトコオンナなど差別的な言葉を使ったいじめや嫌がらせ、また採用関係で LGBT、性的志向や性自認に関することを聞かれたり、それによる募集拒否や面接打ち切りなどがあるのではないかと考えられます。実は連合で、このようなことがないのかという調査をしました。かなり数は少ないのですが、実際に見聞きしているという実態が出ており、改めてそのようなことがないよう、組合活動の中でもしっかりとやっていかなければいけないと考えております。

また人事関係で、LGBT や性的志向、性自認に関する昇進・昇格、配置に関する差別的対応、トランスジェンダーの方の場合に多いかと思いますが、サービス・規律関係で服装や髪型等に関する配慮等、安全衛生、福利厚生等で課題が出てくると考えられます。

厚生労働省はいくつか取り組みを始めており、資料に「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です」とありますが、この中に、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的志向又または性自認にかかわらず該当することがあり得ます、とあります。ホモ、オカマ、レズなどを含む言葉は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます、と記載しており、こういった性的志向に関する嫌がらせもハラスメントの中に入る、ということがきちんと記載されております。また、先ほどお話した採用・選考の場面でも、LGBT 等の性的マイノリティーの方など、特定の方を排除しないということが重要と記載されております。

また厚労省ではなく、文科省の取り組みについても記載を致しました。2014年に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」に基づき、2015年に特有の支援などに関する通知が出て、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という資料が出ております、これは文科省のホームページで見られると思います。性同一性障害に係る児童生徒についての特有支援、学校における支援体制や医療機関との連携、卒業証明、教育委員会等による支援、その他留意点について等を記載しております。右図の中には学校生活における各支援ということで、服装や髪型、更衣室、トイレ等でこういった支援事例があるか、ということが記載されております。例えば服装で言えば、自認する性別の種類や体操服を着用するような配慮などが記載されております。

先ほど「相談しやすい体制」というお話をしましたが、2つ目として性同一性障害における児童生徒、性的マイノリティーとされる児童生徒に関する相談体制の充実もしっかり行おうということで、学校における適切な対応ができるよう、必要な情報共有を行うことを含めて指導助言をしましょう、というような通知になっています。これが出された後に、アンケートや質問が来て、2016年4月30日に「性同一性障害や性的志向・性自認に関する児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」ということで、この中で初めて政府の言葉の中で「性自認」という言葉が用いられ、主に先ほどのものに対する Q&A 等がこの中に記載されております。一番初めの通知では性同一性障害のところがメインで書かれる形でしたが、これは性同一性障害以外の LGBT についてもより明確に記載された内容になっています。

ここには記載しておりませんが、直近で言うと2016年12月1日に人事院規則でセクハラ防止、「性的志向、性自認に関する偏見に基づく言動が国家公務員のセクハラに該当します」ということで明確に規則が改正されたため、それが企業に対する厚労省の法律等に影響を及ぼすかな、と考えております。

ということで、比較的法律の方も少しずつ進んできております。そこで、連合の取り組みをご説明させて頂きたいと思っております。

先ほど、超党派の議連ができて法律制定に向けて動きが出てきているという中で、我々としても性的志向および性自認に関する差別禁止に向けた連合の当面の対応として、昨年3月の中央執行委員会で確認をさせて頂きました。法律制定にあたっては、全ての人が性的志向や性自認に関する不当な暴力・差別を受けることがないように、きちんと進めていこうと、就業環境等の改善を中心として取り組みを進めていこう、ということを確認させて頂き、議員立法の早期成立を求めていくことを確認しております。

そうは言いながら、我々もまだ組合を通じて実態把握ができていなかったため、正確な知識や困難の実態の普及啓発をすることと、きちんと課題整理をするために調査をするということ、この中で確認させて頂きました。

「運動に関する取り組み」の2つ目の○（まる）ですが、性的志向や性自認の課題に関する調査を行うと、これに基づいて今後の運動を少し進めていこうという話になり、昨年の調査に結びつきました。

調査の概要について少しご紹介したいと思います。先ほども申し上げましたが、組合になかなか相談できない状況なのではないかということで、いつも連合の調査を組合を通じて行うのですが、年に何回かネットを通じた調査をしており、こちらはネット調査で行いました。リサーチ会社の登録モニター対象の調査ですが、実は非当事者を中心に行った LGBT の職場調査は日本で初めてだったそうです。年齢は20～59歳の有職男女で、昨年の7～8月で1000人のサンプルが集まるよう、構成比が均等になるように作っております。内容ですが、冒頭に説明したように、非当事者ということで、全ての人に調査をしているわけですが、中でも LGBT 当事者の方は回答者の8%でしたので、電通・博報堂等の調査と大体合致する割合になっております。LGBT、トランスジェンダー、エイセクシュアル、その他で、合計で8%です。

LGBT に関するハラスメント、嫌がらせがどれくらいあるのか、ということも聞いております。職場で LGBT に関するハラスメントを経験したことがある、または見聞きしたことがあるかという質問ですが、身近に LGBT の方がいる方と、いない方とでかなり大きく回答に差が出ております。赤線で囲ってありますが、身近に LGBT がいる人は、見聞きした割合が6割に上っております。これは結構大きいと考えており、アンテナを張っていないことで、知らず知らずのうちに周りに当事者がいて、すごく傷ついているのではないかと思います。身近にいればわかるけれど、身近にいないのではないかと思っていると、割合がとても減ってしまい、こういう点は我々の運動としても大変気を付けなければいけないと考えております。

先ほど、嫌がらせというお話をしましたが、これは差別的な取り扱い、いわゆる解雇・降格・配置変更等の差別的取り扱いを経験したか、または見聞きしたことがあるかということですが、やはりこれも身近にいるパターンでは4割近くの方が見ておられます。あとは、管理職の方たちの方が、現場の差別的取り扱いを見聞きしているという傾向があるようです。背景はわかりませんが、おそらく管理職の方が研修などで学ぶ機会も多いので、割合が増えていると考えられます。

次のページ、職場においていわゆる LGBT に関する差別はなくすべきだと思うか、という質問ですが、8割方の方たちが「なくすべき」と考えておられますが、男性よりも女性の方が割合が多いという結果が出ています。次のページはハラスメントを防止・禁止すべきか、と問うたところ、過半数の方たちが「そうするべきだ」と言っておりますが、一方で「わからない」という方も実は35%いらっしゃいます。そもそもこの問題がどういう問題なのか、とか、イメージ的にどうすべきかがわからないのかなと思ひ、やはり職場、教育の場における理解・浸透がまずは必要なのかなと考えているところです。

では、LGBT に関するどのような施策があると望ましいと思ひますか、と複数回答で聞いた

ところ、「特になし・わからない」といった回答が多いのは、先ほど同様かと思いますが、一番多かったのは「ハラスメント防止対策」をきちんとやるということです。それから「差別禁止の方針を明らかにする」。セクハラなどもそうですが、やはり LGBT に対するハラスメントをしてはいけないということを理解するべきだ、とのことです。それから、トランスジェンダーの方は勤務先で更衣室等の配慮が当然必要となってきますので、そういった配慮も必要。また、相談窓口が必要ではないかということが非常に多く出ております。

施策として一番強いというところで、「差別をなくす法整備をするべき」かどうかという点ですが、過半数はいきませんが 45% で、こちらも女性、そして年齢層が上がるほど法整備を求める意見が多く、女性では 51%。世代で言うと 50代が一番多く、52%の方たちが法整備をするべきではないか、と回答されています。一方で、啓発や個別対応をすればよくて、法整備は必要ないのではないかと、どちらかという少し自民党的なものがあるかと思いますが、まず理解促進をするべきで、法整備は必要ないのではないかと回答された方も多くいらっしゃいます。

「LGBT の子どもの実態」と記載していますが、LGBT であることに気づいた年齢は、これは「いのちのリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」の LGBT の学校生活に関する実態調査から抽出しておりますが、比較的早い段階から LGBT であるかもしれないということに気が付くという実態も出ております。とりわけ、トランスジェンダー、M to F、男性から女性、男性からエックスジェンダーということで、トランスジェンダーでは小学校入学前と比較的早く、ゲイやレズビアンも小学生 6年から高校 1年で出てきております。学校・職場でカミングアウトできる人の割合、カミングアウトしたかどうか、誰にしたか、ということが次の「よりそいホットライン」の報告書からも出ていますが、学校・職場でカミングアウトしている人たちは全体の 10.6%と非常に少ない状況で、アウティングと左に書いてありますが、自分が言うのではなく、本人の了解を得ずに暴露されてしまうことが数値として多く存在している状況です。やはり職場や学校で非常に言いづらいという実態が出ております。トランスジェンダーの方は少し高めに出ていると言われてはいますが、それは施設利用など必要性に迫られて、ということだと思われます。

次のページですが、自分自身が LGBT を誰に打ち明けたかという点は、圧倒的に同級生に打ち明けるパターンが多くなっています。これは、ゲイ、レズビアン、トランスジェンダー、いずれも同級生が一番多いということです。その下に、なぜカミングアウトしなかったのかとありますが、やはり理解不足やいじめ、差別を恐れてというのが多くなっています。

次のページにあります。年齢期に冗談やからかいを受けた方経験が約 6割の方がお持ちで、具体的には言葉による暴力や無視、仲間はずれ等を経験している方もおられます。言葉による暴力は圧倒的に多いという結果が出ています。

先ほど職場における課題を挙げましたが、教育における課題で言うと、いじめもありますが、やはり教室における様々な困難があるということで、いじめを許さない旨の方針か宣言がここにも当てはまるのではないかと思います。その他、課外活動や学校施設や設備における困難や、証明書の性別欄の削除などもあるのではないかと思います。進路指導・相談といった相談員の研修も必要ではないかということで、様々な場面で課題が存在していると考えられます。

自治体や企業における先進的な取り組みに少し触れたいと思いますが、先進自治体の取り組みの例としては、学校内の体制の整備としては、いじめに対応する相談体制の整備、関連する情報を得られる環境の整備をしていく必要があります。相談をするのは同級生が多いですが、やはり教職員の方が理解することが非常に重要で、学習会や校内研修の実施、LGBT 当事者の教員等への配慮も存在していると思います。また、教室における配慮、課外活動への配慮、また学校生

活・施設利用における具体的な配慮事例と言えば、トイレ、更衣室、健康診断、宿泊、修学旅行等もありますし、制服等の選択肢を用意することをニーズに応じて行っていくことを考える必要があると思います。

先進企業における取り組みとしては、既に差別禁止・方針を明文化しているところもごさいます。富士通やワコールなどです。また、ハラスメントの禁止や防止について倫理規定等に記載している点で言えば、パナソニック等です。採用で言えば、エントリーシートの性別欄に「男女」以外の記載も可能にしている組織もありますし、人事関係では、社内イントラネットの情報発信とありますが、ネットでの研修等をしている組織もあるようです。また、福利厚生・同性婚ということに関わることもあります。福利厚生や休暇等の具体的手当という点で申し上げますと、同性パートナーを家族とみなして休暇や社宅貸与の基準を判定したり、ANAのように同性パートナーも配偶者とみなし、祝い金や休暇を付与するといった取り組みをしているところも出てきています。

今年の春闘で、どれくらい取り組みをされるところがあるかわかりませんが、昨年パナソニックなどが取り組みを進めているという話を聞いていますので、また2020年に向けて少しずつ企業や職場での仕組みも改善されていくのかなと思います。また、他の法律も同様と思いますが、やはり法律の制定も差別禁止のところで行う必要があると思っております。やはり実際の職場・学校現場で本当に悩んでいる人たちが安心して働いたり、学ぶことができるようにするには、相互理解が非常に重要になると思いますので、法整備についてはしっかりと進めていきたいと思いますが、まずわれわれ一人一人ができることとして、自分たちが理解していくことと、そのような悩みを抱える人が一人で悩み、苦しむのではなく、支えてあげられるような体制を整えていくことが必要ではないかと考えております。

連合もこの調査を基にこれから少しずつ研修内容の整備や職場点検マニュアル等を作りたいと考えております。まだ運動の途上ですので、明確ではないところも含めてお話をさせて頂きましたが、今お話をさせて頂いたような点も、少しでも今後の皆さんの活動の参考になればと考えております。

第37回部落解放・人権徳島地方研究集会
「性的指向および性自認に関する差別禁止」
に向けた取り組みについて



2017年2月17日
連合 総合男女平等局
富高 裕子

LGBTとは

- LGBTとは下記の頭文字をとったもので、「性的少数者」の総称として使われている
- 下記はあくまで代表的な「性的少数者」であり、他にもたくさんの「性的少数者」が存在する

L: レズビアン	= 女性の同性愛者
G: ゲイ	= 男性の同性愛者
B: バイセクシュアル	= 両性愛者
T: トランスジェンダー	= 身体の性と心の性が 一致していないひと

他の様々なセクシュアリティ

Xジェンダー
=心の性が男女
どちらでもない/どちらでもある/中間 の人

Aセクシュアル
=無性愛者
好きになる性を持たない人

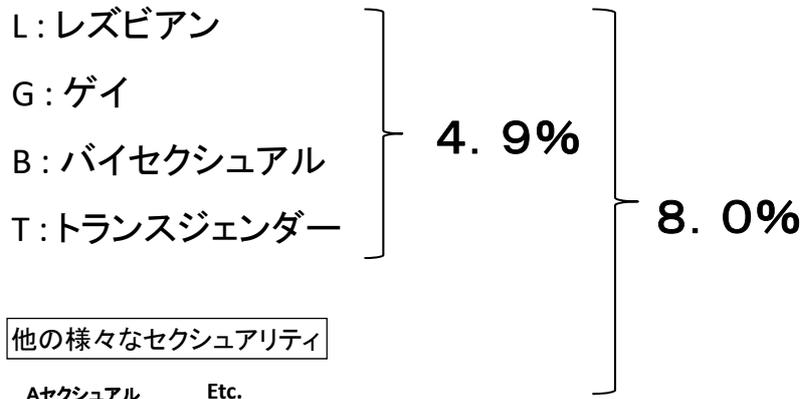
パンセクシュアル
=好きになる性が性別にとられない人

ノンセクシュアル
=非性愛者
恋愛感情があっても性的欲求を抱かない人

※性同一性障害は医学的診断名で
トランスジェンダーの人の一部が
診断されることがある

LGBTとは

- 「LGBT」は一般的に3～10%程度だと言われている
- 連合の調査などでは、いわゆる「性的マイノリティ」は約8%と結果が出ている



出典: 連合「LGBTに関する職場の意識調査」

3

性のあり方は三要素で表される

- 人の性別は三つの観点から考えることができます
- 「性的指向」と「性自認」(合わせた略称SOGI)がこの課題を考えるキーワードです。

からだの性 = 生物学的性。性染色体や生殖器など。

こころの性 = 性自認。自分の性別をどう思っているか。

好きになる性 = 性的指向。どの性別を好きになるか。

この三つの性のうち、「性的指向」と「性自認」は、英語に訳すとそれぞれ、「Sexual Orientation」「Gender Identity」となります。この頭文字を取った「SOGI(ソジ)」が、いわゆる「LGBT」の課題、特に法制度を考える際に重要になります。

この3つの性は誰もが持っており、誰もが自分の意思では変えることができません。
Q. 明日から異性愛をやめたり、性自認を変えたりできますか？

実際に性の三要素で考えてみよう

- いわゆる「レズビアン」(女性同性愛者)の場合、
三要素に基づくとこのように表すことができます
(実際には男女どちらかだけでなく「中間」の人もいます)

・身体の性



・性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。



・性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。



実際に性の三要素で考えてみよう

- いわゆる「ゲイ」(男性同性愛者)の場合、
三要素に基づくと下記のように表すことができます
(実際には男女どちらかだけでなく「中間」の人もいます)

・身体の性



・性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。



・性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。



実際に性の三要素で考えてみよう

- いわゆる「バイセクシュアル」(両性愛者)の場合、
三要素に基づく下記のように表すことができます
(性自認が「中間」の人も好きになる場合はパンセクシュアル(全性愛者))

・身体の性



・性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。



・性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。



実際に性の三要素で考えてみよう

- いわゆる「トランスジェンダー」(性同一性障害含む)の場合、
三要素に基づく下記のように表すことができます
(性自認が「中間」もしくは「ない」の人を、特に「Xジェンダー」と呼ぶこともあります)

・身体の性



・性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。



・性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。



この場合、身体が男性に対して女性の性自認なので、
Male to Female (MtF)トランスジェンダーと言われます。

実際に性の三要素で考えてみよう

- シスジェンダーヘテロセクシュアル(いわゆるマジョリティ)の男性の場合、三要素に基づくと下記のように表すことができます

・身体の性



・性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。



・性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。



シスジェンダー＝心と身体の性が一致している人びと
ヘテロセクシュアル＝異性愛者

実際に性の三要素で考えてみよう

- シスジェンダーヘテロセクシュアル(いわゆるマジョリティ)の女性の場合、三要素に基づくと下記のように表すことができます

「男性」と「女性」の中間領域を一端脇に置くと、性の3要素からこのような表を考えることができます。

身体の性	男				女			
心の性(性自認)	男		女		男		女	
恋愛対象(性的指向)	女	男	女	男	女	男	女	男
	ヘテロ (異性愛者) 男性	ゲイ男性	↑ MtF (Male to Female) トランスジェンダー レズビアン	MtF (Male to Female) トランスジェンダー	↑ FtM (Female to Male) トランスジェンダー	FtM (Female to Male) トランスジェンダー ゲイ	レズビアン	ヘテロ (異性愛者) 女性

上の表のように、「トランスジェンダー」かつ「レズビアン」、「トランスジェンダー」かつ「ゲイ」という人もいらっしゃる事が分かります。

なぜSOGI(性的指向・性自認)で考えるのか

- 国際社会では、正式文書や法律では「LGBT」ではなく、「SOGI」を使います

SOGI = Sexual Orientation(性的指向)
Gender Identity(性自認)

国連では

- ・2011年国連人権理事会においてSOGI人権決議がなされています。
日本は賛同国に入っています

ヨーロッパではEU加盟の全ての国で

- ・SOGI(性的指向と性自認)に基づく差別禁止法が作られています

なぜ「LGBT」ではなく、「SOGI」なのでしょう？



なぜSOGI(性的指向・性自認)で考えるのか

- 「LGBT」は「人」(少数者、マイノリティ)を表す言葉であるのに対し、
「SOGI」は人の「属性」を表し、全ての人が「SOGI」を持っている

・「LGBT」は少数者(マイノリティ)としての「人」を表す言葉
「SOGI」は全ての人の「属性」を表す言葉
→だから、
「LGBT」当事者とは言うが、「SOGI」当事者とは言わない。
異性愛や心と身体の性別が一致している人も含めた、
誰もが「当事者」=誰が「マイノリティ」か、という議論にならない。

・「LGBT」では、「A」も入れる、「Q」も入れるなどの議論となり、
「LGBTQQIAAP」などの言葉も出てくるなど、どこまで頭文字を並べるかの議論が
常に出てくるが、「SOGI」ではその議論が基本的にない

★ LGBTとSOGIの違い



ここは大きなポイントだね！

絵の出自: まきむらの紅色NEWSサテライト 第129
回「LGBT」一言いづらいい ニュースで話題の新語
「SOGI」とは? LGBTとの違いは?
<http://www.2chopo.com/article/detail?id=1730>



なぜSOGI(性的指向・性自認)で考えるのか

- ○「LGBT」を使うと対象が限定され、課題を捉える視野が狭くなってしまうなど、不都合が起きることがあります。

他にも法制度で「LGBT」を使うとこんな不都合も

1. 誰が「LGBT」であるかは決められない
→過去には「LGBT」とのレッテルを貼られ、ナチスに虐殺された歴史があります
→安易なレッテル貼りはいじめなどを引き起こすことがあります
2. そもそも、「多数者」と「少数者」を分けるということに対する問題
3. 「LGBT」への差別を禁止したり、いじめを禁止した場合、「LGBT」以外への「LGBT」に関するいじめをどう考えるかが課題となる
→「LGBT当事者」でなくても、「ホモ」「オカマ」「レズ」「オトコオンナ」などと言われ、いじめられることがあります
4. 「LGBT」は英語圏発祥の言葉で、アジア・アフリカ諸国に馴染まない

SOGIを使うと、こういう問題が解決できるの？



なぜSOGI(性的指向・性自認)で考えるのか

- ○「SOGI」を使うと、課題に対して広い視野で捉えることができます

「SOGI」を使った場合こうなります

1. 誰が「SOGI」があるか、「SOGI」の有無、などという問題は出てこない
→全ての人に「SOGI」があります。
2. 「多数者」「少数者」という分け方ではなくなる
→全ての人に「SOGI」があります
3. 「SOGI」に関連する差別やいじめに対応すると決めれば、「LGBT当事者」なくても「ホモ」「オカマ」「レズ」「オトコオンナ」などといったハラスメントをはじめとする言動その他に対応することとなります。
4. 「SOGI」は特定の文化に依存しない言葉

「LGBT」と「SOGI」の違い、
整理できましたか？



国際社会におけるSOGI(性的指向・性自認)

- ・ 国際社会では、SOGI(性的指向・性自認)に関する規則や制度が定められています

オリンピック憲章 オリンピズムの根本原則

(前略)

6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、**性的指向**、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

2011年の国連人権理事会

2011年6月に国連人権理事会では、性的指向や性自認に基づく人権侵害問題に焦点をあてた初めての決議を採択しました。
日本は賛同国になっています。人権の普遍性を再確認し、性的指向や性自認を理由に受けている**暴力行為や差別待遇に懸念を示しています。**



オリンピック開催国の日本もがんばらないと！



SOGI(性的指向・性自認)を巡る国会の動き

- ・ 日本でも、各政党や政府が動き出しています
- ・ 今年の国会でも法案が提出されるなど、今後法整備が進む予定です

【これまでの主な動き】

2001年 人権擁護審議会が発表した「人権救済制度の在り方について」において、同性愛者に対する雇用における差別的取扱い、嫌がらせ、差別表現等の問題があることを認め、人権救済の対象となることを明記(法務省)

2003年 性同一性障害者の取り扱いに関する法律が成立

【最近の動き】

2015年3月 LGBTに関する課題を考える議員連盟 発足

超党派の国会議員が参加。

会長: 馳浩衆議院議員(自民)、幹事長: 西村智奈美衆議院議員(民進) 他

2016年1月 旧民主党が「LGBT差別解消法骨子案たたき台をまとめる

超党派のLGBT議連が旧民主党案をベースに立法作業を開始

2016年4月 自民党が「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的考え方をとりまとめる」

→「雇用・労働環境分野」9項目を含む33項目を政府へ要請

2016年5月 民進、共産、社民、生活の4党が「LGBT差別解消法」を国会へ提出

SOGI(性的指向・性自認)に関する選挙公約

- ・ 主要各党がSOGI(性的指向・性自認)に関する公約を掲げています
- ・ それぞれ政党によって施策の色合いが異なります

【主な政党が掲げる参議院選挙の公約】(抜粋)

民進党: LGBT差別解消法などをつくります
(性的指向や性自認で差別されない法律)

自民党: 性的指向・性自認に関する理解の増進

公明党: 性的指向や性自認を理由とする差別のない社会をめざし、(中略)
性的マイノリティへの理解の促進を図ります

共産党: 次期国会での「LGBT差別解消法のすみやかな成立のために全力を尽くします。

社民党: 「LGBT差別禁止法」を制定します。同性婚についても実現をめざします。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会も「差別」の排除等を掲げている中で、2020年に向けた与野党の調整が焦点

職場の課題として既に訴訟も

- ・ ○既に職場の課題に関して、裁判が起こされるようになっています
- ・ ○解雇無効、労働者勝訴となっている裁判例も

○裁判例

S社(性同一性障害解雇)事件(2002年6月20日)東京地決
身体的「男性」が女性として勤務したことを理由とする解雇を無効とする判決

○訴訟

2015年11月13日、
戸籍上男性であることを理由に女性用トイレの使用を禁じられたり、
人事上不利益を被ったとして提訴した事件。

2016年6月28日

性同一性障害の診断を受けた会社員が、全従業員へのカミングアウトを、
強要され、提訴。

**労働組合としても、組合員からの相談に対応できる
体制整備が求められます！**

職場における「SOGI」(性的指向・性自認)の課題

- データ等から、ハラスメントはもちろんのこと、採用や人事など幅広い課題が見られる
- 全体としてどのような課題があるのか把握し、職場点検を

考えられる諸課題(例)

- 1.ハラスメント
→「ホモ」「レズ」「オトコオンナ」など差別的な言葉を使ってのいじめ・嫌がらせ
- 2.採用関係
→「LGBT」(性的指向・性自認に関する)募集制限、採用拒否や面接打ち切り
- 3.人事関係
→「LGBT」(性的指向・性自認に関する)昇進・昇格、配置に関する差別的対応
- 4.服務規律関係
→服装・髪型等に関する配慮(主に性自認に関して)
- 5.福利厚生・休暇等・手当
→同性パートナーに対する権利保障
- 6.安全衛生
→メンタルヘルスケア健康診断等における配慮



みなさんの職場はいかがですか？



厚生労働省の取り組み

- 既に厚生労働省は、いくつかの取り組みをはじめています
- 現在確認されているのは、「ハラスメント対策」と「採用」

『職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です』

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

「また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向(※1)又は性自認(※2)にかかわらず、該当することがあります。

「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。また、性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。」

『雇用主の皆様へ 採用選考自主点検資料 ～公正な採用選考を行うために～』
平成28年度版

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

Ⅲ 選考・採用段階 Ⅲ-1 採用基準・選考方法の設定

(1)採用基準(選考基準)

③同和関係者、障害者、難病のある方、LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない特定の人を排除してしまうというのは、そこに予断と偏見が大きく作用しているからであり、憲法に規定される「職業選択の自由」や「法の下での平等」の精神に反することになります。

文部科学省の取り組み①

- 2014年の「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」に基づき、2015年に特有の支援などに関する課長通知が出されました

2015年4月30日

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

- 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援（学校における支援体制について）
（医療機関との連携について）
（学校生活の各場面での支援について）* 右図参考
（卒業証明書等について）
（教育委員会等による支援について）
（その他留意点について）
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・ 自認する性別の洋服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名乗上扱う。
授業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・ 補習として別日に実施、又はシャワー機で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
他学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省の取り組み②

- 2015年の通知を受けた、各所の反応がQ&A方式で紹介されています
- 通知よりも「性同一性障害」以外のLGBTについてより明確な記載となっています

2016年4月30日

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」

* 政府の文章で初めて「性自認」の言葉が用いられた

はじめに

- 用語について
- 性同一性障害に係る取組の経緯
- 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状
- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(抄)
- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」等に係るQ&A

性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた連合の当面の対応について (第6回中央執行委員会／2016.3.3確認)

- すべての人が性的指向や性自認に関する不当な暴力・差別を受けることのないよう、就業環境改善等を中心とした取り組みを進める。
- 第190通常国会に野党4党が提出した「性的指向又は性自認を理由とする差別解消等の措置に関する法律案」(議員立法)の早期成立を求めていく。
- 性的指向や性自認に関する偏見や誤解の払拭のため、**正確な知識や困難の実態の普及啓発を図るとともに**、国内外の法制度に関する課題整理を行い、議員立法以外の必要な制度および環境整備を求めていく。

<差別禁止に向けた法整備に関する取り組み>

- 野党が提出した議員立法の早期成立に向けて当事者団体等と連携して取り組みを行う
- 法案成立後は、政府の審議会への参画や関係省庁への申し入れを通じて意見反映を行う

<運動に関する取り組み>

- 性的指向や性自認に関する課題をテーマとした学習会の開催、機材の作成・配布などを通じた周知啓発を行う
- 性的指向や性自認の課題に関する調査を行う。

<他の政策制度に関する取り組み>

- 同性パートナーの権利保障、戸籍における性別変更要件、性的指向や性自認に関する児童虐待や高齢者虐待、同性間DV、嫌悪による暴力や犯罪の抑止などに関して課題整理や論点整理を進める



方針に基づき各種の取り組みを行っていきます



23

【連合調査】調査概要

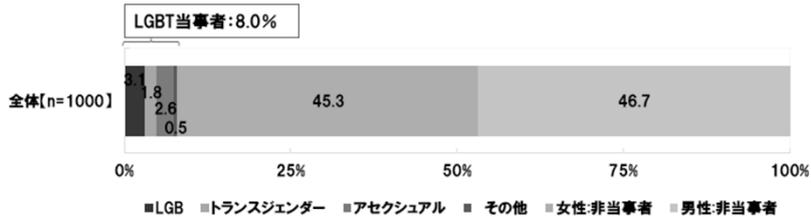
- ・ リサーチ会社の登録モニター対象の調査(組合員調査ではない)
- ・ LGBTの職場に関して、非当事者を中心に行ったのは意識調査は日本初

- ◆調査タイトル : LGBTに関する職場の意識調査
- ◆調査対象 : ネットエイジアリサーチのモニター会員を母集団とする
20歳～59歳の有職(※)男女
※民間企業等の職場における意識を把握することが目的のため、
自営業者(家族従業者含む)、家内労働者は除いた
- ◆調査期間 : 2016年6月30日～7月4日
- ◆調査方法 : インターネット調査
- ◆調査地域 : 全国
- ◆有効回答数 : 1,000サンプル
各セル(出生時の性別×年代)の構成比が均等になるように割付
- ◆実施機関 : ネットエイジア株式会社

【連合調査】「LGBT当事者」の割合

- いわゆる「LGBT当事者」は回答者の8%
- 電通や博報堂などの「LGBT」調査と同水準の結果に

◆回答者のセクシュアリティ分類



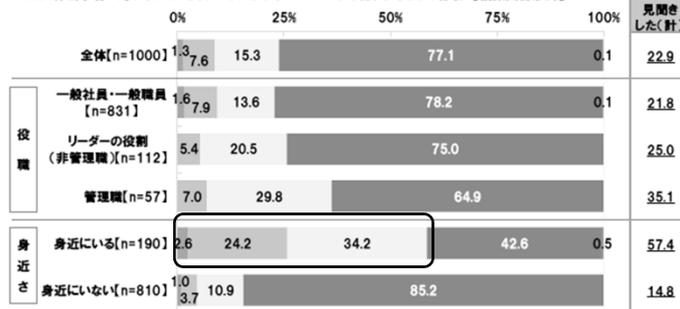
※1 民間企業等の職場における意識を把握することが目的のため、自営業者(家族従業員含む)、家内労働者は除いた。

※2 LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害等で、心と体の性が一致しない人)の総文字を取った言葉であるが、性的少数者の総称として使われることもある。本レポートにおける「LGBT当事者」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーのほか、アセクシュアル(他者に対して恋愛感情も性的感情も向かない者)等も含む性的マイノリティ当事者を指している。

【連合調査】LGBTに関するハラスメント

- 「LGBT」に関するハラスメントを見聞きしている人は4人に1人
- 身近に「LGBT」がいる人では6割にのぼることから、気づかないケースが多いことも

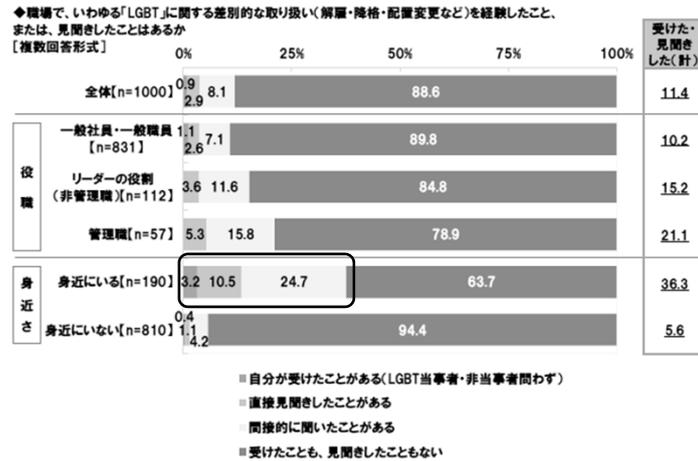
◆職種(飲み会等含む)で、いわゆる「LGBT」に関するハラスメントを経験したこと、または、見聞きしたことはあるか
※LGBT非当事者に対するLGBTをネタにしたようなハラスメントも含まれるとして聴取【複数回答形式】



- 自分が受けたことがある(LGBT当事者・非当事者問わず)
- 直接見聞きしたことがある
- 間接的に聞いたことがある
- 受けたことも、見聞きしたこともない
- その他

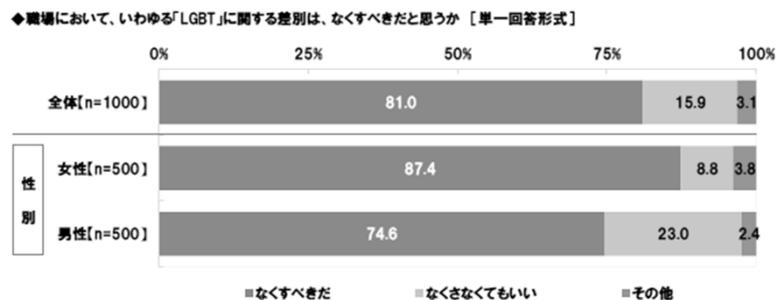
【連合調査】LGBTに関する差別的な取り扱い

- リーダー、管理職の方が現場の差別的取り扱いを見聞きしている傾向
- 身近に「LGBT」がいる人では約4割が差別的取り扱いを見聞きしている



【連合調査】職場の「LGBT」に関する差別

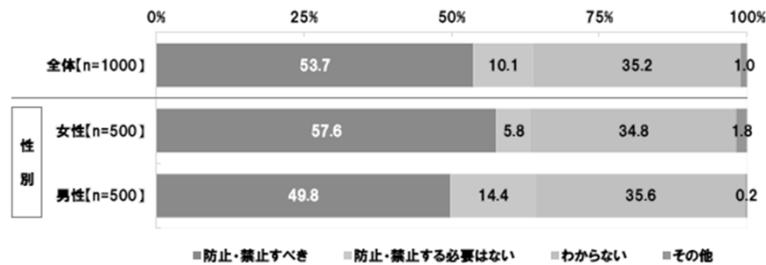
- 職場における「LGBT」差別をなくすべきと答えている人は8割
- 男性よりも女性の方が「なくすべきだ」と答えている割合が多い



【連合調査】職場のハラスメントの防止・禁止

- ハラスメントを防止・禁止すべきと答えているのは過半数
- 一方分らないも約35%と、イメージが浮かばない現状も垣間見られる

◆職場において、いわゆる「LGBT」に関するハラスメントを防止・禁止すべきだと思うか [単一回答形式]



【連合調査】職場における「LGBT」関連施策のニーズ

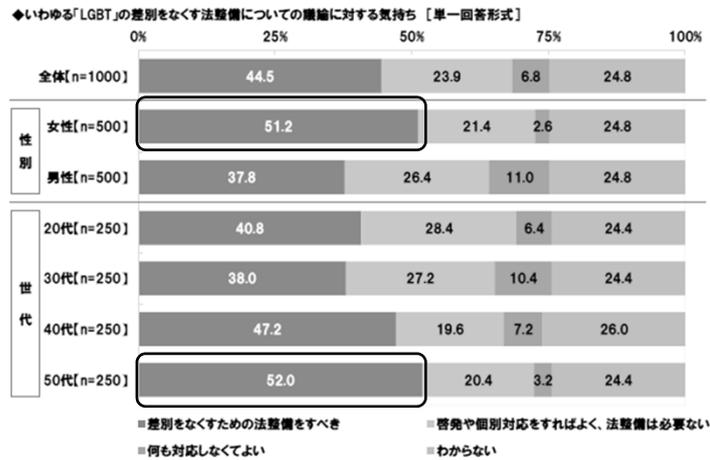
- 職場にあるとよい施策は「ハラスメント防止対策」がトップの33.6%
- 他、差別禁止の方針や、「トランスジェンダー」に対する配慮などが続く

◆職場でどんな「LGBT」に関する施策があると思うか [複数回答形式(3つまで)]



【連合調査】差別をなくす法整備への意識

- 差別をなくす法整備をすべきとした人は44.5%で最も多い
- 特に女性や、年齢層が上がるほど、法整備を求める意見が多い



LGBTの子どもの実態

- LGBTであることを気づいた年齢は概ね中学校1～2年生だが、MtF、MtXトランスジェンダーでは小学校入学前と比較的早い
- 別の調査では、トランスジェンダー全体として自覚が早いとの調査もある

LGBTであるかもしれない気がついた年齢		
	最頻値	最頻期間
性別違和のある男子	小学校入学前(25%)	小学校入学前～小学校6年生
非異性愛の男子	中学校1年生(25%)	小学校6年生～高校1年生
性別違和のある女子	中学校1年生(25%)	小学校6年生～高校1年生
非異性愛の女子	中学校2年生(18%)	小学校6年生～高校1年生

【上記調査の分類】

性別違和のある男子: MtF or MtXトランスジェンダー

非異性愛男子: ゲイ、バイセクシュアル、パンセクシュアル他

性別違和のある女子: FtM or FtXトランスジェンダー

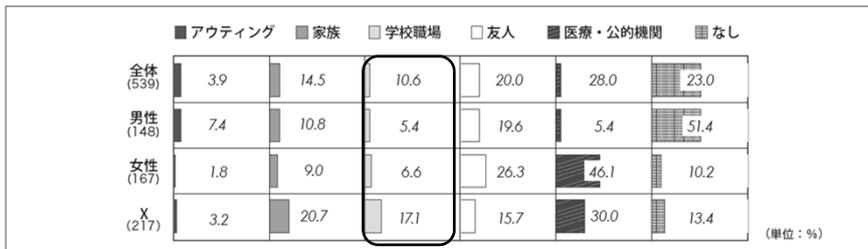
非異性愛女子: レズビアン、バイセクシュアル、パンセクシュアル他

出典: いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン、「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」

LGBTのカミングアウト①

- 学校職場でカミングアウトできる人は1割程度
- トランスジェンダーがやや高めなのは、施設利用など必要性に迫られてと考えられる

カムアウト（複数回答）



【上記調査の分類】

X: 自らの性自認が男性でも女性でもない人

出典：一般社団法人社会的包摂サポートセンター、2013年度『よりそいホットライン報告書』

LGBTのカミングアウト②

- 同級生に打ち明ける傾向が強く、その他はトランスジェンダーのみが打ち明ける傾向
- カミングアウトしない理由は、理解不足やいじめや差別を恐れてが多い

自分自身がLGBTであることを打ち上げた相手（抜粋）

	同級生	担任の教師	養護教諭	父親	母親	きょうだい	医師	カウンセラー
性別違和のある男子	58%	29%	23%	23%	58%	13%	29%	16%
非異性愛の男子	61%	10%	11%	7%	13%	10%	4%	19%
性別違和のある女子	75%	17%	22%	13%	31%	16%	11%	19%
非異性愛の女子	77%	7%	6%	5%	13%	11%	1%	7%

自分自身がLGBTであることを話さなかった理由

	理解されるか不安だった	話すといじめや差別を受けそうだった	特に話す必要を感じなかった	どう話したらいいかわからなかった	その他の理由で話さなかった	話さなかった相手は特にいない
性別違和のある男子	62%	60%	34%	51%	14%	2%
非異性愛の男子	67%	59%	46%	40%	10%	1%
性別違和のある女子	66%	38%	45%	46%	9%	3%
非異性愛の女子	59%	33%	49%	39%	10%	1%

出典：いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン、「LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）」

LGBTの子どもへのいじめの実態

- 学齢期に冗談やからかいを受けた経験は約6割
- 「言葉による暴力」についても、過半数が受けており、次いで「無視や仲間はずれ」

LGBTをネタとした冗談やからかいを見聞きした経験(小学校～高校時代)				
	性別違和のある男子	非異性愛男子	性別違和のある女子	非異性愛女子
特定の誰かを指したのではないが見聞きした	66%	62%	62%	60%
周囲のだれかを対象にしたものを見聞きした	42%	47%	41%	41%
自分が不快な冗談やからかいを受けた	42%	44%	33%	14%
そのようなことはなかった	12%	15%	14%	20%

いじめや暴力を受けた経験				
	性別違和のある男子	非異性愛男子	性別違和のある女子	非異性愛女子
身体的な暴力	48%	23%	19%	10%
言葉による暴力	78%	53%	54%	45%
性的な暴力 (服を脱がされる・恥ずかしいことを強制)	23%	12%	12%	7%
無視・仲間はずれ	55%	34%	51%	57%
上のような経験はない	18%	35%	30%	36%

出典:いのちリスペクト。ホワイティボン・キャンペーン、「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」

困難の比率が高いのは、MtFトランスジェンダー等、次いでFtMトランスジェンダー等やゲイ等、そしてレズビアン等と続く

教育における「SOGI」(性的指向・性自認)の課題

- ・ データ等から、ハラスメントはもちろんのこと、採用や人事など幅広い課題が見られる
- ・ 全体としてどのような課題があるのか把握し、職場点検を

考えられる諸課題(例)

- 1.教室における困難
→いじめを許さない旨の方針化・宣言、
相談体制の整備、教員研修や適切な授業の実施
- 2.課外活動等における困難
→部活動が学校行事における本人の希望の反映、課題活動先との情報共有
- 3.学校施設・設備等における困難
→更衣室やお手洗いの利用、制服等、関係図書の新配
- 4.事務・手続き等における困難
→各種証明書の性別欄の削除 等
- 5.授業等における困難
→使用教材の選定や授業計画における配慮、クレーム対応マニュアル策定
- 6.進路指導・相談
→ロールモデルの提示、相談員の研修や場の確保



教育現場の隅々に課題がありますね



自治体における先進的な取り組み

- 既に先進企業では、多岐に渡る取り組みが行われている
- 以前は外資系中心だったが、現在は業種や業態を問わず取り組み行われている

先進自治体の取り組み(例)

1. 学校内の体制の整備
→いじめ対応、相談体制の整備
関連する情報を得られる環境の整備(図書や掲示物等)
2. 教職員の理解のための取り組み
→学習会や校内研修の実施、LGBT当事者の教員等への配慮
3. 教室における配慮
→個別性の受容、人権教育の推進、多様なロールモデル前提の進路指導
4. 課外活動における配慮
→戸籍上の性別で参加を制限しない、課外活動先への情報共有
5. 学校生活、施設利用における具体的な配慮事例
→トイレ、更衣室、健康診断や宿泊行事、制服における選択肢の用意
6. 事務・手続き等における配慮
→不要な性別欄削除、通称名使用の検討



しっかりと取り組みを進めましょう



先進企業における取り組み

- 既に先進企業では、多岐に渡る取り組みが行われている
- 以前は外資系中心だったが、現在は業種や業態を問わず取り組み行われている

先進企業の取り組み(例)

0. 差別禁止方針の明文化
富士通、アサヒグループホールディングス、ワコールホールディングス
1. ハラスメントの禁止・防止
パナソニック(倫理綱領)、野村グループホールディングス(倫理規定)
2. 採用関係
ガイアックス(エントリーシートの性別欄に「男女」以外も記載可能に)
3. 人事関係
パナソニック(社内イントラネットの情報発信)
明治安田生命人事(人権研修に「LGBT」研修)
4. 福利厚生・休暇等・手当
第一生命(同性パートナーを家族と見なし、休暇や社宅貸与の基準を判定)
ANA(同性パートナーも配偶者と見なし、祝い金や休暇を付与)



早速職場でも取り組んでみましょう！



2. 徳島県男女参画基本計画と女性支援の仕組み

徳島県県民環境部男女参画・人権課 刈谷 広恵 氏



私からは、県の男女平等参画についての取り組みをお話しさせていただきます。

昨年6月に策定しました徳島県の第3次となる男女共同参画の基本計画、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」、こちらの計画の概要と、昨年の7月に開設致しました性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま』についてお話をさせていただきます。

まず、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」についてですが、資料の183ペ

ージに記載がありますが、徳島県では第一次となる徳島県男女平等参画基本計画を平成19年に策定致しました。続く第二次の計画を平成24年に策定しております。その後、一昨年平成27年8月に国の方で女性活躍推進法が設立し、昨年4月から全面施行されておりますが、国の女性活躍推進法の中で地方公共団体は女性活躍を推進させるための計画を作るよう努めなければならない、との項目があるため、県の方でも、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体になった今回の男女共同参画基本計画第三次を昨年6月に策定致しました。

県としては、第三次の計画策定にあたり、まず徳島県の現状も分析致しました。皆様ご存知のように、徳島県の人口は減少しております。国立社会保障人口問題研究所によると、2040年の人口は57万1千人にまで減ると言われており、2010年に比べると約20万人以上減ると言われております。且つ、これもみなさんご存知と思いますが、高齢化率は40.2%にまで上がると言われており、その結果、15歳～64歳までの生産年齢人口が人口の約5割、半分にまで減少することが見込まれております。そこで必要になってくるのが、最大の潜在力と言われている女性の労働力ということになります。ただ、これは女性を無理やり働かそうというものではありません。全国的に働きたいという思いがありながらも、育児や介護が理由で働けない女性が300万人程いると言われておりますので、そのような女性が自分の意志で働きたいという気持ちで働くことができ、且つ社会で活躍できるような環境作りが必要になると言われております。従って県においては、女性とか男性とかという性別に関係なく、全ての方々が多様な生き方、働き方を実現できる豊かで活力ある社会を作ることが重要であると捉え、184ページになります。その中段、男女共同参画基本計画の基本目標として、そちらの多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造を基本目標としております。

今回の計画の特徴は、183ページの下の方に書いております。まず、計画は3つの基本方針と9つの主要課題を挙げております。185ページに体系を示しておりますので、そちらもご覧頂きたいのですが、基本方針で3つ、①あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり、②誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり、③それぞれが互いに支えある家庭・地域づくり、というのを基本方針に捉え、それぞれの基本方針に3つずつ主要課題を付けて、主要課題は9つとしております。その主要課題のうちの冒頭2つ、1番目と2番目の部分を、先ほど申し上げた女性活躍推進法に基づく推進計画ということで、この計画の一番前、冒頭に位置付けております。

続いてこの計画の特徴ですが、女性活躍のための一番ピンと言われている男性の意識改革をあ

らためて今回強調させて頂いた他、女性活躍に隠れがちな課題と言われている貧困や暴力にも焦点を当て直した内容としております。

具体的な内容については、お手元の資料や冊子も作っておりますし、全体についてはホームページにも掲載しておりますので、またじっくりと見て頂きたいと思います。

先ほどこの計画の特徴をいくつか申し上げましたが、その中の一つに、女性の活躍に隠れがちな課題である「貧困」や「性暴力」にも焦点を当て直すということで、本県では今年度新たな相談窓口として、性暴力被害者支援センターを開設致しました。

この性暴力被害者支援センターですが、まず皆様に性暴力の実態を知っていただくため、国の調査等の結果を少し説明させていただきます。

まず、資料の187ページをご覧ください。こちらは、内閣府が3年ごとの実施している男女間における暴力に関する調査です。平成27年3月に内閣府が発表した最新のものになります。ここでまず、異性から無理やり性交されたことがある女性、そういった経験があるかどうかというのを女性の方に聞きました。その結果として、女性1811人に聞いたところ、「1回あった」が3.7%、「2回以上あった」が2.8%で被害経験がある方は6.5%、約15人に1人が経験しているというような結果が出ております。

その下に、加害者との関係とありますが、見て頂くとわかるように、配偶者や元配偶者、交際相手や元交際相手なども含まれており、もちろんそういった間柄でも、女性が無理やり性交されるような状況がしばしば起こっているということが分かって頂けるかと思えます。

また、それ以外の加害者としては、親、兄弟、親族、親せきや、上司・同僚・部下などの職場等の関係者、教職員、先輩、クラブの指導者といった、もともと知っている人が多くを占めております。全く知らない人というのは、全体の十数パーセントとなっております。

資料に入れておりませんが、被害を受けた後、生活上に変化があった方というのを聞いており、それも6割近くに上っています。その症状については、心身に不調をきたした、自分が存在価値がなくなったと感じた、異性と会うのが怖くなった、夜眠れなくなった、外出するのが怖くなった、今まで住んでいたところに住めなくなって転居した、仕事や学校もそのまま通えずに辞めた、など、様々な状況に陥った方が沢山いらっしゃる状況です。

④番に、被害の相談先とありますが、異性に無理やり性交されたことを誰かに相談した方は、全体の31.6%、相談しなかった方は67.5%であり、約3分の1弱しか誰かに相談できておりません。相談した人の中で、相談した先として一番多かったのが、やはり友人・知人で、22.2%、次に家族や親せきの方で、警察に連絡・相談した方は、全体の4.3%というような状況でした。残念ながら、今回のこの調査では公的機関に相談した方はいなかったという結果になっております。

こちら資料に入れておりませんが、相談しなかった理由として多かったものは、こちら複数回答となっておりますが、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」という方が38%、「自分さえ我慢すればなかったことしておけばこのままやっていたらよかった」という方が30%、「そのことについて思い出したくなかったから誰にも相談しなかった」という方が28%、「自分にも悪いところがあったから相談しなかった」という方も28%います。相談しても無駄だとか、相手が配偶者や交際相手の場合は、相手の行為は愛情の表現だと思ったという方もおりますし、相手の方の仕返しが怖かったとか、加害者に誰にも言うなと脅されたということで相談できなかったという方がいるようです。

次に法務省が出している犯罪白書を見て頂きたいと思います。資料の188ページですが、1番がまずは平成24年版の犯罪白書ですが、こちらは過去5年間の性的事件の被害率、性的事

件というのは強姦とか強制わいせつが含まれております。従って、先ほどの内閣府の調査と捉える暴力の対象が少し変わりますが、法務省の方で過去5年間に強姦や強制わいせつ、性的事件にどれくらいの方が被害にあったかということ調査の結果、被害率は1.3%、これは男性も女性も対象にしております。女性のみを対象とした場合は2.3%で、やはり女性対象になると少し増えております。内、被害を警察に届け出た方は、犯罪白書では18.5%で、74%の方は届け出をしていないという結果になっております。こちら件数が相当数あるということをおわかっていただけたかと思っております。

③が性的被害の発生状況で、これは平成27年版の犯罪白書から拾いましたが、こちら過去5年間の強姦と強制わいせつの認知件数ですので、警察に届け出た数と認識頂きたいと思っております。強姦は平成22年～26年までの5年間ですが、毎年1100件から、多い年で1400件を超えています。被害発生率を見ますと、女子の人口10万人あたり、1.9%、2.0%前後の被害発生率になっております。強制わいせつの方は、女性の認知件数が6000件、7000件ほどあり、男性の方も年間100件、200件ほどありますが、先ほども申しましたように、こちらは認知件数ということで、警察に届け出た数ですので、その上の棒グラフで見て頂くと18.5%にあたる数字となります。従って、74.1%に当たる数字は、約4倍、5倍で、事件としては相当数起きているのではないかとわかっていただければと思っております。

④番に、検挙件数の被害者と被疑者との関係を5年間のものを掲載しておりますが、これも先ほどの内閣府の調査結果にもあった通り、強姦については親族や面識のある方が相当数いるという結果になっています。

1. には、徳島県の状況として、徳島県の警察本部が出している犯罪統計書「徳島県の犯罪」からの数字ですが、平成22年～平成27年度まで、強姦については毎年2～5件程度、認知件数ですので警察への届け出があったということになりますし、強制わいせつについても、毎年20～30件、こちらも相談があった状況になっており、この徳島県でもやはり強姦や強制わいせつは起きていることをわかって頂けると思っております。

187、188ページに色々な統計や調査結果を掲載致しましたが、このような結果から、性暴力というのは、被害者に対して非常に大きなダメージを与えるものでありながら、警察に届ける人は非常に少なく、被害の潜在化が非常に大きな問題となっています。且つ、被害にあった方は一人で問題を抱え込んでいるということが多くとわかって頂けたのではないかと思っております。

行政としてはどのようにすべきか、ということで、被害を受けた方ができるだけ安心して相談できる場所を作ることが一番の被害者支援になると考え、県では昨年県内3か所で性暴力被害者支援センター『よりそいの樹 とくしま』を作りました。「よりそいの樹 とくしま」は、これまでDV被害者支援を中央・南部・西部の子ども・女性相談センターで行ってまいりましたが、そちらのセンターの方に性暴力被害者支援のための専用の窓口を今回設けました。専門の研修を受けた女性相談員が相談をうかがい、相談頂いた方、その方の気持ちを一番大切にしながら支援を行っております。資料189ページに記載したように、電話相談は24時間で対応しており、夜間・休日は県外のコールセンターに委託しておりますが、そちらのコールセンターでも保健師や看護師の資格を持って、且つ専門の研修を受けた方が電話対応するにしておりますので、24時間、いつ電話をかけて頂いても対応できるような体制としております。

「よりそいの樹 とくしま」でできることとしては、資料の4番の支援内容にあります通り、女性相談員によって電話相談や面接相談を受け、一人で心細い時などは本人の希望に応じて病院や法律事務所、本人に届け出の意志があれば、警察にも付き添い支援をしております。特に強姦被害を受けた場合、被害直後にご本人は心身共に非常に大きなダメージを受けているのですが、

強姦による妊娠や性感染症にかかってしまう心配も、被害後時間の経過とともに大きな不安になるところだと思います。おそらく被害直後は何も考えられない状態だと思いますが、万が一強姦被害により妊娠してしまった場合、被害者は二重、三重の苦痛を味わうことになってしまいます。被害から72時間、三日以内でしたら、100%とは言い切れませんが、緊急避妊も可能になります。こちらは早ければ早いほど効果が高いと言われていしますので、できるだけ早期に対応頂けたらと思います。ただ、緊急避妊も性感染症の検査も費用がだいぶかかりますので、「よりその樹 とくしま」にご相談頂けると費用負担も可能ですし、性暴力を受けてから概ね2年以内という縛りはありますが、臨床心理士のカウンセリングを受けることも可能です。弁護士相談に対する費用負担もごさいますので、ぜひ一度性暴力被害者支援センター「よりその樹 とくしま」にご相談頂ければと思っております。

私どもも、被害を受けた方が安心して相談できるセンターづくりに今後も務めて参りたいと思っておりますが、本日お集りの皆様におかれましても、この性暴力被害者支援センターについて今日初めて聞かれたという方もいらっしゃると思いますが、このような相談機関ができたことを周りの方々にお伝え頂きたいと思っております。

皆様にはお配りしておりませんが、リーフレットのほかに小さな、お財布やカバンに入れやすいサイズのカードも作っており、中を開けて頂くと相談の番号も入っております。

私の方の説明は以上ですが、県としては、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」に基づき、多様な生き方、働き方を実現できる豊かで活力ある徳島の実現を目指して様々な取り組みを今後も行ってまいりたいと思っておりますので、今後も引き続き皆様からご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

【質疑応答】

会場：先ほど、DV被害を受けた場合に弁護士に対する費用や、医療機関にかかる費用負担を県の方で負担だとおっしゃいましたが、「できる」ということなのか、「ある意味では可能です」というのか、はっきりとさせて頂けたら相談する方は安心できると思います。

刈谷：DVとのことですが、性暴力被害を受けられた方ということでよろしいですか。医療費の負担は緊急避妊に対する負担になり、先ほど申しました緊急避妊の場合、72時間以内でないと効果がありません。3日間ですが、5日後にご相談いただいた場合、緊急避妊の対応ができません。ただ、緊急避妊はできませんが、性感染症の検査はでき、公費負担ができます。しかし、うちに相談して頂かないと、そういった方が分かりませんので、まずはご相談頂きたいのと、10年前、20年前の被害には対応しきれない場合がございますので、概ね2年以内と決めさせて頂いております。被害を受けてから概ね2年以内であれば、相談をお聞きし、その中でどうしてもPTSDなどの心的症状がある方で、カウンセリングをお勧めしたほうが良いという方がいらっしゃればお勧めし、その費用は公的費用で負担できます。また、弁護士に相談したほうが良いと思われる方は、弁護士の場合1回のみですが、弁護士費用もこちらで負担できます。ただ、被害にあってから概ね2年以内という縛りですし、緊急避妊は緊急避妊の効果がある期間に限られますが、性感染症についてはもう少し長い間対応可能です。気になることがございましたら、お電話でお気軽にご相談頂きたいと思っております。

徳島県男女共同参画基本計画と女性支援の取組み

徳島県県民環境部男女参画・人権課 刈谷 広恵

1 「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～

1 策定の趣旨

「徳島県男女共同参画基本計画（第1次：H19～23／第2次：H24～H28）」に基づき様々な取組を進めてきた成果と課題を踏まえた上で、本格的な人口減少社会の到来をはじめ直面する社会情勢の変化や県民意識の多様化に的確に対応し、「男女共同参画立県とくしま」の実現に向けた施策を、引き続き総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本方針や具体的な施策を示す基本計画を策定

2 計画の性格

《「男女共同参画社会基本法」及び「徳島県男女共同参画推進条例」に基づく基本計画》と《「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県推進計画》を一体的に策定

3 計画期間

平成28年度から平成30年度までの3年間

4 計画の進行管理

計画の推進状況について毎年度公表を行うとともに、「徳島県男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において施策の効果を検証し、その結果を施策の改善見直しに反映するPDCAサイクルを確立

◆計画の特徴

➤ 3つの「基本方針」と9つの「主要課題」を掲げ、より分かりやすい体系に再構築

➤ 女性活躍推進法に基づく「推進計画」となる主要課題1及び2を最重点課題として冒頭に位置づけ

➤ 成果目標の設定数を拡大(24→33)するとともに、より明確なPDCAサイクルのもと、計画期間内でも必要に応じて施策や成果目標を見直し

➤ 女性活躍に向けた「1番ピン」とも言われる「男性の意識改革」を改めて強調

➤ 女性活躍に隠れがちな課題である「貧困」や「性暴力」にも焦点を当て直す

➤ 地域の課題解決や人材育成、市町村の取組促進など、「地域目線」から男女共同参画を推進

「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿

<現状と課題>

人口減少・超高齢社会への挑戦 ～女性の活躍を突破口に～

指導的役割への女性の参画

固定的性別役割分担意識の解消

女性の就業環境の整備

男性中心型労働慣行の見直し

多様なライフスタイルの希望実現

家族や家庭、地域の絆の再認識

女性に対する暴力の多様化への対応

新未来「創造」とくしま行動計画

～「一歩先の未来」を具現化するオンリーワン徳島の実現～

<重点戦略「加速する！女性の活躍促進」>

ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン

基本目標

多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造

将来像

男女共同参画について理解が浸透し、性別により差別されることがなく、女性も男性も個性と能力を発揮できる社会

テレワークなどの柔軟で多様な働き方が広がり、仕事と生活の調和が図られた社会

地域における重要な方針や計画等を決定する場においても、男女が共同して積極的に参画している社会

配偶者等からの暴力や児童虐待のない社会

地方創生そして日本創成を担い、国際社会に羽ばたく人材を育む社会

あらゆる分野で
女性が活躍できる
社会づくり

安全・安心に
暮らせる
環境づくり

互いに支え合う
家庭・地域づくり

基本方針

◆計画の体系

基本方針【3】		主要課題【9】		推進方策【27】					
I	あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	推進計画※	① 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進	(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援	(3) 女性の起業・創業への支援	(4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出	(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進	(6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進
			② 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	(4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進		
			# 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成				
				(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり	(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	(3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化			
			# 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ	(2) 妊娠・出産等に関する健康支援				
				# ③ 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援	(2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備			
		II	安全・安心に暮らせる環境づくり		# 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	(2) 男性にとっての男女共同参画の推進	(3) 総合相談体制の充実・強化	
				# 男女共同参画の推進に向けた意識づくり		(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進		
						# 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与	(2) 地方創生の推進と男女共同参画	(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
				# 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 県の推進体制の充実		(2) ときわプラザ(男女共同参画交流センター)を核とした男女共同参画の推進	(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携	(4) 施策に関する申出の処理の円滑化
III	互いに支え合う家庭・地域づくり				# 男女共同参画の推進に向けた意識づくり		# 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	# 地域社会における男女共同参画の推進	
						# 男女共同参画の推進			
				# 男女共同参画の推進					

総合的な推進体制の整備

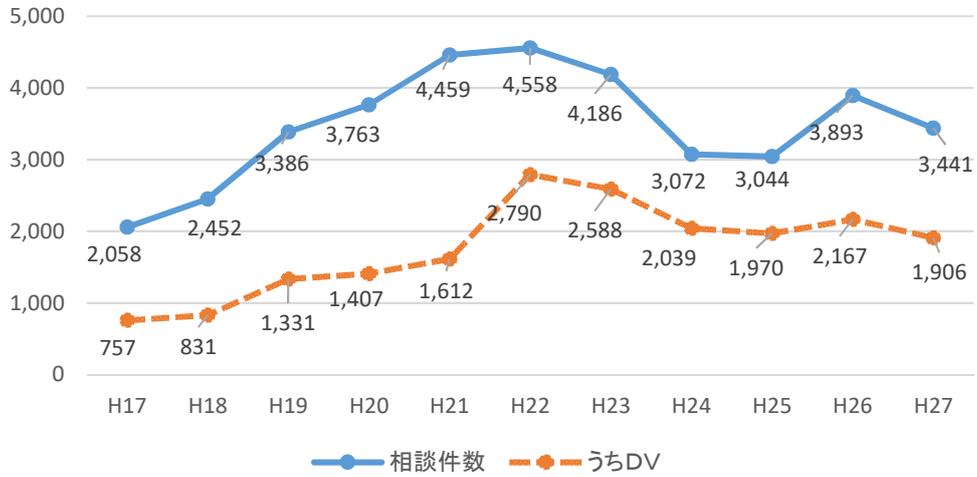
(1) 県の推進体制の充実
(2) ときわプラザ(男女共同参画交流センター)を核とした男女共同参画の推進
(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
(4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

2 DV被害者支援（徳島県子ども女性相談センターの状況）

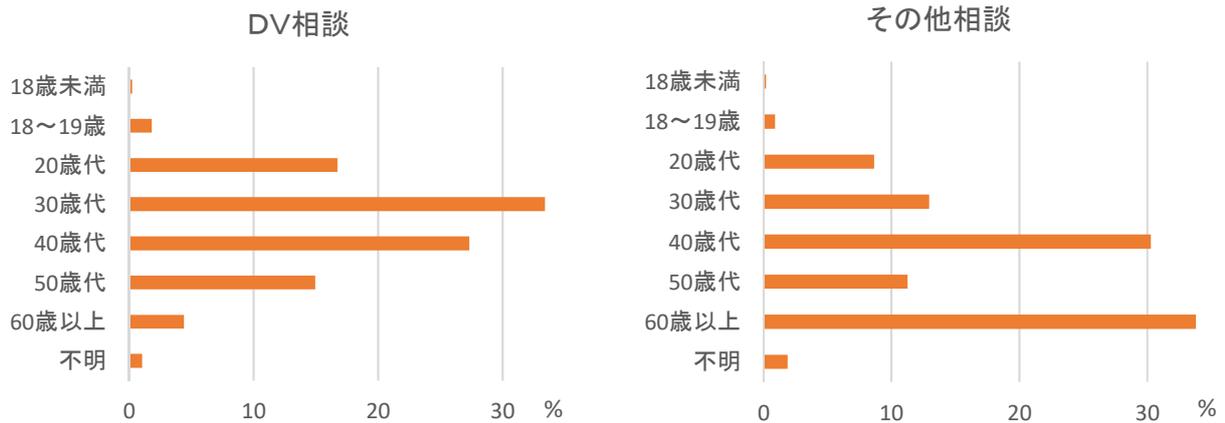
1 相談件数

(1) 相談件数の推移

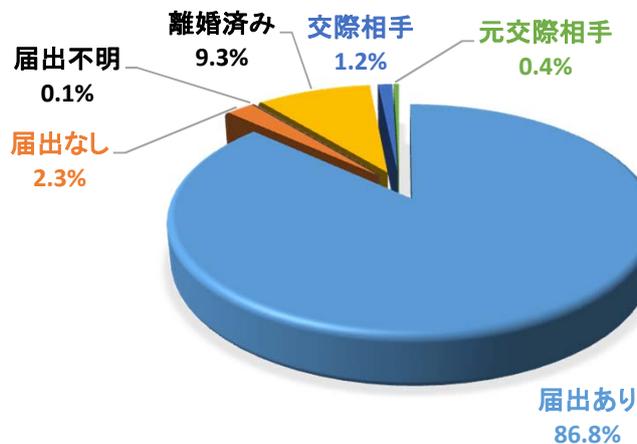


2 相談者の状況（H27年度）

(1) 年齢別



(2) DV相談における加害者との関係



3 性暴力・性犯罪被害の現状

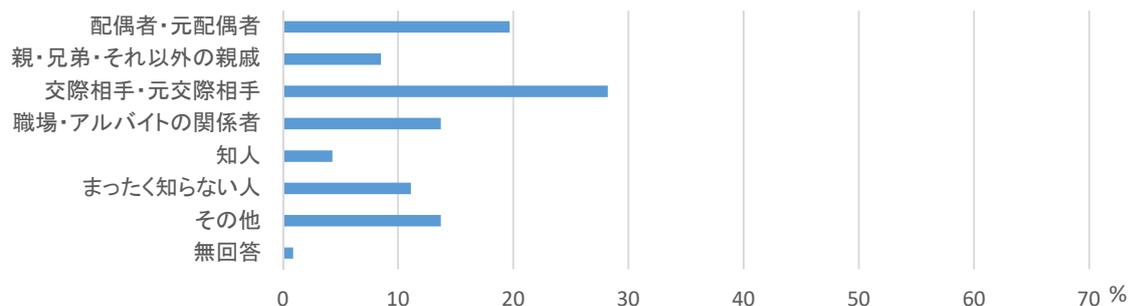
1 男女間における暴力に関する調査 (H27.3 内閣府男女共同参画局)より

(1) 異性から無理やり性交された経験(女性のみ)

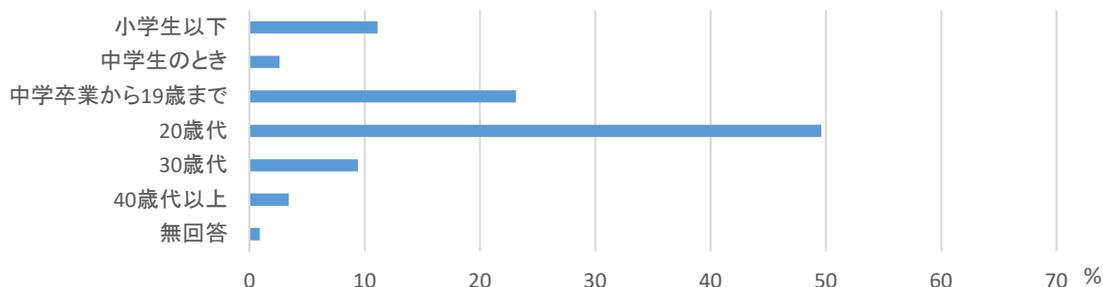
①被害経験の有無

女性(1,811人)に、これまで異性から無理やり性交されたことがあるかを聞いたところ、「1回あった」が3.7%、「2回以上あった」が2.8%で、被害経験がある人は6.5%(約15人に1人)となっている。

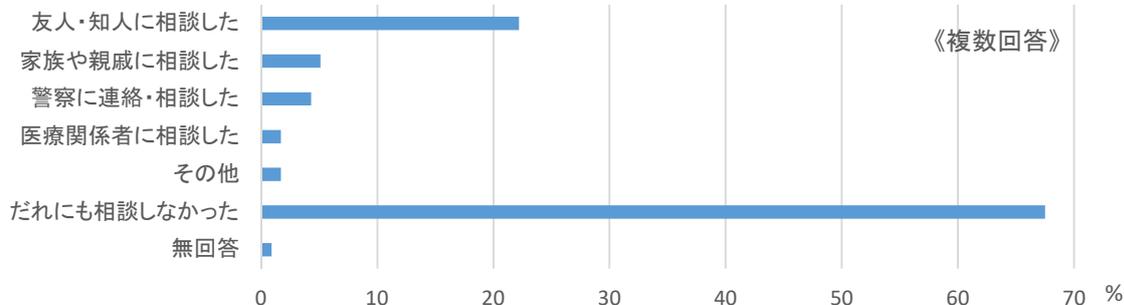
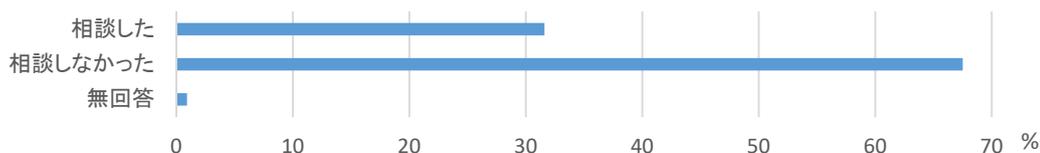
②加害者との関係



③被害にあった時期



④被害の相談先



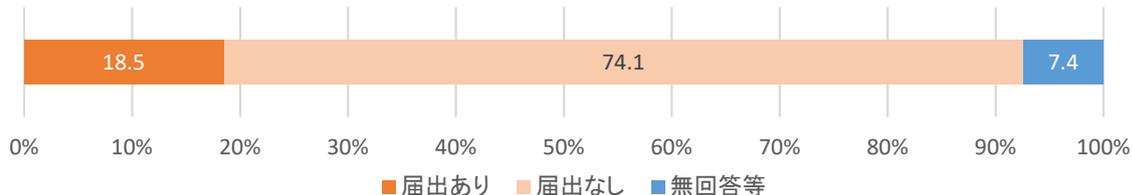
2 犯罪白書（法務省）より

①過去5年間の性的事件被害率（H24年版犯罪白書）

男女双方を対象とした過去5年間における性的事件被害率は1.3%、女性のみを対象とした性的事件被害率は2.3%であった。

②過去5年間の性的事件被害申告率（H24年版犯罪白書）

過去5年間に性的事件の被害に遭った人のうち、被害を捜査機関に届出した人は18.5%であり、暗数が相当数あることがうかがわれる。



③性的被害の発生状況（H27年版犯罪白書）

年次	強姦		強制わいせつ			
	認知件数	被害発生率	女子		男子	
			認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
22	1,293	2.0	6,866	10.4	161	0.3
23	1,193	1.8	6,709	10.2	161	0.3
24	1,265	1.9	7,087	10.8	176	0.3
25	1,409	2.2	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	7,186	11.0	214	0.3

*「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数(男女別)をいう。ただし、強姦については、女子人口10万人当たりの認知件数。

④検挙件数の被害者と被疑者の関係（H27年版犯罪白書）

年次	強姦				強制わいせつ			
	総数	親族	面識あり	面識なし	総数	親族	面識あり	面識なし
22	995	32	379	584	3,470	37	755	2,678
23	929	43	344	542	3,442	55	734	2,653
24	1,023	57	438	528	3,781	72	840	2,869
25	1,084	50	491	543	3,809	68	924	2,817
26	1,029	60	464	505	4,149	81	1,033	3,035

*「面識あり」は、知人・友人、職場関係者等をいう。

3 犯罪統計書「徳島の犯罪」（徳島県警察本部）より

①徳島県内における性的被害の発生状況

年次	強姦		強制わいせつ	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
22	5	5	37	26
23	5	4	24	11
24	4	4	25	15
25	5	6	18	17
26	5	5	19	17
27	2	2	20	12

4 性暴力被害者支援

～性暴力被害者支援センター『よりそいの樹 とくしま』(H28年7月開設)の取組み～

1 『よりそいの樹 とくしま』の役割

誰にも相談できないまま、ひとりで被害を抱え込んでしまいがちな性暴力被害者に寄り添い、関係機関との連携の下、被害者の希望に合わせた支援を提供していきます。

* 同意のない、対等でない、強要された性的な行為はすべて被害者の人権と尊厳を踏みにじる性暴力です。

2 相談ダイヤル

(1) 共通相談ダイヤル

0570-003889 (さあ、はやく)

*最寄の相談窓口へ案内します

(2) 各センターの相談ダイヤル

① よりそいの樹 とくしま 中央 (中央子ども女性相談センター)

徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡にお住まいの方

088-623-5111

② よりそいの樹 とくしま 南部 (南部子ども女性相談センター)

阿南市・那賀郡・海部郡にお住まいの方

0884-23-5111

③ よりそいの樹 とくしま 西部 (西部子ども女性相談センター)

美馬市・三好市・美馬郡・三好郡にお住まいの方

0883-52-5111

* 秘密は必ず守られます。匿名でも構いません。安心してお電話ください。
ご家族・知人の方からのご相談もお受けします。

3 受付時間

24時間受付

*夜間(17時～翌朝9時)・土・日・祝日・年末年始はコールセンターが対応

4 支援の内容

- ・女性相談員による電話相談及び面接相談
- ・関係機関等への付き添い支援
- ・関係機関と連携し、本人の希望に応じた支援をコーディネート
(医療的支援・心理的支援・法的支援・捜査関係支援 など)

大切なあなたへ

私たちは決して大きな樹ではありません
でも 暑いときには日陰をつくり 寒いときには風をふせぎ
あなたが必要なときに よりそうことができる
そんな樹になりたいと思っています

あなたは一人ではありません

3. 当事者として生きる今

元小学校教諭 加藤 圭 氏

私は、加藤圭と申します。FTM 当事者、FTMとはFemale to Maleの略で、体の性が女性、心の性が男性です。FTMを聞いたことのない方もいらっしゃると思いますが、性同一性障害と言って、約十数年前に、テレビで放送されていた金八先生で上戸彩が演じていたナオという子が性同一性障害でした。東京女子体育大学卒業後、小学校教員として勤務し、現在は社会福祉法人ハッピーネットで障がい者の就労支援員として働いています。

私の生い立ちですが、生まれは秋田県、父、母、兄が二人おり、末っ子の長女として生まれました。「三人目は女の子が欲しい」と、待望の長女だったそうです。父には可愛がられたように思います。幼稚園に上がると、写真にもあるように、兄の影響でサッカーをしていました。当時女子サッカーがなかったので、少年団の中で男子の中に女子1人でサッカーをしていました。遊び仲間は兄の友達が多かったので、ほとんど男の子と遊んでいて、対戦ごっこや立ちしよんの真似事もしていました。写真を見てわかるように風貌がこの風貌ですので、よく男の子に間違えられました。小学校に上がると、特に高学年の時に、それまでは休み時間は男女気にせずに遊び、当時サッカーが好きだったので男の子とサッカーをして遊んでいたのですが、だんだん、あやとりやゴムダンなどの女の子の遊びに変わってきました。また、周囲が男の子や女の子を意識するようになってからは、「好きな子は誰？」と聞かれたときに、周りに女の子がいた時には、「男の子が好きだ」と言っていました、「あれ、おかしいな。一応身体は女の子なのに、どうして女の子が好きなんだろう」と、自分だけ周りとは違うな。とこの頃は思っていて、周りとは違うということを言い出せずにいました。小学校高学年の時に、一番衝撃的なことが起きました。それは、生理が始まったことでした。ずっと男の子と遊んでいたのに、なんとなく「生理は来ないのではないか」とか、「自分はやっぱり女の子じゃない」と思っていたのですが、生理が来たことにより、「ああ、自分の身体はやっぱり女の子だ」と思い知らされました。

中学生になると、私服登校からセーラー服になったので、嫌でもスカートを履かなければいけなくなりました。ちょうど中学生になると二次成長が始まり、一番嫌な時でした。当時はLGBTや性同一性障害という言葉すら知らず、全く情報がなかったので、胸がどんどん大きくなり、毎日スカートを履かなければいけないため、本当に苦痛な毎日でした。身体がどんどん成長していくのに、心が男性というギャップについていけず、本当に心が張り裂けそうな気持でした。自分はやはり周りとは違う、自分だけが違うというので、得体のしれない自分を、その当時は「本当に化け物ではないのかな」と思い、孤独と恐怖で毎晩夜泣いていたのを覚えています。

高校になると、周りの子が恋愛の話をしたりスカートを短くしたり、ルーズソックスを履いたり、見た目のおしゃれを気にする中、私はというと、化粧はしない、髪型は短く刈上げ、恋愛話にはついていけない。また、「周りとは全然違う」という自分がいたのですが、どうしても周りとは違う自分が嫌われるのではないかと思い、必死に女性を演じていました。しかし、そんな私にも暗いことばかりではなく、右の写真にもありますが、没頭できるものを見つけました。幼少期からやっていたサッカーです。サッカーの強豪校に入学し、毎日部活の日々で、嫌なことも忘れ



るくらい打ち込むことができました。また、明るい性格だったので友人も多く、学校では楽しい毎日を送っていました。しかしその反面、家に帰ると一人泣いている日々が続いていました。

大学で大きな転機を迎えました。それは、カミングアウトです。なぜそれまで人に言うことができなかつたかという、「オトコオンナみたいだね」と言われたり、テレビで「オカマ」と差別するようなことも聞いていたので、「いじめられたらどうしよう」とか、「自分だけが変に思われたらどうしよう」と考え、とても「カミングアウトしよう」という気持ちにはなりませんでしたが、しかし、私ももう我慢の限界がきてしまい、当時仲の良かった友人に自分のことを伝えました。すると、その友人も私と同じ悩みを持っている当事者でした。自分と同じ人に出会ったのが初めてだったので、私の全てをさらけ出せる唯一の存在となりました。その後その友人には毎週のように会い、今までの想いの丈を全部吐き出しました。仲間ができたことで、とても勇気づけられてきて、ここから色々な方に徐々にカミングアウトしていきました。

34歳、治療スタート。今、36歳なのですが、ちょうど2年前に治療の決断をしました。治療といっても、「何をやるのだろう？」と思われる方もいらっしゃると思います。私は心の性が男性なので、身体を男性に近づけていく治療として、男性ホルモンの注射を始めました。男性ホルモン注射は人によって個人差がありますが、私の大きな変化は4点でした。1点目は、生理が止まったことです。2点目は筋肉量の増加です。幼少期からずっとサッカーをしていますが、あまり筋肉がつかないのですが、男性ホルモンを打ち始めて筋トレを始めたら、すぐに分かるように筋肉がついてきました。また、腕の血管が見えるようになってきました。また、顔の骨格が変わりました。3点目は体毛が濃くなり、増えたことです。私の父のすね毛を見ていたのですが、似てきました。2日に1回ほど剃っていますが、ヒゲも生えてきました。また、声が低くなりました。これが一番男性として認識されるころでした。ホルモン注射を打って、その後は胸を取る手術をしました。今は周りから女性だと思われることはほとんど、というか全くありません。男性として生活することができています。何より、自分のなりたい性に近づいているため、ストレスが減り、心が満たされてきました。私は当時、戸籍を女性から男性に変更することを望んでいました。戸籍を変更するためにはいくつか条件があり、その一つに子宮・卵巣の摘出手術があります。しかし、健康な臓器を取ることや、女性ホルモンが一切分泌されなくなるという大きなリスクを考え、やはり手術をしない決断をしました。今になって思えば、「何でもっと早くカミングアウトしなかったのだろう」と思う時があります。ですが、他の人と違う自分を簡単に話すことができませんでした。そして、自分を長い間否定し続けて生きてきたので、とても臆病で孤独でした。孤独な気持ちが長く続くとどうなるかという、「私はこの世に必要なのではないか」とか、「消えてなくなっていきたい」と思い、本当に生きているのが辛くなりました。学生時代は楽しいこともあったのですが、孤独という気持ちはずっと消えませんでした。今でも私と同じ思いをしている人がいると思うと、当事者として声をあげることが必要ではないか、と思うようになりました。

本日皆さんに伝えたいことは、「こんな人もいて、一生懸命生きています」ということです。今日ここにセクシュアルマイノリティーの方がいたら、希望を捨てないでください。私は今36歳です。私のところにも、遅れてようやく幸せがやってきました。生きていて今すごく楽しいので、人生これからと思って生きています。

今までの人生を振り返ると色々な悩みがありましたが、特に当事者として辛かったことや歯がゆい思いをしたことを3点にまとめてお話ししたいと思います。

①日常生活、②カミングアウト、③職業について、です。私がこれまで日常生活で抱えていた悩みなのですが、今日はぜひ皆さんにも当事者側になったつもりで考えてみて頂きたいと思いま

す。まずは日常生活の中での悩み事ですが、パッと思いつくことはありますでしょうか。トイレ、お風呂・・・正解です。当時私が女性として生活していた時の話ですが、トイレに入ると「キャー」という叫び声が聞こえて、その方は一度トイレの入り口に戻って表示を見るのです。そして「ここは女子トイレだ」と確認すると、私のところに来て「ここは女子トイレです！」とされました。私も「すみませんでした」といって出て行くのですが、その時は変質者扱いされた気持ちで、とても居心地悪く感じました。それを毎回トイレに入る度にやられていたので、人の目を気にしてトイレを利用していました。「多目的トイレ」、男女どちらでも使えるトイレですが、これらが多く設置され始めてから私もよく利用していますが、やはり気が楽になりました。人の目を気にしないことが、どれほどハッピーなことなんだろう、と思いました。

続いて更衣室です。同じく女性として生活しているときの話ですが、一番困ったのが温泉でした。私は温泉がとても好きで、行く回数も多かったのですが、受付の時に必ず男性の青いロッカーのカギを渡されます。「女性です」と伝えると、たいてい店員さんは必死に「すみませんでした！」と謝るのですが、その方は全く悪くないんですね。見た目が男性に見えたから青いカギを渡しただけなので。ただ、それがとても恥ずかしくて、だんだんと嫌になってきたんですね。それを何十回も繰り返すうちに、先に「女性です」と言い、いつも女性のカギをもらうようにしていました。今私が旅行に行くときは家族風呂付の旅館に泊まることにしていますが、今検索すると、家族風呂が本当に増えてきているように思います。また、社員旅行に行った時などは、大浴場ではなく、部屋のお風呂を利用していました。社会人になってからは、私は登山が趣味なので、必ず友人と温泉に行くのですが、その時も2部制といって、時間を分けて入るようにしていました。

次に服装です。中学・高校の時はほとんどセーラー服とブレザーだったと思います。男性の方は学ランです。スカートがやはり嫌で、ちょっとした反抗で、スカートの下にジャージを履いていたのですが、見つかる先生に叱られていました。私のFTMの友人は本当にスカートが嫌だったので、私服の高校を選んだ子もいました。また、当時は胸のふくらみがとても嫌で、胸をつぶす下着、通称「ナベシャツ」と言いますが、サラシのようなものをグッと巻いてつけていました。ただ、それは思いきり胸をつぶす下着なので、スポーツをやっているとすごく苦しく、夏場はあせもが酷くなりました。

そしてズボンとスカートの選択についてです。ジャージ登校の許可。自分の着たい服装で。結局、全体で揃えようとするのではなく、個別の対応で解決できることを見つけてほしいと思いました。また、「何かあったら相談に乗ります」という一言が、当事者はとても安心しました。

大きな2つ目の悩みは、カミングアウトについてです。カミングアウトで悩む当事者は非常に多いと思います。今回は両親へのカミングアウトについてお話しします。写真は私の両親です。これは、先日秋田から東京観光に来て、一緒にはとバスツアーに行った時の様子です。両親にカミングアウトしたのは、約2年前です。治療をスタートしたことがきっかけで、戸籍変更を考えるようになったため、子宮・卵巣を取る大きな手術をしようと思っていたので、「仕方なく」という感じでカミングアウトしました。最初に電話で父にカミングアウトしました。「びっくりしたが、別にいいんじゃないか」と言っていました。「自分が決めることで、親がお前の人生を決めることではない。ただ、少数派というのはこれから生きづらくなると思うから、色々覚悟を決めて歩きなさい」と言われました。今でも父は協力的で、相談にも乗ってくれますし、応援もしてくれています。続いて母ですが、私がお話を始めると、「話したくない」とずっと拒否していました。話ができない状態だったので、私は手紙を書いて想いの丈をそこにぶつけました。それから1年くらいは音信不通でした。今年のお正月に秋田に帰った時、母の本心聞くことがで

きました。まず、反対していた理由は、「身体にメスを入れるまでする必要があるのか」ということと、「なぜ今更、辛い男性の社会で生きていこうとしているのか。あなたの頭の中身が全く分からない」と言われました。しかし、私が手紙を3通ほど送りましたし、私の様子を見ていたら、「あなたがすごく幸せそうに見える。だんだんと、『幸せならそれでいい』と思うようになった」と言われました。しかし、最後の方に母が涙を浮かべて話してくれたのですが、「カミングアウトを最初にされたときは、私はショックで一日中泣いていた」と言われました。やはり、「あなたを小さい頃から女の子として育ててきた」から、と。我が家は上が兄二人で、私は女の子として生まれたので、父もとても可愛がってくれ、母もピンク色の服を着せたり、可愛らしく育てたいという思いがあったそうです。しかし、私がスカートや可愛いことをずっと嫌がるので、やはり「変だな」とは思っていたそうです。テレビで性同一性障害を知ったそうで、それから母は、娘の様子と性同一性障害が似ているため、「もしかして、うちの子もそうなのではないか」と思ったようですが、「そうじゃなければいいな」とずっと思っていたようです。ただ最後には、「性同一性障害だと言われて、今はスッキリした」と言われました。両親はおそらく、私を男だとは思えないと思います。私の胸がなくなり、ヒゲが生え、声が低くなり、見た目は変わったとは思いますが、中身が変わっていないことに気づいていると思います。「男でも女でも、圭は圭だね」という感じでした。お正月、家族団らんの席で父が、「男同士で、温泉にこれから入れるな」と言い、「圭は良い人生だな。女風呂と男風呂を経験できて」と言ったので、家族で大笑いしたのがとてもよかったと思います。

続いて、パートナーの両親へのカミングアウトの話を見せて頂きます。パートナーは、教員時代に働いていた時に出会った、隣のクラスの先生でした。交際して2年ほど経ち、これから2人で生きていこうと覚悟を決めたので、彼女の両親にカミングアウトしました。私のカミングアウトの数か月後に、パートナーを通じてお父さんに電話で伝えました。電話で伝えた後、やはり受け入れがたく、怒りの電話がかかってきて、「早急に会いに行かないとマズい」と思い、2人でご両親の住む山形に行き、4人で話し合いをしました。結果、「実際は反対」、「友達になることはできないのか」という提案をされました。「もう、あなたたちの問題ではない」ということで、私たちに内緒で双方の親4人で話し合いもしたようです。しかし、折り合いがつかないことはありませんでした。向こうのお父様は、本心は「やはり普通の男性と結ばれてほしかった。ただ、娘が幸せならばいいかな」ということなのですが、お母さんが反対しており、家族のことも考えなければいけないため、「お母さんが反対なら私も反対だ」ということでした。お母さんはおそらく偏見や娘が世間からバッシングを受ける恐怖があり、結局、娘を勘当するという決断に至りました。「これから、長女はいないものとして生きていく」とか、「娘の将来が不安」、「私たちの育て方が悪かったのではないか」、「加藤さんが娘に近づかなければ私たちは幸せだった」と、苦痛と怒りの毎日を送っているようです。私たちは、去年の夏に結婚式を挙げましたが、パートナーの家族は反対しているため、一人も来ませんでした。結婚式のひと月前、パートナーが「結婚式をキャンセルしたい」と言ったことがありました。理由を聞くと、「やはり孤独だ」と言い、大泣きしました。その時、当事者に関わる人が当事者と同じ気持ちになっていることに気づきました。当事者の家族やパートナーも当事者になってしまったと思うと、無念でやるせない思いでした。ただ、色々ありましたが、無事に結婚式を迎えることができました。パートナーは、式の最後の言葉で「新しい家族に支えられ、ゲストの皆さんに結婚の承認をしてもらい、プラスのパワーをもらった」と言いました。式を挙げてからは、曇りが晴れたようにスッキリとした表情をしています。そして両親のことも、理解してもらおうと頑張って理解してもらおうことより、「両親が幸せになるにはどうしたらいいか」ということを考えています。今できることは、山形に娘

の幸せな姿を見せに行くことではないかと考え、今年のお正月に秋田の実家に行った後に山形のパートナーの実家にも寄って顔を見せたのですが、門前払いをされました。でも、パートナーはやはりお母さんの元気な姿を見られて良かったと言っていました。カミングアウトも人それぞれだと思いますが、かなり大きな労力や、心の負担、乗り越えなければならない大きな壁があるということは、どの人にも言えることではないかと思えます。

3つ目の悩みは職業です。以前、治療を決断した時には小学校の教員として働いていました。治療が始まると見た目に変化していくため、女性として働きづらくなるのでどうしたら良いかと考えていました。意を決して校長に、「女性ではなく、男性として働きたいんです」と伝えたところ、校長は「前例がない。私は埼玉県の教育委員会にもいたが、60代の人たちばかりで到底受け入れてもらうのは難しく、加藤さんが何か傷つくことを言われてしまうと思うよ」とか、「教師は、職員・保護者・生徒・地域の方たちなど関わる人が多いので、それぞれに理解を得るのは難しいのではないか」と言われました。また例え話をされ、「車いすに乗った教員を受け入れたとして考えてみよう」と言われました。その学校には車いすを受け入れる大きなトイレがなかったのですが、「あなたを受け入れるのも、まだ体制が整っていない」と言われました。では、この先どうしたらよいかと相談すると、戸籍変更を勧められ、当時埼玉で働いていたのですが、「東京の方がそういった問題が進んでいるので、東京で採用試験を受けてみてはどうか」と言われました。当時私は、まだ女性として生活していたので、果たして男性として生活ができるのかとても不安でしたので、教師として続けていくのはとても大変だと思い、教師を辞めることにしました。今思うと、性別のことでやりたい職業をあきらめてしまったことはとても残念に思います。

ここから就職活動が始まったのですが、前職を性別の問題で辞めたため、次は自分を受け入れてくれる会社にしようと思い、カミングアウトは必須と考えていました。スーツにネクタイを締め、履歴書は嘘をつかず、女性の性別欄に「○(まる)」を付け、最後の特記事項の箇所でもカミングアウトをするようにしていました。3社受けたのですが、驚いたことに3社とも既にトランスジェンダーやFTMの方が働いていると言われ、「トイレや更衣室の心配はいりません」とか、「職員に先に伝えておくので大丈夫です」と、3社とも内定を頂きました。このようなことは稀だと思いますが、単純に嬉しく思いました。現在の職場に移ってから8月にパートナーと結婚したので、今の職場はとても理解のある会社なのですが、上司に結婚の報告をしたところ、「結婚と言っても婚姻届けは出していないよね。それは事実婚に近いかな」と言われ、「うちの会社は結婚の祝い金があるけど、その対象に加藤は当たらないよね。それはおかしいかもしれないから、福利厚生の見直しを上にご話してみるよ」と言われました。本当に今、ありがたく働かせて頂いています。この経験を通じて、職種や対応してくれた人によっても受け入れ態勢が全く違うということ、もしかすると、私たちが働ける職種はある程度限られてしまうのではないかと考えています。

この写真は、私の結婚式の2次会のものです。10人の友人が写っていますが、皆さんFTMで、元女性です。戸籍を男性に変更した人もいれば、私と同じように戸籍は女性で男性として生活している人もいます。また、戸籍は女性で、女性のまま女性として頑張っている人もいます。この友人たちがきっかけで、私はある取り組みを始めました。

一つ目は「山根ふみ子埼玉県議会議員のLGBT初条例に向けた取り組み」です。これは、議員の方や当事者、そうでない方にも参加してもらい、交流会を中心に活動をしています。二つ目は「LGBT成人式@埼玉の実行委員」です。今、全国の11~12か所程度でLGBTの成人式が開催されています。「なりたい自分になる」というコンセプトで、自由な服装でどなたでも参加できます。埼玉県は11月に行う予定です。三つ目は「家族の会」です。これは先週、先ほど

の写真の友人たちで企画して実施しました。困っていることを話せる場所、みんなが定期的に集まれる場所を作ろう、ということでスタートしました。今回のテーマは、私たちの仲間の中でも一番困っていた「カミングアウトと家族について」をテーマにしました。20名程度が参加し、6名ほどの当事者の親御さんが参加しました。一番興味深かったのが、親同士のコミュニティーの場が今までなかったのも、親同士が共感し合っていた点です。親も私たちと同じく、当時は性同一性障害という言葉もなかったため、子育てに悩んでいたそうです。「ウチの子は周りとは違って変だな」と思っていた方や、それを個性だと思って育てていた方もいらっしゃいました。育てにくかった話や、「無理やりスカートをはかせて、今思えばかわいそうなお話をしました。子どもにカミングアウトされたときに、小さいころからの『何この子は変なのだろう』というのが繋がって腑に落ちた」という方もいらっしゃいました。ある当事者のパートナーのお母様の参加もありました。そのお母様は、カミングアウトされてすぐに「孫の顔が見られない」と思ったそうです。娘の小さい頃の服をほとんど残してあり、それを孫に着せたいと思っていたけれども、「孫を見たいというのは、親のエゴだった」と話していました。娘に「私が幸せそうに見えないか」と聞かれ、ハッとしたそうです。「どんな形であれ全面的に協力するし、生きづらくなったときは全力で守る」と言っていました。当たり前かもしれませんが、この会を通してあらためて、どの親御さんも子どもに対する熱い愛情があると感じました。

LGBT は日本国内に約7.6%、約13人に1人の割合でいると言われていています。左利きの人やAB型の人がある割合とほぼ同じ割合です。おそらく、近くにLGBTやセクシュアルマイノリティの方はいるのです。この会場にも絶対にいるはずですが、いるのですが、言えないのです。私もそうでした。ほんの少しの勇気すら出せませんでした。今も言えずに苦しんでいる方がいるので、ここで皆さんに提案があります。一人でも二人でもいいので、友人や家族の方に話して頂きたいのです。そして、今会話やテレビの中でLGBTや性同一性障害の話題が出た時には、「いいと思うよ」とか、「これから変わるといいね」といった肯定的な話をして頂けたら嬉しいです。それを聞いた人たちは、「この人になら話しても大丈夫かな」と思うきっかけになると思います。

最後に、パートナーからの言葉です。「結婚なんてしなくてもいいよ。あなたと一緒にいるだけで、それだけでいい」。

父からの言葉です。「一度きりの人生、あなたの好きなように生きなさい」。

私は、人を不幸にするために生まれてきたわけではありません。「死にたい」と思った過去がありました。でも、「生きたい」と思う今があります。一人一人が寄り添える社会になることを願っています。そして、誰もがありのままに生きられる社会になりますように。

部落解放・人権徳島集会

当事者として生きる今

2017年2月17日（金）

加藤 圭

keikato120600@gmail.com

自己紹介.01

伝えたいこと.02

当事者が抱える悩み.03

これから.04

自己紹介.01

自己紹介.01

私は誰？

加藤 圭（けい）

- FTM当事者
- 女性の体で生まれた男性

東京女子体育大学卒業後

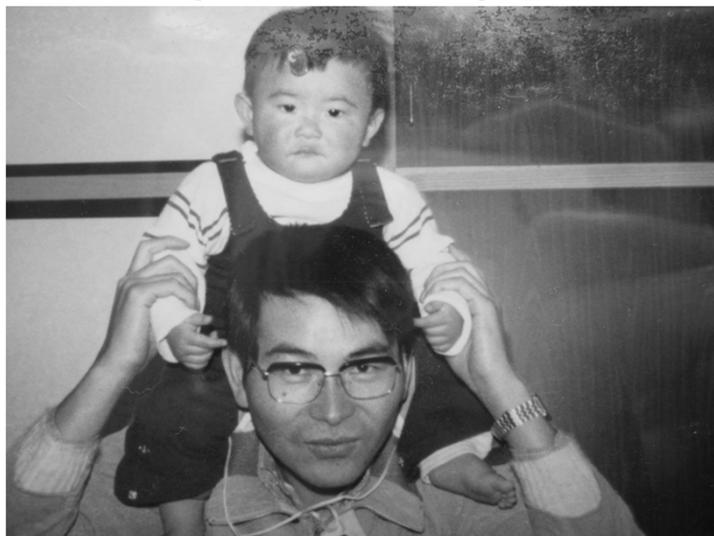
→元小学校教員

→現在は社会福祉法人ハッピーネットで障害者の就労支援員

生い立ち

- 幼少期・小学生
- 中学生・高校生
- 大学生
- 34歳
- 36歳

0歳 女性として誕生 自己紹介.01



幼稚園

自己紹介.01

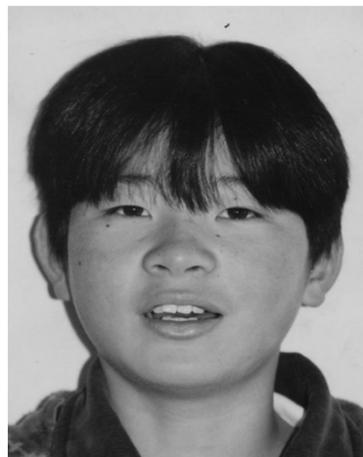
初恋は女の子



小学校

自己紹介.01

生理が始まる



中学校

自己紹介.01

自分は化け物??



V S



高校

自己紹介.01

女性を演じる毎日



V S



大学

自己紹介.01

カミングアウトから救われた



34歳

治療スタート

自己紹介.01



36歳

自己紹介.01

結婚式



自己紹介.01

伝えたいこと.02

当事者が抱える悩み.03

最後に.04

伝えたいこと.02

伝えたいこと.02

- ①こんな人もいて、
一所懸命生きている。
- ②ここにセクシュアル・マイノ
リティの人がいたら、
希望を捨てないで。

自己紹介.01
伝えたいこと.02
当事者が抱える悩み.03
これから.04

当事者が 抱える悩み.03

どんな問題？

- ①日常生活
- ②カミングアウト
- ③職業

トイレ



どうしたら??

多目的トイレ
男女どちらにも使えるトイレ

更衣室



どうしたら??

家族風呂（個室）
事情を説明して

服装



どうしたら??

ズボンとスカートの選択
ジャージ登校許可

言葉



どうしたら??

恋人・パートナー
一人称の言葉を使わない

結局



どうしたら??

- 個別の対応で解決
- 「何かあったら相談にのるよ」
の一言が大切！！

②カミングアウト

当事者が抱える悩み.03



③職業

当事者が抱える悩み.03

小学校教員
校長に男性として働きたいと相談



受け入れられず

福祉職
女性であることをカミングアウト



トイレや更衣室等の配慮はでき
ると受け入れてもらえた

自己紹介.01

伝えたいこと.02

当事者が抱える悩み.03

これから.04

これから.04



これから.04

私の取り組み

- 山根ふみ子埼玉県議会議員のLGBT初条例に向けた取り組み
- 「LGBT成人式@埼玉」の実行委員
- 当事者とその家族に関わる問題
「家族の会～幸せのカタチ～」の設営
- 職場処遇改善活動と職場内LGBT研修会

これから.04



第1回 家族の会 ～しあわせのカタチ～

本日は、お忙しい中お越しくちさいましてありがとうございます。皆
職場士が、ざっくばらんに交流できる場になればと考えております。よ
ろしくお願いたします。

日時： H29年2月11日(土)
【1部】15時～17時
【2部】17時～20時

これから.04

1人でも2人でもいいので、今日の話を話して頂けたら幸いです。

これから.04

■パートナーからの言葉

【結婚なんてしなくていいよ。あなたと一緒にいるだけ、それだけでいい】

■父からの言葉

【「一度きりの人生」あなたの好きなように生きなさい】

これから.04

私は人を不幸にするために生まれてきたわけではありません。

「死にたい」と思った過去もありましたが、「生きたい」と思う今があります。

これから.04

どうか一人一人が寄り添える社会になっていくことを願っています。

そして、誰もがありのままに生きられる社会になりますように。

4. 「LGBT」について 性の多様性をめぐる人権課題

大阪府立大学人間社会システム科学研究科／地域保健学域教育福祉学類教授 東 優子 氏

加藤さんのお話は心揺さぶられるものでした。

私は当事者ではありませんが、実は小学校の時にずっと男装して学校に行く、とても有名な子どもでした。子どもの LGBT やトランスジェンダーの子どもたちについて私が一番伝えたいことは、「騒がず、慌てず、否定せず」。これはどういうことかということ、本人が「自分はこういう風に生きたい」とか「戸籍上女だけれど、男として扱って欲しい」ということを、まず否定しない。否定しないけれども、慌てて周りが騒ぎすぎるというのも問題ですね。というのは、幼少期に性別違和を伝える子どもたちがいたとして、その子たちが成人になってなお戸籍上の性別を変えたい、身体を変えたい、というのは全員ではなく、海外で蓄積されたデータではほとんどの子どもが私のように、ある時点で「自分が逆の性になりたかった」というのが消滅していきます。しかし多くの場合、レズビアンやゲイとしてのアイデンティティーを持つようになる、と言われています。これは、科学的なデータの話です。「慌てず、騒がず、否定せず」というのは、子どもが皆さんに「自分が〇〇である」とか、「戸籍上とは違うけれど、こういう風に扱って欲しい」とか言ったときに、「今流行りの LGBT だわ」というように、大人の方が舞い上がって騒いでしまうことがあります。話をじっくり聞いてサポートするのはもちろんのこと、周りが騒ぎすぎて「知っているわ、あなたこういうのよね。この間勉強会でやったわ」とならないこと、慌てないこと、騒がないこと、そして決して否定しないこと。「大丈夫、あなたそんなこと言っているけど、東先生この間が言っていたわよ。先生も小さい頃は逆の性になりたかったって。でも、ほとんどは消滅するらしいわよ」などという話は全く必要ありません。その子の、その時の等身大の気持ちを受け止めて対応するというのがとても大事だということをお話しさせていただきました。

午前中に富高先生のお話を聞かれていた方がほとんどだと思いますので、私のスライドで重複する部分は全部カットしたいと思います。

午前中のスライドにあった通り、私のスライドで強調するところがあるとなれば、今、性的マイノリティーとか LGBT とか、性の多様性ということがやたらと言われるわけですが、実は私たちは性の多様性について、それほど多様な性について語っているわけではないことを伝えておきたいと思います。そもそも性的マイノリティーという言葉がいつ生まれたかということ、1960年代です。1960年代まではどのような言葉があったかということ、「性的倒錯」とか、「異常性欲」とか、相対的に捉えるときに、およそスティグマ化する言葉しかありませんでした。なぜそのようなになったかということ、そもそも多数派の在り様とは違う性的な人たちというのは、例えば、神への冒瀆とか、犯罪者とか、ずっとそのように言われてきました。19世紀近代精神医学が生まれた時に、性の在り様を類型化、カゴに分類していきました。その時に、同性愛や男性と思っている人が女性の格好をする、いわゆる女装とか、そういうのはすべて「異常性欲」と近代精神医学が分けてしまい、そういう人たちを異常性欲者とみなす時代がずっと続きました。そして1960年代、つい最近のことですが、1960年代になっても、まだ「異常性欲」とか「性的倒錯」という言葉しかないことに同情を覚えたスウェーデンの精神科医が、第二次世界大戦後、マイノリティーの人権運動が台頭してきた際に、エスニックマイノリティーに名前を借り、「性的マイノリティー」、本当のことを言うと「エロティックマイノリティー」という言葉をまず使いました。でも、エロティシズムというのは、人間の多様な性の在り様の中、本当に色々な要素が

複雑に絡んでいるセクシュアリティの中の一部なので、「エロティックマイノリティ」ではなく、「セクシュアルマイノリティ」にしようという風に言葉が変わっていった経緯があります。けれども、性的マイノリティというと、本当にたくさんの方が網にかかるわけです。例えば、小児性愛者とか、何とかフェチとか。例えば、ハイヒールを履いた女性を見ないと性的に興奮しないという、「ハイヒールフェチ」といった言葉がありますが、そういう多数派の在り様とは違う性的な様々な指向や、たばこやお酒の志向や、色々な「しこう」が入ってくるので、国際会議で人権について話をする時に大変揉めます。なぜかという、カトリック教の本山であるヴァチカンやイスラム教国なども国連に入っているため、宗教的教義に反する同性愛やトランスジェンダーなどの権利を人権として語ること自体が、国連のタブーであると言われてきました。そこに「小児性愛者も何とかフェチも、性的マイノリティなのですよ」と言ったら、話が進まなくなるわけです。なので、私たちが話をしているのは、LGBTですよ、ということで、このLGBTという言葉が国連ではよく使われるようになっていきます。もう一つ、「セクシュアルジェンダーマイノリティ」、SGMという言葉も最近ありますが、それは覚える必要はありません。もう一つ強調しておきたいのは、先ほど加藤さんのお話で性同一性障害という言葉が出てきましたが、私は研究者なので、批判的・批評的に色々な現象を捉えて分析するというのがお仕事なので、加藤さんとは少し違う語りで、性同一性障害者について説明したいと思います。

国連や国際社会で性同一性障害という言葉が使われるのは、ほとんど皆無です。私は通訳や翻訳の仕事をすることも多いですが、ほとんど使われません。トランスジェンダーであることが犯罪化されている国において、「いや、私たちは犯罪者ではありません。病気なのです」ということを強調するために「性同一性障害があります」という言い方をすることはあっても、英語圏だけでなく他の国でも、「私は性同一性障害者です」という当事者に会うことはありません。しかし日本では、「私は性同一性障害者です」という自称、これはプライドと尊厳を持って自称される方が沢山おられます。その違いはどういうことかという、日本において性同一性障害というものが輸入されたのは1990年代半ばです。ここに、若き日の大学院生だった私がいますが、このころ私はアメリカにいて、「日本で手術を行うということが議論されているよ」、ということを知りました。そういう歴史があり、埼玉医科大学倫理委員会が答申を出したことにより、日本における性転換手術、今いうところの性別適合手術がGOになりました。1995年、日本初のシンポジウムを私が企画し、トランスセクシュアリズムということについての初めての学会が開かれました。その日本で答申が認められた時、私は「TSとTGを支える人々の会」という当事者組織、当時はこれが唯一の団体でしたが、ここのメンバーでした。私だけがアイデンティティとしての当事者性を持たず、あとは全員当事者性を持つ人たちで作った会ですが、その団体が「埼玉医大の答申というのは、こういうものだよ」という説明会を開きました。その時、会場には涙を流している当事者と、その親御さんがおられました。その涙の意味はなんだったか。私はその説明会の時に、「これは、性同一性障害という疾患として認められ、治療の対象として認められたということです」というわけです。私の気持ちとしてはそういう風には言いたくないけれども、説明しました。そうすると「良かった」と、「これがもっと早く認められていれば、私も私の母もここまで苦しまなくて良かったのに」といって涙を流した方が何人もいらしたということなんです。病気だと、それも精神疾患だと言われて喜ぶという、この状態が一体何を意味するのか。もし、性同一性障害という概念が日本に存在していなかったら、性的変態とせずと言われ続けてきた苦しみが、そうではなくなった安堵ですよ。自分の苦悩が医学的に正当化されたことを喜んでおられるという涙だった。私はすごく複雑な気持ちでその場の説明会におりました。これに関連する話として、京都府立の現役の数学の先生でトランスジェンダー女性、つまり、

戸籍上男性で男性教員として京都府立の高校に赴任し、ずっと被差別部落・在日の人権の担当をしてこられた土肥いつき先生という方がおられます。現在はトランスジェンダーとしてカムアウトして色々な活動をされていますが、土肥先生は、被差別部落・在日の子どもたちと向き合う中で、「隠す社会から語れる社会にしていこう」と語っています。いい言葉ですよ、「隠す社会から語れる社会に」。感動的です。これを子どもたちに語りかけた。子供たちは、「うん、わかった。もし周りに言える子がいたらカミングアウトする」というのですが、また先生のところに戻ってきて、「先生、やっぱり言えへんかったわ。友達を失うのいややし、いじめられるかもしれへんし、やっぱり言えへんかったわ」と。その時、土肥先生は何とおっしゃったかという、「そやな、言えへんよな。やっぱり大きいことやもん。ま、ぼちぼちやっついこう」と優しく抱きしめた。ところが、それは表向きの顔で、実は土肥先生はすごく冷たいことを心の中で思っていた。「何で言えへんねん。日本で在日・部落言ったら立派な人権問題やないか。そのあんたらが何で言えへんねん」と、こんなヒドイことを考えていた、と言うんですね。これは、ご本人が「ひどい」と認められているのです。けれど、なぜそう思っていたか。実は、自分は男子教師として数学を教えているけれども、実は女性になりたい。スカートをはいて教壇に立ちたい。口紅を塗りたい。これは、人権問題ではなく、性的変態問題である。人権問題として語れるはずのことを子どもたちが語れないことに、当事者として苛立ちを覚えていた、ということです。このエピソードも同様に、性同一性障害という概念が日本に入ってきたことによりホッとした人々。そしてこの言葉を使って自分の状態を他者に対して、保護者やパートナーや学校の先生や上司に対して翻訳ツールとして使うことができるようになったというのが日本の現状であり、限界なのです。この限界を打破していかなければいけないとも思うのですが。私はずっと、性同一性障害というのは、戦略的に使う概念だと最初から思っていました。戦略的とは何か。先ほども言いましたように、19世紀の近代精神医学は同性愛も精神疾患だと言って、ロボットミーや電気ショックを与えたり、気持ちの悪くなる薬を飲ませたり、治療と称してそのような人体実験的なことをずっと続けていました。今でも、世界中では同性愛を異性愛に戻すための長期的な精神療法が行われています。日本でも、おそらく本人が希望すれば、それをするセラピストが存在しています。実はこれは、欧米では、非人道的なことです。ご本人がそれを望んだとしても、専門家としてやってはいけなないと。コンバージョンと言いますが、転向させる、同性愛を異性愛に変える、コンバージョンするというセラピーは、非人道的でやってはいけなという風に言われていますが、それを知らない日本のセラピストは、おそらく本人が望んでいるのであればやってみましょうか、という感じで行うことがあると思います。

話を戻すと、同性愛というのは1970年代に、これは精神疾患ではないと専門家集団、いわゆる学会が宣言をし、1980年代、DSMという米国精神神経学会が使っているマニュアルで、精神科のバイブルという意味をとるマニュアル本があるのですが、そこから消えました。1990年代にはWHO（世界保健機関）の国際疾病分類からも抜けました。だから今、同性愛という精神疾患は存在しないのです。けれど、性同一性障害は精神疾患として存在し続けている。むしろ、同性愛が抜けるとの入れ替わるようになってきたのが、性転換症であり、後の性同一性障害ですね。なぜそうなのか。この違いは何なのかというと、性同一性障害、性別違和がありますという人たちは、ホルモン療法や手術療法、先ほど加藤さんからも説明がありましたが、そういう治療と呼ばれる医療サービスへのアクセスを必要とするのです。本当のことを言えば、医療サービスを利用するのに、精神疾患の診断名など必要はない。要は例えば、胸が小さいのが嫌だから大きくしてほしい、大きいのが嫌だから小さくしてほしいというような美容整形術や、いろんな医療サービスというのは診断がなくても受けることができるものですが、性別に関して触るとい

うことについては、この診断名を必要とすることになっています。私は、先ほど「戦略的に使っているんだ」と言いましたが、医療にアクセスしないといけないから、とりあえずそういうことにしようとしていると思っていたのですが、日本ではそうではなく、例えば、2002年3月に競艇選手の女子選手だった人が、「今日から男子選手として登録をします。これは、日本モーターボート協会の歴史が始まって以来です」という画期的な記者会見が開かれました。私はリアルタイムでテレビを見ていたので注目していました。その時に椅子からずり落ちそうになったのが、「僕は性同一性障害という病気にかかっています。小さい頃から隠し続けてきたのですが、この病気に立ち向かうためにこれを公表し、名前をあらためて、男子選手として活動したいと決意しました」とおっしゃった。これは、ご本人の気持ちとしては本当に勇気を振り絞って、他の人たちに、同じような思いをしている人たちに勇気を与えたい、という風にカムアウトされたんですよ。けれども、「僕は性同一性障害という病気にかかっている」という表現を言わせるのは、言っているのは本人ですが、周りの環境があってこういうセリフが生まれてくる。時代が変われば、社会が変われば、こんなセリフで当事者が自分の状態について語る必要はなくなるはずなのです。

国内の状況も色々動き始めてきました。世界では、「トランスジェンダーであること、出生時に割り当てられた性別と異なる性別で生きたい、あるいは、そうであるというアイデンティティを持っていることを病気にするなキャンペーン」が大々的に展開されているところです。SOGIについて午前中に説明されていましてので省略しますが、一点だけ、午前中に166、167ページの、3つの要素で考えてみようという図でお勉強されたと思います。これは非常に分かり易く、色々な講演で講師の方が使っておられるのですが、私はこの図を使いません。なぜ使わないかを説明すると、性は多様だという割に、3本の線で、それも両側に男と女を置いてしまうということは、女でなければ男である、男でなければ女である、男らしくなければ女らしいということである、という、この二項対立の罫、落とし穴に私たちははまってしまうからです。しかしそうではなくて、この二次元、全てを、二つの軸で、男ゼロから矢印、女要素ゼロから矢印というように、心についても性表現についても、生物学的特徴についても、誰に性的魅力を感じるかについても、全部二つの軸で表せば、より多様な、実態に即したセクシュアリティの多様性が説明つきます。3本の軸で、男と女で説明してしまうと、例えばAセクシュアルというの午前中に勉強されたと思いますが、Aセクシュアルというのはどこにも図では当てはめることができません。Aセクシュアルというのは、とても誤解されてしまうのですが、人間が嫌いなのではなくて、人間は好き、人を好きになるという感情はある。人によっては、手を繋ぐのも好き、チュッチュするくらいだったら好き、という人もいます。けれども、性的欲望を誰かに対して感じるかというと感じない。これがAセクシュアルということですが、男と女のどちらかの軸にしか点を打つことができなければAセクシュアルを表現できないけれども、これであれば、「ノーバディ」、誰にも関心がないということで表現することが可能かなと思います。

セクシュアリティというのは、とにかく多様です。だから、十人いれば十人十色の色々なセクシュアリティがあります。私は性科学、セクソロジーというものを専門にしていますが、私たちセクソロジストの業界で有名な言葉があります。”**Sex is between the legs, but sexuality is between the ears.**” 「セックスは両足の間に、セクシュアリティは両耳の間にあるもの」。両足の間にあると言ったら、股間にある性器のことですね。皆さんの性別はどこで決まったか。加藤さんも含めてどこで決まったかという、オギャーと生まれた時に股間におちんちんがついているかどうかで決まっているんです。何の性器がついているかではなくても、おちんちんがついているかどうかを見て、ついていれば男児、ついていなければ女児と出生証明書に書き込み、そ

れを生後14日以内に市町村区に届けると戸籍上の続柄として反映されるのが性別ですね。だから、“Sex is between the legs”. パスポートを見て下さい。Sex欄というのがあります。そこにFとMとがあり、加藤さんは先ほど自分はFTMですとおっしゃいましたが、Fはメス、Mはオスのことを意味し、FかMかが書き込まれます。でも、セクシュアリティ、自分がどういう性的な存在であるか、誰に惹かれるのか、どんな服装をすることが自分らしさを表現することになるのか、あるいは、信念や宗教的なものを含めて、いろんな要素を含めたその人なりの性的な在り様、これは人間が生まれてから死ぬまで性的存在であると言うのですが、性的存在であるというのは、別に人間は行為としてのセックスをする存在である、ということではないんです。Aセクシュアルであるということも含め、そのセクシュアリティ、人間は生まれてから死ぬまで性的存在である。「セクシュアリティは両耳の間にある、というのはどこにあるのですか？」という質問を大学の学生にすると、「耳と耳の間にあるのは、何ですか」「先生、それは鼻ですか」って言うので、「セクシュアリティは鼻にはないようです」と言って説明するんですが、脳ですね。脳というか、心なんだと。みんな違っていいって言えれば良いですよ。みんな違ってみんないいというのは、“Sex is between the legs” この、性器、生まれた時の身体の状態でさえ、実は男・女という風に二つにキレイに分かれるものではなく、グラデーションなのです。生物学的性でさえ、ですよ。先天的な要素でさえ、色々複雑に絡んでいます。これは国連のポスターです。これは斜め上になっているイコールマークですが、“Free and Equal Campaign”とあって、世界人権宣言に出てくる「人間は生まれながらにして自由で平等である」と。“Free and Equal Campaign”は国連がずっと展開していますが、そのポスターの1枚です。生まれてくる子供たちの1.7%がインターセックスの状態です。オギャーと産まれてきた時に、股間を見て、これはおちんちんかな、それとも肥大したクリトリスかな、それともマイクロペニスかな、というのが分からない状態のお子さんが2000人に1人の割合、1.7%よりはそれも含めてのパーセント。外性器の形態だけでも、実は色々だということが分かっています。新生児2000人に1人の割合で非典型的な特徴を持って生まれてくると言われています。けれども、この会場に200人以上いらっしゃるとすれば、お二人くらいはご本人が知っているか否かわかりませんが、非典型的な生物学的な特徴を持っていてもおかしくない、ということになります。これは、ヘルマプロディートスとあって、ルーブル美術館所蔵の石像ですが、ヘルマプロディートスというのは、hermaphroditesとあって、半陰陽の語源となった人です。先天的な性でさえこれだけ多様だということが分かっているのだから、ましてや脳・心の後天的な要素の複雑な影響を受けて成長していくセクシュアリティがいかに多様になるかというのは想像に難くないわけですが、私たちの世の中というのは、「男が男を好きになるなんて不自然だ」という言い方をします。こちらは私の恩師ですが、「不自然だなんて言い方は、自然界に対して失礼である」と怒っているんですね。つまり、“Nature loves variety, diversity but our society hates it” 自然は多様性を好むのだと。それに、いいとか悪いとか、病気だとか健康だとか、健全だとか不健全だとか、そういうのは人間がする嫌なことなのだ、と。たとえば、この写真はナチスドイツ時代のアウシュビッツなどの強制収容所です。LGBTのシンボルと言えばレインボーフラッグ、よく見ますよね。あのレインボーは、別にLGBTの専売特許ではなく、実は平和運動でもずっと使われてきたものですが、「ピンクトライアングル」は、もう一つの当事者の権利運動のシンボルマークとして、1980年代から使われてきました。これは、ゲイの男性を中心とするアクトアップという団体により、1980年代、エイズの惨禍にみまわれたコミュニティーから生まれた運動ですけれども、“Silence equal Death”、「沈黙は死である。だから、私たちは声をあげるのだ」と、このアウシュビッツのこの表象から現代に蘇らせました。そして、宗

教的な価値観、文化・伝統・宗教的価値観が異なる国際社会の代表格が国連なのだとしたら、性について語ること、性的多様性について語るものがものすごく難しいということを先ほど言いましたが、そのタブーをもうタブーとしない宣言を2008年頃に国連は行い、今大々的な色々なキャンペーンを繰り返しています。皆さんにぜひ読んで頂きたいのは、「LGBT 人権宣言」と訳されているこの翻訳版です。”Born, Free and Equal”、「生まれながらにして自由で平等」とは、先ほど言った世界人権宣言からとった言葉ですが、この冊子は全文インターネットでダウンロードすることができます。これは英語なので、読むのがしんどいと思う方は、山下梓さんが訳されたこちらをぜひ読んでください。ここには、「LGBT の権利は、人権である」とあります。権利と人権というのは違う概念ですね。LGBT の権利は人権である。平等であるということは、人権なのである。そして、LGBT の権利を保障することは、もうすでに世界人権宣言、日本国憲法、様々な条約などが、ずっと明記して保障してきたものなのだという根拠が全部ここに書いてありますので、これから皆さんが「なぜこれを人権として語るのか」、その根拠を求めるときの貴重な資料になるものなので、ぜひ読んでみてください。そして、このキャンペーンで国連が指摘する LGBT をめぐる人権課題に何があるかという、もう当たり前のことしか言っていません。同性愛に関する嫌悪、これを「フォビア」といいますが、トランスジェンダーに対する「フォビア」という暴力から人々から守ること。「ゲイフォビア」とか、「トランスフォビア」という言葉がありますが、「フォビア」というのは嫌悪症という意味です。例えば、閉所恐怖症も「クラウストロフォビア」と言いますし、虫が怖い嫌悪症は「アクロフォビア」など、「フォビア」というのは「怖い」とか「嫌悪する」ということを表す言葉で、「同性愛フォビア」や「トランスジェンダーフォビア」は社会病なんですね。嫌う側にむしろ病気のレッテルを貼ったほうがいいのですが、社会というものはそうではなく、個人の側に「あんた病気ね。「病気と認めたら医療にアクセスしてもいいよ」という構造になっている。これが最初に私が長々と時間をとって説明したところです。それから、LGBT の人々への拷問や非人道的な処遇を禁止し、被害者に対する救済策・救済処置を設けるということを言っています。世界には、まだ80カ国ほど同性愛を犯罪化している国があり、そのうちの1割の8カ国、正確には8地域ですが、最高刑として死刑が言い渡されます。つまり、国家が合法的に殺人を行うことができる、ということです。そういう法律体系をしている国がまだ8カ国もあります。これは、数年前に実際にイランで公開絞首刑になった10代の若者です。これは、アムネスティインターナショナルなどを通じて世界中に配信されました。こちらは私の友人でもあるのですが、”Out in Africa”と書いてあります。”Out”とはカミングアウトのこと。「アフリカでカミングアウトする」ウガンダの人です。ウガンダでは、同性愛を差別する法律があり、最初は死刑ということで「キルビル」と呼ばれていたのですが、最終的には終身刑となり、またそれがいったん通った後に手続きが悪かったこともあり現在保留状態になっていますが、ウガンダやアフリカ諸国では、今 LGBT を違法化する、犯罪化する法律というのがむしろ増える傾向にあり、その中で”Out”、カミングアウトして戦うのは、本当に命がけなのです。他には、私的空間における成人同性間の合意に基づく性行為を禁止する法律や、同性愛を違法とする法律を廃止すること。性的志向や性別自認を理由とした差別を禁止すること。LGBT やインターセックスの人々の表現・結社・集会の自由を保障すること。日本では、かつて歴史上一度も同性愛を禁止したことも、トランスジェンダーを禁止したこともありません。むしろ、近代化する前は寛容だったと。日本の文化はもともとセックスポジティブ、性に対して肯定的であり、寛容であるというような文化的背景があると言われていますが、同性愛を犯罪化する法律はありません。しかし、同性婚も認めていません。そして、同性愛者を含む LGBT に対する差別・偏見を禁止する法律もありません。諸外国には、イギリス、フランス、ドイツな

ど、上位法として差別禁止法を持っている国はいくつもあります。その中に、「性的志向、性的自認、ジェンダーアイデンティティを理由とする差別は禁止する」という禁止事項が入る国はいくつもあります。では、日本ではLGBTに関する対策、法律を作っていこうという議論が2015年から始まっているのですが、現在は与野党案で折り合いがつかず、膠着状態に陥っているところ です。

私は同性婚という言葉を使うのが嫌いです。これは、婚姻の平等、イコールマーク、平等をめぐる戦いであって、決して特別な人たちの特別な権利に関する議論をしているわけではありません。私は、性科学者が集まる学会の「性の権利委員会」の共同委員長をしているのですが、そこで作っている「性の権利宣言」にも、この平等かつ十分かつ自由な合意に基づく婚姻関係、または他の類する形態を築いたり、始めたり、解消する権利を持ち、子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利がある、というような、結婚や生殖に関する項目が、性の権利宣言に限らず、色々なところに書かれています。同性婚を合憲として認めている国は沢山あります。日本は認めていないからこそ、同性パートナーシップ制度というものが考えつかれたわけですが、色々動きがあります。一番新しいところでは札幌市がもうすぐ通すのではないかとされています。良いことだと思いますが、同性カップルが平等な権利を認められているわけではない、ということを抑えておかなければいけないと思います。日本の法律は本当に同性婚を禁止しているのか、ということも色々議論されています。今までに報道があったところとしては、青森の女性カップルが2度婚姻届けを役所に出しに行きました。そうしたら、憲法24条を理由に、つまり「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と書いてあるから受け取れないと言われ、受理すらしてもらえないことが2年連続でありました。3年目は出しておられませんが、そういうことがありました。だから今、色々法律家を巻き込んで議論が行われています。「いや、実は、日本国憲法の第24条は同性婚を禁止しているわけじゃない」ということですね。それは、戦後に草案として作られた時に、「両性の合意にのみ基づいて」という文言を一体何を排除するために入れたかと言うと、それは親による強制ではなく、2人の合意によって、そして男性による女性支配ではなく、2人の協力に基礎をおいて、ということを強調するために入れた文言であり、同性間カップルを排除することが趣旨ではなかった。だから憲法を改正しなくても、今まで通りで同性婚の合憲化というのは十分認められる、という議論をしている法律関係者もいます。さきほどの加藤さんの話も、お聞きしていてすごく悲しかったですよね。私は泣きそうになりましたが、パートナーのご両親が認めてくれなかったということ。実際、家と家との結婚ではなく、本人たちの意志を尊重するという文化が根付いていけば、少し対応も違ったのかな、と思います。でも、まだ今の日本は、私の大学の女子学生も婚約をすごく夢見ているし、結納を夢見ているんですね。「でも、結納ってお金で買われるっている感覚はないの？」と聞いたら、「違いますよ。結納は、これで沢山好きなものを買ってきてくださいね、というプレゼントですから」と言うので、「あ、そう……。じゃあ、この本読もうか」と言って本棚に手を伸ばさないといけない。でも、現実の問題とのすり合わせは色々しなければいけないけれど、やはり家制度や、婚姻、あるいはパートナーとの結びつきを政府が公認するのは、「そもそもどうなのよ」といった議論から、色々本当はしていかなければいけないことが沢山あるのです。それでも色々ありますね。同性間の婚姻を反対するのは日本に限ったことではなく、海外でも同様です。これはアメリカの例ですが、アメリカはつい最近オバマ政権下で同性婚が合憲化されました。しかしながら、私がアメリカにいた1995年前後、私はハワイ州にいたのですが、ハワイは本当は、アメリカの中で同性婚を合法化する最初の州になるはずでした。すごく盛り上がっていた。その時私はハワイにいましたから、「すごいね、もうす

ぐ認められるね、やったね」といった感じでしたが、その動きを止めるために、アメリカでは何と 1996 年に「DOMA」、「結婚防衛法」という連邦法が作られたのです。「結婚防衛法」といったらウルトラマンか何かが出てきそうですが、要は「結婚は異性間に限る」と。もしハワイ州が同性婚を合法化すると言っても、それを止める手段はこの連邦法にありますよ、という法律を作ったのです。それくらい、やはりこだわりがある。これを全部は説明しませんが、すごくこだわりがあるのです。国によって婚姻の公認、政府公認制度というのは理由・由来が違いますが、アメリカの場合はそれぞれの州が公認するわけですが、なぜそれを作ったかと言うと、まず人種差別的な発想から来ている。婚姻公認制度は、誰かの婚姻を祝福するために作った制度ではなく、黒人と白人、あるいは先住民と白人が結婚しないように、結婚を阻止するために作ったものと言われています。傑作なのが、そこまで結婚に対するこだわり、それも男と女の結婚にこだわる国で何が起こるかと言うと、オバマ政権下で最高裁判所が違憲判決を出し、各州でもし同性間の婚姻を認めていない州があったら、それは連邦法違反だと言ったので、合法化されたというニュースがすぐに広がりました。すぐに反応した保守的な州では、「わかりました。同性間の認めないことが差別だと言われるのなら、うちの州ではすべての婚姻・公認制度を廃止します」と言った州があるのです。わかりますか？差別ではないですよ。誰の婚姻も認めませんからって。それくらい、こだわりがあるんですかね。

皆さん人権について勉強されて研修を受けておられる方なので、この LGBT 運動や同性婚推進運動については問題も指摘されているということで、こちらの論文を紹介しますので是非ご覧ください。マサキトセさんが現代思想に書かれている、「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT 運動」と同性婚推進運動の欺瞞」。要は、LGBT というものがメインストリーム化していく、LGBT と人権というものが社会の中で主流化して語られる中で、一体どれだけのものを排除していつているのか。同性婚推進という華々しい話題の一方で、婚姻制度によって何らかの利得が得られる人と私たちは一体誰なのか、そこから零れ落ちていく人たちは一体誰なのか、その議論なくして、認められたら「ヤッター」という話ではないんだよ、ということですね。ぜひ、こちらも見えておいて頂きたいと思います。しかしながら私は、先ほど言いましたように、他者に対して、同じ社会を構成する、一緒に暮らしている人々の中で、ある人たちに認められている権利が、ある人たちには認められないということはあってはならないことだと思っています。そして、性の健康と権利に関しては、ざっと大きなところだけを紹介してもこれだけ色々あって現在に至っているわけです。色々ところで権利が保障されています。

では、また最初の話に行きますが、私たちは性の多様性とかレインボーとか言いながら、本当に性について語るということがどれだけ難しいことかということ、専門家としている私がいとも感じるのですが、例えば、1994 年にカイロで開催された世界人口開発会議、女性学やジェンダー論などを行っている人にとってはすごく有名で、かつ重要なエポックメイキング的な会議です。なぜかと言うと、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」というのが公式に提唱されたからです。世界人口開発会議という名称の会議でおよそ何を話し合うかと言うと、「あの国は人口爆発が起こっているから抑制しなきゃ」とか、「日本では、超少子化、高齢化が問題になっているから、子どもを産めよ増やせよしなきゃ。さあ、どうやってやる？」といった話ですね。そういった会議は、産む性である「女性」という存在を客体化し、「あの人たちにどう産み控えてもらうか、あの人たちにどう産んでもらうか」といったところで話が進んでいく。けれども、このカイロ会議は初めて女性の権利を主体的に語った会議です。そして、子どもを産むか産まないか、産むとしたらいつどんな形で、どんな間隔で産むのか。「どんな間隔で」と言い始めたら、バースコントロール、精子調整、避妊、あるいは中絶という権利も当然この中に入っているわけです。それ

が、先ほども言いましたカトリックやイスラムが入っている国連で公式に提唱されるというのは、考えられないくらいすごいことだったのです。けれども、色々な意味で玉虫色の決着をつけています。例えば、本当は「性と生殖に関する健康と権利」というタイトルになるはずだった成果物が、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「性と生殖に関する健康と権利」になりました。やはり、セックスの性の権利・健康というのは、国連ではまだまだ1994年は認められなかったということです。でもこの中に、「個人やカップルは」という文言が登場します。この「個人やカップルは」という文言を皆さん実際に読まれたときに「ああ、これか」と思ってください。この文言を入れることがどれだけ大変だったか。「カップル」と言うのは、どんなカップルかわからないですよ。「結婚している夫婦」と従来の文書が入っていたところを「カップル」と入れたのは、これは同性間のカップルのことを念頭に置いて潜り込ませたのです。もう色々な政治的な攻防の末に潜り込ませた、重要なワードなのですね。だから、皆さんが読むときに「個人やカップルの」と軽く読まないで、「カップルって書いてあるよ！」と読んで頂きたいと思います。

LGBT と子育てに関する、というところで、特にこれはゲイ・レズビアンの話になっているのですが、世の中というのは嫌ですね。当然レズビアンカップルもゲイカップルもバイセクシュアルカップルも、みんな子どもを産み・育てたいと思う人がいるわけですが、子どもは正しい環境で育てられる必要がある、子どもの健全な育成に悪影響である、というような反対意見がものすごく多いので、子を産み育てる権利と言うのがなかなかLGBTに関しては認められていない。「成人であるアンタは良いですよ。でも、子どもはどうか？」という言い方をされてしまう。これは典型的ですね。私は普段はあまりテレビを見ないのですが、LGBT 関係のものは見るんですね。2015年5月に放送された「私の何がいけないの」というバラエティー番組で、レズビアンカップルの東小雪さんと増原さんが出てきて、「妊活しています」とおっしゃいました。「私たちはディズニーシーで結婚式を挙げました。けれどレズビアン同士なので、セックスによる妊娠ができないので今妊活しているところです」みたいなことを言ったら、梅沢富美男さんが、「俺はいいよ。俺はいいけど、世間はどうかな」というところから始まって、「お前さんたちが言っているのは理屈だよ。その子にも人権があるでしょ。それをあんたたちはどう考えるの?」と。常にこういう言葉を突き付けられるのが性的マイノリティーであり、LGBT の人たちであると言えます。だから、海外ではこのような調査研究も出ています。メルボルン大学で、大量の調査結果ですけれども、ゲイまたはレズビアンのお父さんお母さんを持った子ども500人を対象に調べたところ、一般家庭で育った子どもたちよりも良好な状態にあることが示唆されました。また別の調査で、レズビアン家庭で育った子どもは、自尊心が若干高く、非行が少ないことが示唆された。「なんでやねん」って皆さん言わないといけません。「レズビアン家庭とかゲイの家庭で育ったらいい子になるって、なんでやねん！そんなことないやろ！」って言わないといけません。そんなことないんですよ。ないけれど、現状としてはそうであると。これは、もっと数が増えていけば、もっとみんなが自由に子どもを産み、育てることができるようになれば、このような結果にはならないだろうと思います。でも今はものすごく縛りがかかってきて、そんな風に世間から言われる中、自分たちで用意周到に、考えに考えて、できちゃった結婚とかできないわけですから、結果として用意周到に教育水準も経済的レベルも高い親に育てられた子どもがこういう結果になるということだろうと思います。けれど、「お前さんたちに育てられて子どもは不幸なんだ。不健全で人権が侵害されるんだ」と言う社会があるからこそ、こういう調査が出てきたということですね。ここで皆さん、こういう私たちの社会を見つめ直してみましょ。う。「性と生殖に関する健康と権利」、「エリートになるための11の条件」というものを示したいと思います。皆さんがエリートかどうか、というのを今からチェックしてください。①異性愛者である。

次世代を担う子を産み育てるのに理想的な男女。エリート。異性愛者じゃなければいけない。皆さんエリートですか？②知的・身体的障がいがない。エリートですか？③病気がない、④精神的にも健康である。⑤若すぎない、⑥年寄過ぎない、⑦経済力がある。いいんですよ、脱落組が出たんですね、かまいません。⑧教育水準が高い、⑨結婚している、⑩愛ある相手としかセックスしない、⑪容姿端麗である。奇跡的に11項目すべて当てはまったという方、心の中でお立ち下さい。いるわけがないですよ。これ、ブラックジョークなんですよ。要は、世間はそうは言わないけれど、少子化対策だとか何とか言っていますが、「誰にでも子を産み育ててほしいとは本音では思っていないでしょ」という皮肉も含めたブラックジョークですね。これは、この条件をひっくり返すことにより、私たちの社会で一体どんな人たちが抑圧されているのか、ということが見えてくるんですね。この、一般にあたり前とされることでも、その実現にあたり世間の理解と承認を求める状況に追い込まれているのではないかと。障がい者の性なんてまさにそうですね。「障がいがあってもなくても、誰かを好きになる気持ちと言うのは同じ」だとか、「障がいがあっても子どもが欲しいと思うのは人間として当然」でしょう、「当たり前の男として、女として・・・」という同じ・当然・当たり前ということ、殊更強調しなければいけない状況に追い込まれている人たちがいますよ、ということなんですね。性同一性障害・トランスジェンダーの人も同じ。これは最終的には認められましたが、最高裁までいかないパートナーとの間にできた子どもを実子として登録することができなかった、戸籍上反映させることができなかった。なぜならば、これは加藤さんと同じ例ですが、加藤さんのパートナーが妊娠をして子どもができました。当然父親としての関係を戸籍上に反映しようと思うわけですが、「いやいや、あなたは性同一性障害で体を変えた人でしょう？」と。加藤さんの場合は戸籍を変えていないので話が余計ややこしくなるのですが、おさらいしておきますと、加藤さんは戸籍を変えていない。戸籍を変えたいと思っても変えられない。なぜならば、手術を受けていないから。この問題については後で言いますが、もし手術を受けて卵巣・精巣を全摘し、忍容性がない、いわゆる生殖能力が永続的に欠くということを証明し、そして外性器も、いわゆるおちんちんに似たようなものを付けたという風になれば、戸籍上の性別を変えられる条件をほぼ満たすことができるわけです。この条件を満たした人がいるのですが、「でも、あなたは生物学的に男ではないから、この妻の子どものお父さんであるわけがない」と言われてしまい、最高裁でまで闘ってようやく認められたというケースがありました。人が体を変えない理由と言うのは色々あります。それは、何かの慢性疾患を持っていて、心臓疾患があるとか、重篤な糖尿病を患っているから手術に耐えられない身体であるとか、医学的な理由で手術をしない人もいます。加藤さんは、健康上の色々なリスクを考えて、とおっしゃっていました。後でもう一度言って頂きたいと思いますが、健康上のリスクを理由に手術をされない方もいらっしゃいます。そもそも身体違和はない、と。ジェンダーアイデンティティが戸籍上のものとは違うけれども、別にこの身体が嫌で嫌でしょうがないというわけではない、という方もおられ、様々な理由で性別を、身体を変えないという方はいらっしゃいます。この例の方も体を変えていないけれども、戸籍上の性別を変えてくれ、と言う風に権利を主張したところ「ダメ」と言われてしまい、今戦っているという状態です。性同一性障害特例法というのは、2004年から施行され、2015年末までに約6020名が既に戸籍上の性別を変えているのですが、これだけの要件を満たさなければいけない。法定成人年齢である20歳以上であること。海外では、法定成人年齢そのものが16歳、18歳ですから、もっと低いですね。でも日本は20歳。それで、現に婚姻していないこと。同性婚が合法化されている国において、こんなことを書くなんて考えられないです。これは、日本が同性婚を禁止しているからこの文言が入っています。それから、現に未成年の子がいないこと。諸外国では考えられないですね。子

どもがいるかいないかということと、自分の性別というのは切り離して考えるのが常識であって、世界の法律がどんなふうになっているか、手術要件についてはどうなっているか、年齢はどうなっているか、色々な項目について調べた一覧表があるのですが、子なし要件と呼ばれる、子どもがいないことは条件にすらなっていない。項目にならないくらいめずらしい。日本は古いんですね。生殖腺がなく、外性器を変えなさいということですが、これは色々な国際法に完全に違反している人権侵害なんですね。日本の性同一性障害特例法は、あからさまな人権侵害をしていると言っても過言ではありません。2014年に出た WHO をはじめとする国際機関が色々な根拠を示してそのことを言っています。世界的な潮流を言えば、戸籍上の性別、戸籍を持っているのは今はもう日本だけです。出生証明書や身分証明書など性別を変更する、公文書の性別を変更するのに手術要件と呼ばれるものを撤廃する、というのが今は国際的な流れになっています。手術要件なく、身体を触ることなく性別を変えられる国がもうこれだけあります。アジアの中にもこれだけあります。最初に、「パスポートには SEX 欄というのがあって、M か F か書いてありますよ」と言いました。これは日本のパスポートの話です。世界中のパスポートのほとんどが同じですが、既にオーストラリア、ニュージーランド、インド、ネパール、パキスタンなどは、第三の選択肢を用意しています。面白い話があって、オーストラリアで SEX 欄が X だという人が日本にやってきたら、税関を通るときに入国審査を受けますよね。その時に、日本では入力する選択肢として M と F しかないんですね。でも X のパスポートを見せられた時に困ってしまいます。これが、今世界中で起こり始めているわけですね。一部の国が第三の性別を作ってしまったからです。良い話があって、オーストラリアのパスポート保持者がいる国に旅行した時に、「あなたは SEX が X になっていますけど、M か F かどっちが選んでください」と言ってきたと。ここまでだと嫌な話ですよ。でも入国管理官の人は、「ごめんなさいね。うちの国はあなたの国ほど新しい考え方をしていないので、どうしても私はどちらかを押さなければいけません。どっちでもいいので選んでください。ごめんなさいね。」という風に言った、と。こういう風に対応されると気持ちいいですよ。けれども、実際にはどういうことが起こっているかというと、日本のように、身体の見えていない部分まで、内的部分、内性器の部分まで変えないと戸籍上の性別を変えることができない。生活上はどこからどう見ても女性である、または、どこからどう見ても男性だという人が、それとは違う表記をされたパスポートを持って海外に旅行するとき、色々なハラスメントに遭ったり危険な想いもする。そういうこと犯罪化している国がいっぱいあるわけです。そんな国には旅行できないよ、といった問題がいっぱい起こっています。

日本で色々な取り組みが行われているということは午前中にお勉強されたことと思います。文科省の話、先ほど加藤さんのお話にもトイレ、服装の問題が出てきたので触れておきたいのですが、文科省がこういう通知を出したという2015年の記事ですが、服装や髪型、トイレなど、こういったことが問題になるというのは子どもたちだけではないですよ。先ほどの加藤さんも、学校にいる先生たち、会社にいる皆さんの同僚という人たちが当事者で、同じような問題でしんどい思いをしておられる。私は強調しておきたいのですが、文科省の教職員向け冊子が2016年4月に出て、これは全文インターネットからダウンロードできるようになっていますが、その中に事例として出てくるのが、多目的トイレとか、職員用トイレを使わせるということなんですよ。これはいいのですが、良くない。どういうことかと言うと、私は実際に子どもたちから話を聞いたことがあるのですが、入学前に親と教員、学校側と三者面談を何回も繰り返して、「あなたは戸籍上男子だけれども、花子ちゃんという名前で女子小学生として入学することにしましょう。トイレは教職員トイレか多目的トイレを使ってね」ということで「はい、わかりました」となったんです。けれども、皆さん考えてもみてください。教職員トイレなんて、校内にいくつかあり

ますか。そうすると、その子は1年生の時はず苦勞しました。1年生といえば、「先生おっしっこ！」と言うそばからパンツが濡れかけているという子がいてもおかしくないくらいなのに、トイレに行って用を足して帰ってくるという作業をするだけでも大変な時期があるのに、その子は教室のすぐ近くの友達が使うトイレは使えず、遠くまで行ってトイレをしなければいけなかった。4年生になったら、教室が1階ではなく建物の4階になりました。4階には多目的トイレがありません。そうすると、また1階までわざわざ降りてこないトイレに行けない状況になりました。4年間過ごす間に、友達は「いいよ。一緒に女性トイレに行こうよ」と言ってくれるようになった。でも入ろうとすると肩をつかまれて、振り返るとそれが先生だったと。やはり学校と言うのは、先ほど「一律の対応ではなくて」と加藤さんもおっしゃっていましたが、一定性を強いるという教育現場のあり様を考えていかないと、直していかないと、こういうひずみが出てくるのだということがよくわかります。この一定性といえば、この文科省のマニュアルが出たことによる負の副作用というものがあります。例えば、修学旅行で同じ学校に二人トランスの子どもがいました。一学年上の先輩は修学旅行に行ったときに、戸籍上男子だけれども女子大部屋に泊まることができた。なのに、文科省のマニュアルが出たら、「個室で待機をする」と書いてあるんですねそうすると、マニュアルというのは「そうしなさい」と書いてあるわけではないけれども、学校はそのたった1年の差で、「女子と一緒に大部屋では寝てもらえないから、あなたは1人部屋ね」と言われて、修学旅行ですごく寂しい思いをしたという子が出てきています。あとは水泳ですね。水着を本人が希望しているものに変える。それで、着替えるところは職員用のロッカーや更衣室を使わせる。これもすごく配慮が行き届いているようで、決してそうではない。なぜならば、私が聞いた子は、「私がいる教室はここです。職員ロッカールームはここです。プールはここにあります。更衣室はプールのそばにあります」と絵を描いてくれたんですね。一般の生徒はみんな乾いた服を着てプールのそばの更衣室まで行き、着替えてポションとプールに入り、濡れた体を拭いて乾かしてから教室に戻る。「私だけなんです、濡れた体にバスタオルを巻いて校庭を歩くのは。これ、すごく嫌なんです」と言うんですね。で、「言うたらええやん。先生に、こんなんいやや。私だけや。こんなん。いやや、変えて下さいって言うたらええやん」そうしたら、ここが聞いていてつらかったのですが、子どもながらにしてそれはできないと思っている。それは、「すでに今まで前例のないことを学校側は必死に対応してくれた。入学前に私は何度も何度も繰り返し確認する中で、「はい、それをお願いします」と言ったんです。今更これを変えてくれとは言えません」こんなことを言わせるというのは、本当にどういう教育なのかなと思わざるを得ませんよね。障がい者差別解消法の中で、「合理的な配慮」というのが言われるようになって、これで変わっていけばいいなと思っているのですが、実際にはいろいろな現場で、突き付けられる要求、新たな要求、聞いたこともないような要求に対してどこまでそれを押し返せるか。先ほどの加藤さんの話で、「車いすの教員を採用するかしないかと言うことと同じ話だよ」と校長先生が言われたという話がありました。けれども、無いということを理由に能力のある人を採用しないというのは、差別禁止法を持っている国では考えられないことなんですね。例えば、私はアメリカのことを一番よく知っているわけですが、アメリカにはADAという法律があるのですが、その法律で先ほどのような言い訳を管理者ができるかと言ったら、それはもう考えられないわけです。そういうことについても色々考えていかなければいけません。

日本のLGBTと自殺関連経験率の高さというのも午前中に聞かれたことと思います。今日本の中で色々言われている二つのピークというものがあります。自殺関連経験率が高くなる二つのピークですが、ひとつ目は中学校入学。これはさっきも言われていました制服問題ですね。もうひとつ目のピークというのが社会人一年生でね。比較的自由度のあった小学校生活から男・女の制

服に分かれ、男女や異性愛やなんだかんだと言って縛りがきつくなる中学校でピークに達し、何とかそこをやり過ごすことができ、大学や専門学校に進めば若干それが緩むモラトリアム期間をもらえることができる。しかし社会人になったとき、またあの狭苦しい扉が待っているということになるわけです。

LGBT 関係については全文ダウンロードできる様々な資料がありますので、ぜひ皆さん手に取って中身を読んでみて頂きたいと思います。

「LGBT」について
性の多様性をめぐる人権課題

東(ひがし)優子

大阪府立大学

人間社会システム科学研究科／地域保健学域教育福祉学類

性的マイノリティ／LGBT+

- Lesbian レズビアン 女性同性愛者
- Gay ゲイ 男性同性愛者
- Bisexual バイセクシュアル 両性愛者

- Transgender トランスジェンダー ≠ 性同一性障害(者)

Intersexual

性と生殖に関する健康と権利 エリートになるための11の条件

一般に「当たり前」とされることでも、
その実現にあたり、世間の理解と
承認を求める状況に追い込まれる

同性愛者
知的・身体的障がいのある人
「病気」のある人
精神障がいのある人
若者
高齢者
貧困家庭の人

「障がいのある人々の性」をめぐる常套句

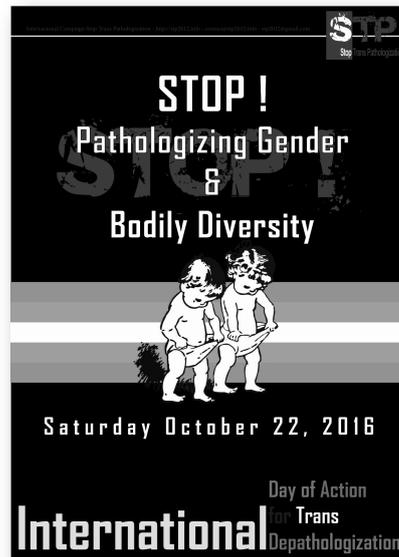
- 「障がいがあってもなくても、誰かを好きになるという気持ちは同じ・・・」
- 「障がいがあっても、子どもが欲しいと思うのは人間として当然のこと・・・」
- 「当たりの男として、女として・・・」



● Transgender トランスジェンダー

- トランスジェンダーとは、ジェンダーあるいはジェンダー・アイデンティティが、出生時に割り当てられた性別や、伝統的な規範や期待と一致しない人々のこと。
- 当事者の捉え方は、トランスジェンダー、女性、男性、トランス女性、トランス男性、トランスセクシュアルなど様々。特定の文化においては「ヒジュラ」「カットイ」「ワリア」といった名称も使用されている。
- そのジェンダー表現は、男性的、女性的、あるいは両性具有的など、様々である。

APTN ケイト・モンテカルロ(フィリピン)による言葉
(第20回国際エイズ会議より)



性的マイノリティ／LGBT+

- Lesbian レズビアン 女性同性愛者
- Gay ゲイ 男性同性愛者
- Bisexual バイセクシュアル 両性愛者
- Transgender トランスジェンダー
- Intersexual インターセクシュアル
- Questioning クェスチョニング
- Queer クィア
- Asexual エイセクシュアル

SOGI

S
O

Sexual Orientation
性的指向

G
I

Gender Identity
性自認

I

Intersex
インターセックス



SOGII Rights
Sexual Orientation, Gender Identity & Intersex Rights

Australia's Human Rights Commission
オーストラリア人権委員会作成

SEX IS BETWEEN THE LEGS, BUT SEXUALITY IS BETWEEN THE EARS.
セックスは両足の間、セクシュアリティは両耳の間にあるもの

からだは男として
生まれてきたけど、
自分のことは
女性として扱って
ほしいな

自分の性別は
よくわからないんだ

男の人を
好きになることもあるし、
女の人も好きに
なることもあるよ

自分のことは
女だと思うけど、
スカートは
履きたくないんだ

同性しか
好きになった
ことないな

誰かを恋愛として
好きになる気持ちは
薄いんだ

● からだの性	● 性自認・こころの性	● 性的指向	● 性自認	● 性自認	● 性的指向
女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○
● 性自認・こころの性			● 性表現	● 性的指向	
女 ○ 男 ○			女 ○ 男 ○	女 ○ 男 ○	

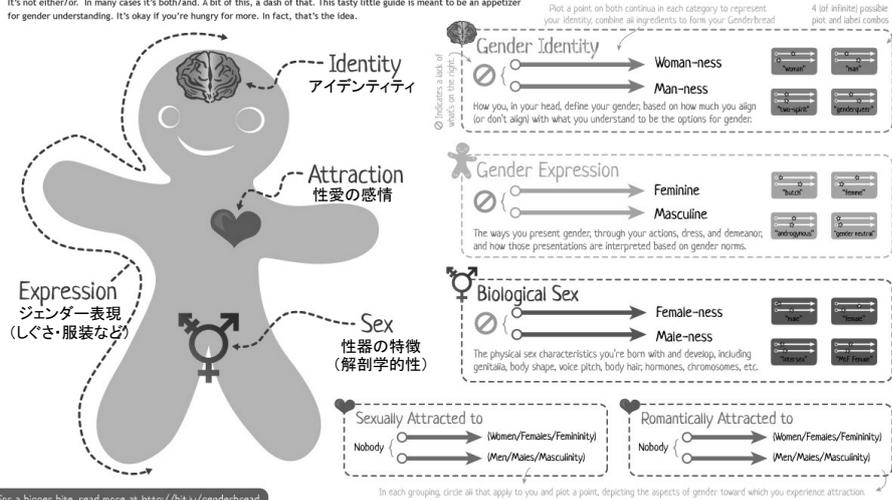
「性はグラデーション」(大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック)より

だからこそ、セクシュアリティは十人十色
(多様な性のありよう)

The Genderbread Person v3.3

by its pronounced **METROsexual.com**

Gender is one of those things everyone thinks they understand, but most people don't. Like *Inception*, Gender isn't binary. It's not either/or. In many cases it's both/and. A bit of this, a dash of that. This tasty little guide is meant to be an appetizer for gender understanding. It's okay if you're hungry for more. In fact, that's the idea.



みんなちがって、みんないい

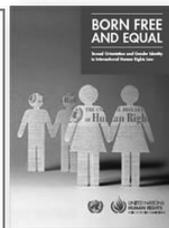
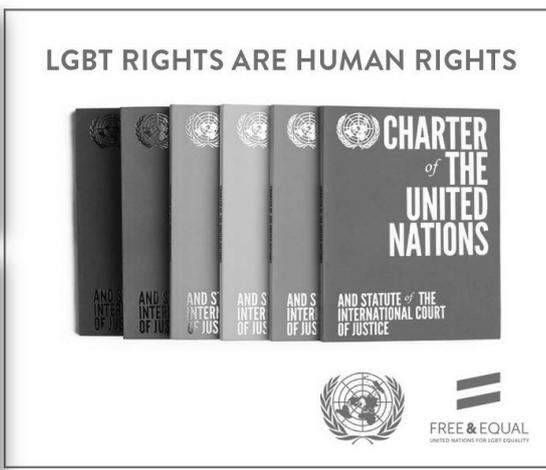
金子みすゞ 詩「私と小鳥と鈴と」



NATURE LOVES DIVERSITY, BUT OUR SOCIETY HATES IT.
自然は多様性を愛すが、社会がそれを嫌う
(性科学者 ミルトン・ダイヤモンド)



LGBT RIGHTS ARE HUMAN RIGHTS
LGBTの権利は人権である(国連の取り組み)



LGBT+ RIGHTS ARE HUMAN RIGHTS LGBT+権利擁護運動の焦点

- 暴力や嫌がらせから逃れ、ありのままの自分である権利
- 生命、自由、生活を失うことなく、他者との合意に基づく性的関係を結ぶ権利
- 平等な市民として認められ、すべての人々に約束された当然の敬意をもって遇される権利

ヴァネッサ・ベアード『性的マイノリティの基礎知識』
(作品社, 2005)



国内の取り組み事例	
判例	「無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たるものとして許されない」東京都府中青年の家裁判 (1997)
自治体の取り組み	東京都人権施策推進指針(2000)、堺市「男女平等社会の形成の推進に関する条例」(2002)...文京区「男女平等参画推進条例」(2013)、多摩市「女と男の平等参画を推進する条例」(2013)、淀川区「LGBT支援宣言」(2013)...宝塚市「性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取り組み」(2016)
法務省	人権擁護局・人権週間の強調事項「性的指向を理由とする差別」「性同一性障害を理由とする差別」
文部科学省の通知	性同一性障害の児童生徒への配慮、性的マイノリティの児童生徒への相談体制の充実(2015) ※性同一性障害については2010年の通知に続いて2度目
自殺総合対策大綱	「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」 (2012)
男女雇用機会均等法	セクハラ指針に同性間も明記。性的マイノリティに係る差別的言動もセクハラ(2014)

文部科学省は三十日、心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）や、同性愛者など性的マイノリティー（LGBT）とされる小中高校の児童生徒へのきめ細かな対応を求める通知を全国の教育委員会などに出した。それぞれの児童生徒に合った制服の着用を認めるなど、具体的な配慮事例も紹介。同省は今後、研修などで周知する方針だ。

文科省が昨年初めて行った実態調査で、肉体的な性別に違和感を持ち、学校に相談している児童生徒が全国に少なくとも六百六十六人在籍していることが判明していた。

通知では、GIDの児童生徒には組織的な支援が重要だとして、学校内外にサポートチームをつくることや、医療機関、保護者との連携を要請。ほかの児童生徒への配慮とのバランスを取りながら、画一的ではなく、一人一人の状況に応じた取り組みを進める必要があるとした。

GIDの診断がなくても支援は可能としたほか、（1）自認する性別の制服や体操着の着用を認める（2）多目的トイレの使用を認める一など、既に各学校で実施されている配慮事例も紹介した。

また、性的マイノリティーとされる児童生徒についても、同様に悩みや不安を受け止めなければならないと指摘。いじめや差別を許さない指導や、教職員自身が心ない言動をしないよう求めた。

文科省の坪田知広児童生徒課長は「全ての学校で適切に対応し、悩んでいる子どもが生き生きと学校生活を送れる環境をつくりたい」と話した。（東京新聞 TOKYO WEB 2015.4.30）

性 同 一 性 障 害 の 児 童 生 徒 に 対 す る 学 校 の 一 配 慮 事 例	服装	自認する性別の制服や体操着の着用を認める
	髪形	（戸籍上男性の児童生徒に）標準より長い髪形を認める
	トイレ	職員トイレや多目的トイレの利用を認める
	呼称の工夫	通知表などを、児童生徒が希望する呼称で記す
	授業	体育・保健体育で別メニューを設定する
	水泳	（戸籍上男性の児童生徒に）上半身が隠れる水着の着用を認める
	修学旅行など	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす

※文部科学省調べ

日本のLGBTと自殺関連経験率



性別違和を主訴とする患者1,138名調査

- 自殺念慮62.0%
- 自殺企図10.8%
- 自傷行為16.1%

（針間ら,2010）

男性同性愛者6,000名調査

- 「自殺を考えたことがある」66%
- 「自殺未遂の経験がある」14%
- 「学校で仲間はずれにされていると感じたことがある」42.7%
- 「教室で居心地の悪さを感じたことがある」57.0%
- 「“ホモ”・“おかま”などの言葉による暴力をうけたことがある」54.5%
- 「言葉以外のいじめ」をうけたことがある」45.1%

（日高ら, 2006）

全文ダウンロードできる様々な資料冊子



「性の健康と権利」に関する 概念の進化と定着(過去20年)

- 世界人権会議「ウィーン宣言および行動計画」(1993)
- 国際人口・開発会議「カイロ行動計画」(1994)
- 北京・世界女性会議「北京行動綱領」(1995)
- 国際家族計画連盟「IPPF憲章」(1995)
- WAS「性の権利宣言」(1997; adopted in 1999)
- WHO「性の健康と権利に関する作業的定義」(2002; revised in 2006)
- 国連人権理事会「ジョグジャカルタ原則」(2006)
- IPPF (国際家族計画連盟)性の権利宣言 (2008)
- WAS 性の権利宣言・改訂版 (2014)

「女性と女子児童の権利」「性別に関するあらゆる形態の差別の根絶」

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

性的マイノリティの人権

Sexual Rights are Human Rights 性の権利は人権である

今日、性の権利という言葉・概念は、NGOや権利擁護の担い手、政策立案者、学者・研究者などによって広く採用されており、国内外の法律、政策、国際協定に明記された基本的人権に関する概念に基づいているという認識がますます高まっている。





WAS
WORLD ASSOCIATION FOR SEXUAL HEALTH

SEXUAL RIGHTS ARE HUMAN RIGHTS PERTAINING TO SEXUALITY

<ol style="list-style-type: none"> 1. 平等と差別されない権利 2. 生命、自由、および身体の安全を守る権利 3. 自律性と身体保全に関する権利 4. 拷問、及び残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由でいる権利 5. あらゆる暴力や強制・強要から自由でいる権利 6. プライバシーの権利 7. 楽しめて満足できかつ安全な性的経験を可能のある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利 8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利 9. 情報への権利 	<ol style="list-style-type: none"> 10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利 11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利 12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利 13. 思想、意見、表現の自由に関する権利 14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利 15. 公的・政治的生活に参画する権利 16. 正義、善後策および救済を求める権利
---	---

日本語版全文ダウンロード可 <http://www.worldsexology.org/wp-content/uploads/2014/10/DSR-Japanese.pdf>

5. 対 談

東 優子 氏 × 加藤 圭 氏

東：まず、加藤さんから何か追加があれば言って頂いて、なければ会場から質問を受けたいのですが、何かありますか？

加藤：特にはないです。

東：では、追々足して行って頂くとして、皆さんの方から質問とかコメントとか何かございますか。

会場：今日の趣旨とはちょっと違う質問かもしれませんが、加藤さんが今日この場に立たれるようになった経緯、きっかけというのが何かあるのでしたら教えて頂きたいということと、先ほどお話し頂いたときに、学生の時にカミングアウトされたとき、カミングアウトした友達も LGBT で、結婚式のお写真でもお友達が 10 人ほどおられたということですが、そういった方々、加藤さんを支えて下さる、助けて下さる方々というのは、自分から行動して知り合ったのか、もしくは自然と集まってこられた方々なのか、というのを教えて頂ければと思います。

加藤：ありがとうございます。まず、今日この講演会に来た経緯ですが、先ほども言いましたが、講演をすることは全く初めてでここに来させて頂きました。なぜここに来たかと言うと、私の兄が今とても協力的に LGBT の活動をしているからです。兄は妹の私がこのような状況になっていることをどんどん周りにカミングアウトしていったんです。私は 2 年前にオープンにし、それまでは親にもクローズしていたのですが、その兄には、今から 10 年くらい前に家族の中で一番初めにカミングアウトしました。その時からすごく私を気にかけてくれていたのですが、今回、「講演で当事者の声を届けたい」ということで、最初は徳島の事務局から兄に話が行ったのですが、兄が「実は自分の妹が当事者である」と伝え、その経緯で今日の講演に来ることになりました。

2 点目のカミングアウトのところですが、FTM の方はスポーツをやっている方がとても多くて、私は幼少期から大学までサッカー部に所属していたので、おのずと周りに FTM の方がいました。髪も短いし、自分に見た目が似ているので、もしかしたら LGBT かなと思った方が結構いました。1 年生から 4 年生まで 100 人くらいいたのですが、たぶん 2 割くらいは同じ方がいたと思います。それで勇気をもらったので、「FTM かしれない」と思った友人に「実は自分は FTM なんだ」と言ったら、「自分も、自分も」といった感じで結構な数の方がそうでした。さきほどの写真には 10 名いたのですが、本当はもっとたくさん、20 人くらい同じような方がいて、その中でも何十年も仲のいい友達が先ほどの 10 名になります。

東：今度埼玉で「LGBT 成人式 in 埼玉」を企画されているとのことですが、大阪の方では成人式の翌週に LGBT 成人式があったんです。私は来賓で呼んで頂きスピーチをさせて頂いたのですが、ちょうど今年成人式を迎える人たちが生まれた年に、「TS と TG を支える人々の会」を仲間と一緒に発足させました。その当時は本当に顔出しができなくて、今はテレビやマスコミに出たり本を出したりして、書籍の表紙に自分の顔を載せておられる方もいますが、当時は一切顔を出せない。だから、取材を受けるときも、ちゃんと首から下にカメラが設定されているかどうか、私たちがカメラをチェックしてから取材を始める感じでした。でも、首から下だから股間や胸が目立つから、「嫌じゃない？このアングル」とか言いながらやっていました。また、こういう公開シンポジウムをするときには、右翼が入ってくるかもしれない、暴力沙汰があるかもしれない、フラッシュやフライデーのような写真誌に盗撮されるかもしれない。そういうわけで、腕っぷしのいい人、自信のある人たちを何人か配置して行うという、すごく物々しい中でやってきたんですね。それから考えると、LGBT 成人式が行われるようになり、今言われたように仲間と出会

う機会がこれだけ増えてきたというのは、良かったなと思うのですが、それでもなお、この変わらない状況を加藤さんが語られたのに、胸が苦しくなる思いがしました。例えば、一番ぐっと来て苦しかったのが、やはりパートナーのことで。

結局勘当されたんですか？

加藤：そうですね。戸籍変更を考えたのは、仕事のことと結婚のことがあって決意しました。ただ、ずっと「女性として生活している方が楽なのではないか」と思っていたので、もちろん教員をしているときは、カミングアウトしないで女性でやっていこうと思っていましたし、教員をしているときから、この仕事を定年までやろうと思っていたので、急に男性として働くというのはハードルが高すぎると思い、女性のまま働きました。当時から彼女がいたのですが、彼女とも「結婚までは考えなくても、一緒に暮らせばいいや」くらいでいたのですが、出会ったパートナーが普通に、まあ普通というのが何かわかりませんが、「結婚をしたい。子どもを産みたい」と言ってきたんですね。



その時に、「これはきっと、今ちゃんと考えないと、この先また違う方と付き合ったとしても、結婚と子どもの問題は必ず自分に返ってくるな」と思ったのです。それまでは、結婚とか子どもが欲しいと言う方がいなかったのでも、それもラッキーだったのですが、今のパートナーは「結婚して子どもが欲しい。そうでなければ付き合えない」と言われて、ずっと半年くらいフラれ続けたんです。でも、すごく魅力的な人だったのでガツガツ押していました。でも、やはり彼女は複雑な想いをしている。でも、ある時パートナーは、戸籍を変えれば結婚できるということがわかったんですね。自分も彼女を失いたくなかったのでも、仕事のこともあったし、パートナーのこともあったので戸籍を変えようと思いましたが、友人にも戸籍を変えた人がいて、病気になったり重い症状が出たわけではないので簡単に手術ができていたのですが、怖かったので色々調べると、若年性の更年期の可能性などがわかり、先ほど先生がおっしゃいましたが、「見えないところを取ってまで・・・」と考えはじめ、「ちょっと勇気を出して会社に言ってみたらどうだろう」とか、相手にも「戸籍を変えないけれどもどうだろう」と思って取り組んでいたら、意外と受け入れてもらえたのです。今まではビクビクしていたのですが、言ってみたら今の会社も OK でしたし・・・といった感じです。

東：性同一性障害特例法というのは明らかな人権侵害をしている、ということを言いましたが、例えばスウェーデンは、世界中でいち早く 1970 年代に性転換法というのを作り、やはり手術要件を載せていたんですね。ずっと続けていたのですが、これを撤廃しました。でも、それよりも前にスウェーデンには、すごく暗い過去があるわけです。というのは、優生学、優生政策というのを 1970 年代までやってきた。優生政策とは何かというと、産んでほしくない劣性遺伝子を持っている人たちに断種を強要するということです。断種、種を断つ。不妊化手術あるいは不妊に繋がるようなホルモン治療を受けさせるとか。要は、障がいのある人とか、ハンセン病の方とか、疾患を持っている人たちですね。これに対して、スウェーデン政府は賠償金を払うと。この過去は間違いであった、としました。この政策の下で断種を受けさせられた人たちにはすべて賠償金を払います、というのを現在トランスジェンダーの人たちにも適用しているんです。この手術

要件を外すことにより、手術を受けたいと思う人たちのアクセスが断たれてはいけません。自己決定が保障されることが大事で、どんなプレッシャーもなく、「これがないと結婚できませんよ」、「これがないと〇〇ができませんよ」という状況の中だと、自己決定は名ばかりのものになる。本当の意味での自由で、何の圧力もないところで自分の身体、自分の状況、パートナーとの関係を相談しながら、「よし、私はこれを選ぶ」という環境を作ることが一番大事だと思っています。他に何か質問やコメントはありませんか？私のように評論する人はいつでもどこでも呼べるし、取り換えが聞けるのですが、加藤さんの話は加藤さんにしか聞けないので、何か追加してください。何かありませんか。

板東：圭さんから事前に結婚式の様子を伺いました。この機会に、結婚式のお父さんのコメントを読ませてください。『圭へ。圭の場合は珍しいパターンですが、ごく普通の一般男女でも結婚・恋愛・出産・嫁姑の関係で圭以上の悩みを抱えている人はたくさんおられます。圭の場合は夢に向かっての努力、行動ですので、今後突き当たる問題も、困難ではなく、超える壁です。この解決策は自分で考え、切り開きましょう。私たちの祖先がそうやって、今の世の中があります。明るく楽しく頑張っていきましょう。圭にはお父さんがついているから、いつでも困ったら相談してください。人間みんな、それぞれ問題を持っているからね。生きているだけで素晴らしい。自分勝手に生きていいんだよ。他人から何と言われようが、お父さんはそれを通してきました。今振り返っても、我が人生に悔いなし』以上です。このお父さんのコメントをもらって、圭さんに一言お願いしたいなと思います。

加藤：そうですね。本当に父の言葉がなかったら、たぶんここにこうしていられなかったと思います。本当に勇気づけられたというか。結婚式にはマイノリティーの方が沢山いらしていたのですが、父はその場でも、「ここまで結婚式を挙げたのだし、若い人たちがおそらく困難にぶつかっているのだから、2人で前に出て助けてあげなさい」と言ってくれました。私は教員やっていたのですが、本当はすごくあがり症で、人の前に立つのが苦手だったんです。けれど、父からの一言で、「自分もいろんな方に本当に勇気づけられたので、自分が声に出すことで力になればいいな」と思いました。

東：いい家庭ですね。

加藤：そうですね。家族は本当にありがたいです。うちは母親に最初は受け入れてもらえませんでした。だいぶ前に兄に相談した時にも「ちょっとお母さんに理解してもらうのは難しいかも・・・」と言う話をしていました。母親はやはり女の子として育てたかったというのもずっとわかっていました。だから、きっと理解は難しいなと思いましたし、世間体をすごく気にしていて、いとこや自分の兄弟には絶対に良いところしか見せないというのもわかっていたので、カミングアウトは難しいなと思っていました。でも、兄が、いとこや兄弟に、私のいないところで勝手にカミングアウトしていたんです。「妹はこうだ」と。そうしたら、周りは意外と「だから男っぽかったんだ」といった感じに認めてくれて、受け入れてくれたので、母も受け入れざるを得なかったのでしょうか、周りが知っているから母も「もうしょうがない」というような感じでしたね。最終的には子どもが幸せだったらそれでいい、というか。もちろん、色々な想いもあったのでしようけれども。今なぜこういった活動をしようと思ったかと言うと、パートナーの両親に反対されたことが大きいんです。自分は家族に受け入れてもらえたから良かったのですが、パートナーが逆に当事者、もう当事者と同じだなと思いました。本当に当事者と同じ気持ちになっていて、それを隣で見ていたのですが、結婚式をするっていうと、女性は本当にワクワクしているんな準備をすると思うのですが、1か月前に結婚式をキャンセルしたいと言って大泣きされた時は、どうしていいのかわかる自分でも本当にわかりませんでした。でも、何もしないよりは動き出したかったの

で、話し合っただけということになりました。私よりもパートナーの方が覚悟を決めて、自分もそうですが、パートナーも幸せな家庭で愛情を受けて育ったと思っていますし、彼女も家族のことが大好きで、以前は年に3回は山形の実家に帰っていたのに、今は勘当されて帰れなくなっています。ただ、これはどうしようもないことで、本当に現実的な問題なので、時間が解決するのかな、といった感じです。あとは、「家族の会」をやってみて、親の気持ちをすごく感じられ、横のつながりができ、リアルに隣でこういうことが起きているということをあらためて感じました。

東: 加藤さんの場合はパートナーと家族ですけれども、同じようなエピソードがあります。当事者で親から勘当されて、「失って初めて、家にも近づけないようになって初めて、どれだけ親の承認と愛情が欲しいか、親に受け入れてほしいという気持ちがどれほど強かったか、ということを感じて、それがまた辛いんです・・・」という語りを聞くことがあるんですね。彼女のご両親との間もうまくいけばいいなと思う反面、LGBTだけではなく、例えば国籍の違う人と結婚をした私の教え子も勘当され、孫の顔を見せに行っても、「そんな血の混じった子はいらぬ」と言われたこともあり、分かり合えるといいなと思う反面、ダメな時もあるのよ。もうその時は、解散宣言をするのが楽だったりすることもありますよね。

今小説家・文筆家として大活躍されている伏見憲明さんが、1980年代に「プライベート・ゲイ・ライフ」という本を書かれて、本当にアクティビストの先駆的な方なのですが、その中で「母殺し」という結構ショッキングなタイトル、目次が出てくるんですね。一回関係性を終わらせて、再構築していく過程みたいなものを書かれているのですが、家族も色々だし、友達も色々だし、うまくいかない時はうまくいかないのよね。でも丁寧に、近くに行ったときにパートナーのご実家に寄ったというのは、あなたは本当に努力の人ですね。勇気もあるよね。

加藤: そうですね。お母様から手紙を3通ほど頂いたのですが、刺されるという感じ。

東: あの言葉でしょ？「あなたがうちの娘を・・・」みたいに。

加藤: 出会った経緯を気にされていて、まず「うちの娘はレズビアンなのか、それとも正常なのか」という確認から入り、「うちの娘はやはり男性が好きで普通だった」と。でも、「じゃあ、あなたがそういう方なのに、どうしてうちの娘に近づいたの？」と。もう、ちょっと被害者意識ですね。でも、それはわからないでもないです。結局お母さんがどのような行動をとったかという、すごく苦しいですね、もちろん。誰にも話せないで、占い師のところに行ったんですね。すぐる思いで占い師のところに行ったら、パートナーにお母様から手紙が届いたんです。「今日、いいことがあった」と書いてあって、「あなたは、二年後にマサトさんという男性と出会うと言われたわ」と占い師からの手紙が同封されていたんです。それを見て私たちは、「やはり違うな」というか、それが現実なので、もうしょうがないと二人とも思って、それとは別に、今ある人生を生きようというか、自分たちのことをやっただけという風になりました。

東: 先ほどセックスエリートというブラックユーモアを見せて、その条件に当てはまらない人たちが抑圧しているというのはどういう状況か、他の人には当たり前とされていることを、ことさら「当然でしょ」とか「わかってください」と承認を求めなければいけないという立場に追い込まれると言いましたが、例えば加藤さんも、パートナーも、いかに二人が真剣で、いかに真面目に生きているか、ということのことさら証明しなければいけない、結構面倒くさいし、しんどい状況に追い込まれているでしょう？それと同じように、なぜそうなったのか。「LGBT」だ、「性的マイノリティー」だ、「SOGL」だとか、一体原因は何ですか？その時に、“Born This Way”、“産まれながらにしてこうなんだから”と。これはいい加減な気持ちで、趣味でやっているんじゃないやありません。生き方の問題でもありません。生まれつきなんです、ということのことさら強調

しなければいけない状況に実際に追い込まれています。レディー・ガガの大ヒット曲、“Born This Way”という歌を知っていますか？この間のNFLでも歌われましたが、なぜ“Born This Way”という歌が、なぜレディー・ガガが歌ってヒットしたか、という背景にも、やはり差別をされて、「お前は神への冒涇だ。親も泣かせて、何でことだ」と言われるけれども、「いや。神様が私たちをこういう風におつくりになったんだから」ということが言えればものすごくパワフルな反論になるし、黙らせることができるからなんですね。でも、科学的なことを言えばわからないんですよ。わからないし、生まれつきだろうが途中で選択したんだろうが、お酒やたばこと同じ趣味・趣向だろうが、「志す、向く」だろうが、私はどちらでもいいと思うんですね。どれだっていいはずなのに、「こういう理由だったら許せる」みたいなのを社会が押し付けて、それは当事者の自由度を奪っていくというか、しんどそう・・・って。しんどくなるよね。しんどくならないでね。

加藤：大丈夫です。

東：羽目を外すとかね。だって、LGBTの中にも良い人もいれば、悪い人もいるし、ずるい人もそうじゃない人も色々いるじゃないですかね。

他に足すことはないですか？加藤さんは自分を紹介するときに、アイデンティティーとしては何ですか？いきなり聞くようですが、「あなたは、何ですか？」と聞かれたら、例えば表現としては「私は男です」なのか、スライドでは「私はFTM当事者です」って書いてあったじゃない？どういうアイデンティティーがしっくりきますか？

加藤：最初は男性になりたかったというところがあったのですが、もともと男男していないという感じは自分でもありました。FTMの友人が20人くらいいますが、身体を変えて、「オレ」って自分のことを呼んだりして、完全に性格まで「この人男だな」って思って。でも自分は少し違うと思っていて、FTMの中でも、先生が言われていたようにグラデーションがあるというのは知っていたんです。でも、全然詳しくはなかったのですが。最近親と話していて感じたのですが、母親は絶対に私を男と思っていない話し方だったんです。「可愛い可愛い」と言って育てられてきたので、「この人は絶対に私を可愛いと思っているな」と感じたので、そんな人に対してわざわざ「男と思って」とは言えなかったし、自分も別に「男だからついてこい」みたいな感じではなかったのですが、FTMと言いましたけれども、ここにいる方が「男」と思えば「男」ですし、「女」と思えば「女」というか。別に「女」と言われたからって、「いや、男です」という風には思いません。男じゃないですし。男・女ってよくわからないです。でも、自分らしく生きようと思ったときに、「自分は自分だ」と思いました。だから、人からどう思われていようと、その人が思っていることは自由といいますか。なので、自分のやりたいことをやろうと思ってきました。

東：アイデンティティーラベルというか、自分のアイデンティティーをどう表現するか、男・女以外にどれだけの言葉があるのか、というのを調べたものがあるって、アメリカでは、当事者コミュニティーに聞いたら56個アイデンティティーラベルが見つかったそうです。それに対抗して、イギリスは71個見つけてきた、と。それくらい沢山自分を表現する言葉がある中で、加藤さんは今語られた通り。でも、加藤さんが行政に電話するとして、行政が「あなたの性別は何ですか」と言う風に聞くわけですよね。「男ですか、女ですか」と。それで答えないでいると、これは別な方の実話ですが、答えないでいると顔をあげて、「あぁ、オカマですか」って言ったというんですね。やはりこれは、いかにも二項対立的な、それ以外は「オカマ」にしてしまう。オカマ・ホモというのは放送禁止用語ではないけれども、これを心に突き刺さる言葉として経験してきた当事者が沢山いる中で、「やっぱり行政窓口もそろそろ変えなきゃね」ということを皆さんが日常で語っていただくことで、社会を変えて頂きたいという風にも思います。

市瀬：会場の皆さん、そのほかにどうですか？

会場：今日教えて頂いたお話は、親との関係も切っても切れない話だと思うのですが、親は自分の価値観で大人になって、狭い料簡で子どもを育てますよね。そこに新しい価値観というか、自分を変えたり幅を広げるような価値観で自分の子育てのことを考えるというのは、やはり勉強とか努力がいると思うのですが、親が育つために何が必要か、ということの研究した本などがあれば、どんな本を読めばよいのかお聞かせ下さい。

会場：親のコミュニティーというのはとても少ないと思います。自分が知る限り東京に1つしかなかったもので、「自分がやりたい」と思って自分の仲間と親を呼びました。その中に、戸籍を変更して結婚したカップルがいるのですが、その女性の親御さんがいらした時に、受け入れられるかどうかはやはり親御さんの持っている価値観に因ると感じました。年齢が上の方でも理解されていますし、何というか、本当に個人の価値観によるのかな、と思いました。反対している方もいれば、私の親のように受け入れる方もいる。その方は、LGBT など全く知らないところから私のようなFTMの人にカミングアウトされ、パートナーでさえ「この人何なの？」と思っていたのですが、パートナーのご両親も全く未知の世界にも関わらず受け入れていらっしゃいました。ただ、そのお母様はとても考え方が柔軟でした。ご挨拶の時にも、「今日はFTMやLGBTのことを全く知らなかったもので、勉強しに来ました」と言われましたし、もう1つ印象的だったのが「やはり娘が大好きなので、娘が選んだ相手なので信頼している」ということでした。私が東京の「家族の会」に初めて参加したときにも、当事者の親御さんやLGBTに全く関係ない方もいらしていたのですが、そういうところに参加して、「そういう人生もあるんだ、そういう考え方もあるんだ」ということを知ったので、私自身はぜひそのような会に来て頂きたいです。もちろん私のパートナーのご両親にも、何年後でもいいので、「家族の会」に来て頂くというのが今の目標です。

東：そういう会は少ないですが、欧米ではP-FLAGといって、Parentの“P”のフラッグという会がとても有名です。今回立ち上げられた会や、政治家の尾辻かな子さんのお母様が始められた「LGBTの家族と友人をつなぐ会」など、いくつか団体があるのですが、そういった団体が増えていくのも手ですし、やはりお母さんやお父さんたちも、社会の中で無菌室の中で育てているわけだから、社会が変わることによってしか変わらない価値観や変えられない言動があるのだらうな、と思います。それは例えば、民族差別にしても被差別部落の問題にしても、不妊などについても、結婚相手に難癖付けるといったことについても、社会が変われば変わってくる部分はあるけれども、親たちだけに「あなたが変わりなさい」とか、「この親は大丈夫だったのに、なんであなたはダメなのか」と言ったところでたぶん上手くいかないで、全体を変えていく、ミーティング、つまりいろんな人と交流する場を設けていくというのが一番今有効なのかな、と思っています。

会場：先ほど加藤さんが「自分は『俺についてこい』というタイプでもなかったし、自分らしく」とおっしゃっていましたが、私はそれでいいと思います。男だからこうあってほしい、という観念は失くすべきですし、それはそれでいいと思います。お話を伺っていて、やはり今一番問題なのは、性別変更。戸籍変更の条件が「何で？」って思うような条件ですよ。そういったことはやはり人権にかかわる問題ですし、特に日本というのは「何でここまで条件を付けなくちゃ・・・」と思うようなところが色んな面にありますので、そのことに関して、今LGBTの差別解消法というのが色々言われているようですが、それに戸籍の問題が出てくるかどうかは私ははっきりとはわかりませんが、先ほど先生もおっしゃったように、社会から声を上げていくことが大事ということで、関係者の皆さんはもちろん、私たちのような一般の人たちも、「これはおかしいので

はないか」ということを言っていかなければならないと思いました。まず、「性別変更の条件は本当に人権無視だよ」、とか。先生の資料にも生殖器切除を強要してはならないということで朝日新聞の記事が載っていましたが、やはり性別を変更したい、戸籍を変更したい、と思っている方も沢山いらっしゃるでしょうから、早急にこの点に関しては、「こんなにややこしい条件はダメだよ」という声を上げていかななくてはならないと思いました。

東：補足ですが、性同一性障害特例法が成立したのが 2003 年、施行されたのが 2004 年ですけれども、そこから現在までに 6000 人以上が戸籍を変更した、ということを言いました。この 6000 人という数字は、同じ期間に「GDI 外来」と言われる主要医療機関 23 か所を受診した 24000 人の 20%に相当するんですね。逆に言うと、20%しか戸籍を変えていない。もちろん、20%の人全員が戸籍を変えたいと思っているわけではありませんが、20%というのはすごく低いと思うんですね。この障壁になっているのは、手術要件に限らず、先ほど挙げた診断を受けることから始まる 6 要件です。世界の状況がどれほど違うかというと、アルゼンチン、デンマーク、スウェーデンなどは、診断さえ必要ない。本人が市役所に行って「私は性別を変えます。変えた後は名前を花子から太郎に変えます」これだけで行ける国がもう出てきています。「何で？」と皆さん思うかもしれませんが、「何で？」と思う社会の態度が変わることが大事であって、そもそも診断をどうやっているかということ、本人の語りですよ。今日加藤さんが説明してくれたように、「私は生まれた時からこういう気持ちで、こんな格好で暮らしてきました。こういう経験をしたときにはこういう気持ちでいました」これを基に診断をしているんですね。本人以上に本人のことを知っている人はいない、という考え方に基づけば、本人が役所に行って「性別を変えます」と言うだけでいいではないか、と。そこまで行っている国がもうあって、将来的にはこれが増えていく流れだろうと私は思っています。

市瀬：他はいかがでしょうか

会場：今日はここに来るまで、どういう話が聞けるのかわからずにやってきたのですが、すごく考えさせられるというか、「当たり前って何なのかな」とすごく思いました。グラデーションがあるということで、腑に落ちたなと思うことがありました。一つお伺いしたいのですが、女性としての身体の成長が嫌だったと言われたところの感じと、逆にホルモン療法で身体が変わってきたときの気持ちを少し教えて下さい。

加藤：身体の成長が嫌だったのは、最初はやはり生理でしたね。おそらく小学校の時に保健体育の授業で学んでいたとは思いますが、自分はそれどころではなく、人と違うことがつらかったので、生理とか身体の部位に関する話がとても嫌いで、あまり聞いていなかったんです。男になりたいというか、あまり覚えていなかったのですが、とにかく「自分は女性ではないかもしれない」という感じでいたので、生理が来たときは、まず本当に自分を女性だと受け入れなければいけなかったのがとても辛かったのと、幼稚園の頃から好きな子がいたのですが、その好きな子が女の子だったんです。なので、恋愛について悩んだことが一番多くて、まず好きになってもらう対象ではないので、向こうは自分を女性として見ているけれども、心は男なので、それが損していると思っていました。「どうして普通の男の人は好きになってもらえるのに、自分は好きになってもらえないんだろう」と思ったのがきっかけで、どうしても好きな人に好かれたくて、まず胸が嫌でした。絶対に胸は見せたくなかったですし、鏡をみても全然カッコよくないんですよね。やはり自分の心の中が男なので、テレビをみても「こういう俳優さんみたいになりたいな」という考えしかなかったですし、女優さんをみて普通に「かわいいな」と思っていました。先ほど言わなかったのですが、ちょうど二次成長が始まったときに、頭の中では女性の裸を想像していたんですね。その時に、やはり気持ち悪いというか、人に言ったら絶対に気持ち悪いと思われる、

と聞いていましたが、そのあたりもよくわからなかった、というか。なので、すべて「女」とわかるものが嫌でした。胸も嫌でしたし、声でもすぐ女性とわかる。スカートも嫌でしたね。あとは、彼女ができて街中で歩けないので、人の目も嫌でした。なので、胸を取ったときは、脱げるというのがまず幸せでしたね。海にも憧れていました。男性は脱いでプールや海に入っているのに、自分は何かつけていないと入れない。でも今はTシャツ一枚でOK。その前は、ナベシャツという胸をつぶすものを付けていたので、煩わしかったというのはありました。

ホルモン療法を始めて良かったことは、やはり男性として見られるということで、一番楽になりました。トイレも人の目が気にならない。それまでは、いつも人の目を気にして生きていました。今はパートナーと手を繋げますし。当たり前のことが当たり前にできなかった、というのが本当に辛かったです。周りは当たり前のように人前でイチャイチャしているのに、どうして自分だけ家の中でイチャイチャしなくてはいけないんだろう・・・とか。

東：加藤圭さんはとてもハンサムじゃないですか。見た目がいいんですよ。けれども、見た目はいろんな人がいるわけです。今話を聞いて「良かったな」と思いながら、私が何を思っていたかという、私の友達のことで。当事者の中には、やっぱり何がどう変わろうか、「あの人、実は〇〇なんじゃない」と言うような目でずっとさらされ続けている方が沢山いるんですね。だから、加藤さんの話はすごく良かったと思いつつ、「社会はどうあらねばならないか」というか、「見た目の問題ではなく心の問題なのだから」というところをやはり強調して頂きたい。今日皆さんが帰って、「トランスジェンダーの男性、FTMの当事者に会ったけれども、その辺の男よりもよっぽどカッコよかったわよ」といったような正直な感想は、加藤さんにとっては誉め言葉だけれども、これは他の当事者の人が聞いたら、「じゃあ、見た目がやっぱり一番なのか。心の話ではないの？ どういう風に生きたいか、と言う話ではないの？」となってしまう。この辺を、皆さん微妙なさじ加減でお願いします。

それと、身体を内摘されていないということは、月経はまだ来る？

加藤：ホルモン注射を打つと、生理は止まります。けれど、注射を打つのは大体2、3週間に一回と言われていて、量も2種類あるんです。量によっても違いますし人によっても違うのですが、私の場合は3週間に1回打ちに行くのですが、そのスパンを変えると生理が来ます。

東：加藤さんが今女子トイレに入ったら大変ですよ。当然男子トイレを使われるわけですが、女子トイレにあつて男子トイレにないものといったら、生理ナプキン入れというか、サニタリーボックスが男子トイレにはなかったけれども、最近尿取りパッドなどがあり、男子トイレにも置かれるようになった。これも多様性が可視化されるようになってきたいい効果ですよ。昔は尿取りパッドとか入れるところなんてなかったでしょう。でも今はあるので、そういうのを個室に増やしていくのも、今すぐにできる工夫だと思っています。また多目的トイレを増やすのは良いと思うのですが、基本は誰がどっちのトイレに入ろうか、その人がそっちを使うべきだと思うのであれば使っていていいんだ、と言う世の中にしないとだめだと思っているんですね。やはり、「あなたは特別だからこちらへどうぞ」というのは差別だと思うのです。だから、いたずら目的は別ですが、「私はこういうアイデンティティーでこういう状態だから、男子トイレまたは女子トイレを使うべきだ」と思ったら、用を足しに行くのだから「どうぞどうぞ」って。見た目がどうであれ、性器がどうであれ、「どうぞどうぞ」と言えるような社会にならなければいけないと思うのですが、トイレ問題というのは国内外でもとても大きな問題になっていて、アメリカでは訴訟が起きています。日本でも実は訴訟が2件起こっています。加藤さんは、トイレ問題についてはいかがですか？

加藤：トイレについては資料にも書いたのですが、多目的トイレには絵が描いてあつて、身体障が

い者、身体が不自由な人、老人、の絵が描いてある中で、自分は常に周りが気になっていたの、
「他に使う方がいるのに自分がここを使っていいのか」と悩んでいました。なので、女性トイレ
で嫌な思いをするか、あるいは多目的トイレを使うべきか、と悩んでいたんです。でも、同じ
FTMの仲間に「どうしている？」と聞いたときに、「堂々と多目的トイレに入ればいいじゃん」
と言われたときに、「そっか。人の目なんてどうでもいいや」と思って入るようになってからは
気にならないのですが、やはりあのマークを見ると、「自分はどれでもないな」と思います。でも
この前、「どなたでもお使い下さい」というようなことが描いてあるトイレを見て「これだ」
と思いました。関係ないことですが、自分にとってはその一言で気持ちよく入れました。

東：障がいのある人たちの声からすれば、ただでさえ少ないトイレを「トランスの人に分けなさい
と言われるのは迷惑だ」と言う声は当然あるし、もはや障がい者用とは言わないけれども、要は
障がいのある人々用のトイレとして多目的トイレが作られていて、その性別の区別がないとい
うのが、障がいのある人々への社会の眼差し、障がいのある人が無性として扱われるというか、
先ほどの性的抑圧、ブラックジョークの中にも出てきましたが、それも問題で、トイレ一つの話
題で1時間、2時間語れるくらい色々な問題が詰まっています。女性への暴力もそうですね。女
性車両というのがあるのに、なぜペニスを持った存在の人が入っていいのか。そんなの成り立た
ないでしょう。でもそれがなぜ成り立たないのかというと、女性たちがさらされてきた性暴力へ
の恐怖の問題が片付けられていないのに先に進めないでしょう、とか。本当に色々な角度で議論
ができるので、ぜひ皆さんトイレ問題について論じるシンポジウムというのを企画して下さい。

会場：加藤さんにお名前のことでお聞かせ頂きたいのですが、圭さんと言うお名前とても素敵です
が、戸籍は変更されていないとのことですが、生まれた時から圭さんというお名前だったんでし
ょうか。

加藤：名前は運よく、本名です。

会場：私の勝手なイメージで申し訳ないのですが、圭さんというお名前は比較的女性としても男性
としても通用するお名前かなと思いました。加藤さんの周りのFTMの方で、名前がとても女性
らしくて、どうしても自分の名前に抵抗があって名前を変えたいと思うけれども、戸籍を変えて
いない場合、どのように対応しているのかという点を教えて頂ければと思います。

加藤：私は同じ仲間に「いい名前だね」と言われるのですが、だいたいの方が「子」とか、「美」
という字がついています。ホルモン注射を打っている方で名前だけ変えていない方が、ママと言
う名前で「〇〇ママさん」と呼ばれて「はい」と行くと、「お連れの方ですか？」と言われてしま
い、本人と信用されない。でも、大きい声で何度も何度も呼ばれるので「本人です」と言うし
かない、というのは沢山聞きます。名前変更は意外と簡単で、すぐに変更できます。先日「親の
会」で親御さんが「意味があって名前を付けた」というので、親御さんと考えて新しい名前に変
えたりする方もいます。名前の問題はそこまでこだわりはないです。子どもが恥ずかしい思いを
するのだったら・・・と理解する親御さんもいます。「和美」という名前のままでいるFTMの
方がいるのですが、男性にも「和美」という名前の方がいるので、そのままでもいいや、と言
う方もいますし。人それぞれですかね。でも、名前を変えている方は多いですね。

東：名前の変更は簡単にできます。でも、昔私たちが活動を始めたころには、名の変更でさえ簡単
にできなかった。通称名として使った形跡が5年以上なければいけないということで、別に出し
たくもない手紙を5年間ずっと出し続け、文通し続けたというようなこともありました。それで
その手紙の束を持って「実際に使っていました」と証明して初めて名の変更が認められる。そん
な時代もありましたね。

市瀬：他にありますでしょうか。先生は何か言い残したことはございますか？

東：最初に言いましたように、私も小学校の頃ずっと男装をして、それこそ「東優子」という名前は、私が丙午生まれだから、将来を心配した祖母が「優しい子になりますように」といって「優子」と名付けたんですね。これ自体女性差別も入っているのですが、その「優子」という名前が嫌いで「ゆうじと呼んでくれ」と言っていたのですが全然定着しなくて。私のあだ名は「優」だったので中性的で良かったのですが。そういう風に、私は男の格好をして学校に通っていました。「男の子になりたいな」と思って学校に行っていた。でも、私のように全然当事者性がないという人と、加藤さんのような人と、もっと違う形の、いろんなジェンダーの在り様があるのだということを、たった二つの例ですが、この後ろにはもっと色々あるのだという想像を膨らませて頂きたいということと、日本の中では「性同一性障害者です」と自己紹介するのと同時に、「私、元女性でした」とか「元男子校に通っていました」と当事者の方がよく語られるのですが、当事者は自分のことをどう語ってもいいし、どう表現してもいいし、それはご本人の尊厳とプライドを持って語っておられることなのでいいと思うのですが、社会、他者が当事者の人たちを見た時に、「あの人、本当は男なんだってよ」とか、「元々は女だったらしいわよ」という言い方は、すごく失礼だと思うんですね。「元」とか「本当は」というのは、一体何を根拠に言うのか。例えば、中には物心ついた時からずっと一貫している、と言う方もおられて。「いや、一度も自分は男だと思ったことはない。女だと思ったことはない」と言う人がいる中で、他人から見た時に見える感覚を押し付けるということはやめるべきだろうな、と思います。そういう風に、日常的に当たり前になされている会話を点検しあって、「それってどうなん？」みたいな会話が増えていくといいと思っています。

最後に加藤さん、繰り返したいこと、伝えたかったこと3点がありましたよね。

加藤：こんな風に前に出て、あまり偉そうなことも言えないのですが、私は本当に一般的な暮らしをしているので、自分から「当事者です」と言いたくはないんです。ただ、そのほうが分かり易いかな、と思ってお話ししたのですが、帰ったら普通の人として社会に出て生活をしています。本当にこれからも幸せに生きていきたいんです。自分は明るいです。暗い話もしましたけど、明るくてハッピーなんです。なのに、隣にいるパートナーが100%ハッピーではない状態であることが、今ものすごく辛いんです。先ほどから東先生から、「社会が変わらないと何も変わらない」、とのお話があったので、今日来て頂いてる方々には、近くにそういう方がいたら肯定的な言葉を言って頂いたり、今日話したことを1人でも2人でもいいので、お話頂ければ幸いです。ありがとうございました。

齒朶山：今日は本当にありがとうございました。私たち部落解放・人権徳島地方研究集会はジェンダー・男女平等を中心に議論してきましたが、それがもっと広がって、ジェンダーをもう一回考えなければいけないな、という気になりました。あわせて、加藤さんのお話を聞きながら、私は被差別部落出身で、そのことを言うのにもものすごく勇気がいりますし、部落外の人と結婚すればしたで、いい妻であったり、いい夫であったり、そういうことをずっと演じ続けなければならぬしんどさというの、加藤さんのしんどさと一緒に、私も感じました。東先生がおっしゃったように、世間体やいろんな差別をずっと受け続けていく中で、本当に生きにくい人たちがたくさんいるような世の中は、「どうにかせないかん、世の中変えないかん」という想いにきつと皆さんもなられたのではないかな、と思います。「生まれてきて本当に良かった」という人生を送れるような社会を、一緒にこれからもめざしてまいりましょう。本当に今日はお疲れ様でした。

【編集後記】

昨今、メディアなどを通して頻繁に「L G B T」の文字を目にするようになりました。良くも悪くも性的志向・性自認に関する苦悩や差別に注目が集まるようになり、全国の自治体でも条例制定の動きや差別禁止の取り組みが散見されるようになりました。性の多様性をめぐる問題は、重大な人権問題であり、職場の問題としても取り扱う必要があります。

これまで、徳島ではこの問題が顕在化されず、特に取り上げてきませんでした。37回目の部落解放・人権徳島地方研究集会で初めて「L G B T」の課題を取り上げることにしました。毎年、男女平等(ジェンダー)分科会の参加者は100人前後ですが、今回は260人もの参加があり、「L G B Tの問題は人ごとではない」という関心の表れだと感じました。

今回、加藤圭さんには「当事者として生きる今」と題して、職場や生活において実際直面した問題について赤裸々に語っていただきました。私たちの想像を絶するほどの辛い経験もされましたが、パートナーや家族の支えもあり、それを乗り越えてこられました。

本書を通じ、一人でも多くの方や企業・団体に現状を知って頂くとともに、私たちに出来ることを考え、「誰もがありのままに生きられる社会」を創り上げるために行動していきましょう。

この場をお借りし、編集に際して、ご協力いただいたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

K.B

第37回部落解放・人権徳島地方研究集会実行委員会

2017年6月27日

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1

TEL.088-655-4105

FAX.088-655-4113

L
G
B
T

So
GI